

ISSN 0388-4279

国際関係学部研究年報

第 42 集

2 0 2 2

日本大学国際関係学部

国際関係学部研究年報

第 42 集

2022

日本大学国際関係学部

国際関係学部研究年報第 42 集

目 次

論 文

- 旧満洲黒川開拓団内における戦時性暴力（性接待強要）の力学 …………… 安 元 隆 子 … 1
- can 及び can't の音節末子音の実現とその後続音との関係 …………… 大井川 朋 彦 … 13
- 享保の改革に関する若干の考察 ―財政的側面を中心にして― …………… 大 淵 三 洋 … 23
- テキサス州クリスタルシティ収容所を通して見る
日系アメリカ人の戦争体験の地域性 …………… 武 井 勲 … 33

研究ノート

- 祭祀財産承継に関する民法規定の変遷とその意義 …………… 小 野 健太郎 … 45
- 学部内オンライン英語レベル判定テストの設計―実装と結果 …………… D. オリベイラ … 59
B. アーウィン
A. ヴァーラ内田

CONTENTS

ARTICLES

- The dynamics of wartime sexual violence (forced sexual services)
of the former Manchurian Kurokawa Village Pioneer Team.....Takako YASUMOTO ... 1
- Relationships Between the Syllable-Final Realization of “Can” and “Can’t” and
the Following Sound.....Tomohiko OIGAWA ... 13
- Some Consideration on the Reform of KYOUHOU
— mainly on the fiscal side —Mitsuhiro OFUCHI ... 23
- Regional Aspects of Japanese American Wartime Experiences:
Crystal City Internment Camp, TexasIsao TAKEI ... 33

RESEARCH NOTES

- Changes in the Civil Code Provisions on Succession to Ritual Property..... Kentaro ONO ... 45
- Designing an In-house Online English Placement TestDiego OLIVEIRA ... 59
-Implementation and Results
Bradley IRWIN
Adrienne VERLA UCHIDA

旧満洲黒川開拓団内における戦時性暴力（性接待強要）の力学

安元隆子^{*1}

The dynamics of wartime sexual violence (forced sexual services) of the former Manchurian Kurokawa Village Pioneer Team

Takako YASUMOTO^{*1}

After the defeat, the Kurokawa Village Pioneer Team, who had settled in Toraisyo, was attacked by the Chinese and considered group suicide. However, they decided to return to Japan and asked Soviet soldiers to escort them. Then Soviet soldiers asked for women to provide sexual services. After suffering, the pioneer team executives ordered 15 single women to perform sexual services. They thought it was for the pioneers and this led to tears. Why did such coercion of sexual services occur? This paper looked into the mechanism of this decision from what I consider to be three important points.

1. The influence of the foreigner's words on the decision about the blockage situation, 2. How to select the unfortunate young women, 3. Teaching at the girls' school. As a result, the homosocial relationship between the battlefield and the men who remained in the pioneer team became clear. When providing such sexual services, women were distinguished and placed into three separate groups consisting of married, unmarried, and sex industry workers. And when engaging in sexual services, the power of parents and their position within the pioneer team had an effect. In addition, the background to the women's acceptance of such services was the teaching of a women's educational institution called JYOJUKU.

【はじめに】

第二次世界大戦末期に満洲に渡った旧岐阜県加茂郡黒川村¹開拓団（以後、黒川開拓団）は、終戦の混乱の中で集団自決ではなく生きて帰国することを決意した。そのために、黒川開拓団はソ連兵に警護を依頼することとなった。しかし、警護の代わりに女性の提供を求められ、開拓団は開拓団内の若い女性を性接待に差し出す道を選んだ。この事実は長く伏せられてきたが、性接待を強要された女性たちの証言から公となった²。現在で

は、戦時下の性暴力の実態を知らせ、二度とこのようなことが繰り返されないよう記憶し、語り継ぐべき歴史として、黒川分村遺族会によりこの事実を記した碑が建立された³。メディアもこの事実を取り上げている⁴。また、この黒川開拓団の性接待に関する先行研究としては、猪股祐介、山本めゆの論がある⁵。

論者はこの黒川開拓団の性接待強要の事実を知った際、同じ日本人の、それも開拓団という苦労を共にする同志の集まりの中でこのような性接待強要が決定されたことに驚愕した。なぜこのよ

* 1 日本大学国際関係学部国際教養学科 教授 Professor, Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University

うな事態に陥ったのか、また、このような決断をさせたものは何だったのかを明らかにしたいと考えた。そこで、本論は論者が2021年10月8日に岐阜県ひるが野の佐藤ハルエさん宅にて行った聞き取りを主に、NHKの川恵美が関係諸氏に行った聞き取りをまとめた『告白』と、『岐阜新聞』に掲載された「封印された記憶」(2018年4月24日から11月19日まで連載)の証言を基に、この黒川開拓団が戦時性暴力(性接待強要)に至る過程にどのような力学が働いていたのかを検証し、極限状況下における日本人の意思決定の在り方を考察するものである。

【1】黒川開拓団の性接待強要の経緯

資源と国土が乏しい日本は「王道楽土」と「五国協和」の理念を掲げて満洲国を建国、大陸侵略をもくろみ、その一環として昭和11年8月、「満州農業移民百万戸移住計画」を決定した。その背景には、世界恐慌の影響を受け日本社会が不況のどん底にあり、特に村落共同体の疲弊が大きな問題となっていたという事実がある。同時に、「満蒙は日本の生命線」であり、開拓団に対ソ戦を想定した軍事的防衛の役割も担わせる意図もあった。

まず、試験的な移民が行われたが、軍事と農業という二つの目的が噛み合わず、また伝染病の発生など衛生面での問題もあり、試験移民は迷走した。そこで「百万戸移住計画」が始まり、導入されたのが長野県の大日向村を代表とする分村移民方式であった。ここに大量移民送出のシステムが創り出された。その分村の一つが岐阜県の黒川村であった。

黒川村は吉林省の鉄道京浜線の陶頼昭駅付近に入植した。10の集落より成り、約660人が開拓にあたった。しかし、農業移民の現実には真の開拓ではなく、中国の現地住民の土地や家屋を強制的に安く買い上げたことから、現地住民にとって開拓団民は侵略者以外の何者でもなかったことは周知の事実であろう。これは黒川村だけではなく、大部分の満蒙開拓団に当てはまることであった。

そして、戦況が極めて悪化した昭和20年になると開拓団の男たちも根こそぎ動員され、更に8

月9日には日ソ中立条約を破ってソ連軍が侵攻し、8月15日、遂に日本は敗戦を迎える。すると、満洲国の関東軍の主力部隊は開拓団を見捨てて逃走し、開拓移民は置き去りにされた。武器を持たない黒川開拓団も現地住民の襲撃の恐怖と食料難に襲われる。そのような極限状況の中で、隣の熊本県来民村開拓団が現地住民の激しい襲撃に耐えきれず集団自決したことを知る。黒川開拓団も生か死かの選択を迫られ、「自決」の声が高まったが、最終的に生きて日本に帰国する道を選んだのだった。しかし、この「生きて帰国すること」の選択は次のような大きな犠牲を伴った。

現地住民の襲撃を避けるため、1945年9月、陶頼昭に駐留するソ連兵に警護を頼んだところ、うまく襲撃を逃れることができた。しかし、飲食と共に慰めのための女性をさし出すことを要求される。苦渋の選択であったが、15人ほどの開拓団の女性が集められ、副団長は既婚女性には頼めないで独身女性だけに頼むと語る。もちろん、彼女たちは抵抗の姿勢を示したが、開拓団が生きて祖国に帰るためだと説得され、泣く泣くこれに従った。

その後、ソ連兵が来ると彼女たちは開拓団本部の事務室の中に作られた接待所に呼ばれ、または陶頼昭駅に連れていかれ、性接待をさせられたのだった。「接待」という言葉の意味することも解らずお酒の相手をするだけなのかと思っていたのにソ連兵の性の相手をさせられた女性もいる。彼女たちは行為が終わるまで互いに手を握り合って耐え忍んだという。「泣いても叫んでも誰も助けてはくれない。お母ちゃんお母ちゃんと声が聞こえる」。これはその「接待」役に選ばれた安江善子さんが残した言葉である。この接待所の近くには医務室が作られ、病気や妊娠を防ぐために性接待後の女性たちの体内を洗浄したという。こうした性接待は11月ごろまでの二か月近く続いたという。

そして、翌1946年春にソ連軍が撤退した後、8月に黒川開拓団は陶頼昭を出発した。この時は中国の国共内戦の最中であったが、彼らはその戦火を潜り抜け、9月23日、日本の地を踏んだ。

この後、黒川開拓団員には新たな戦いが待って

いた。帰国したものの故郷に居場所がある者は少なく、団員の多くは引揚者として新たな日本国内の開拓に従事せざるを得なかったのである。そして、性接待を強要された女性たちはその精神的な後遺症と「ソ連兵に犯された女」という中傷に長く苦しめられた。

時を経た1982年、黒川分村遺族会が満洲で性接待の犠牲になった上に現地で亡くなった女性たちのための乙女の碑を建立したが、性接待の事実は長く伏せられてきた。しかし、2013年11月9日、満蒙開拓平和祈念館開館に伴う語り部の会で、性接待を強要された安江善子さんがこの事実を証言した。そして、現在、郡上市高鷲町ひるがの在住の佐藤ハルエさんもこうした戦争の事実を語り伝えていくことこそが務めと考え、また、氏名を公表されていない別のお二人の方もこの過酷な体験について証言されている。これらの証言によって今まで封印されてきた事実が明らかになり、2018年にはこれまでの乙女の碑にこの事実を記した銘板を付設し、翌年に除幕式が行われ、黒川開拓団内の戦時性暴力を今に伝えている。

【2】性接待強要のメカニズム

「戦時性暴力」という言葉は、あらゆる戦争における性暴力を指す。残念ながら、様々な国民が加害者となり、様々な戦争の場面に於いて見られる現象である。日中戦争に限っても、例えば、石田米子と内田知行は、1940年末以来日本軍のトーチカ拠点がおかれた河東村を中心とした地域における日本軍による性暴力被害に関する多くの証言を記録している⁶。逆に、中国人からの強姦もあった⁷。日本の敗戦後の満洲や朝鮮半島に於いて、ソ連兵が逃げ惑う日本人女性を容赦なく蹂躪した例は枚挙に暇がない⁸。そして、これは難民収容所においても同様だった。例えば、『満洲泰阜分村 七〇年の歴史と記憶』には、「方正難民収容所の治安も日ごとに悪くなってきた。人さらい、略奪、強姦、が横行した。彼等の毒牙にかかった婦女子も相当な数に達した」とある⁹。こうした引揚げ女性の性的被害があまりに多いため、1946年3月、博多に二日市（現・筑紫野市）

保養所が開設されたことは周知の事実であろう。これは性的被害者の妊娠中絶のための秘密病院で、47年の閉鎖までに約500件の墮胎手術が行われたとされる¹⁰。

論者は、このような性暴力の実態があったことを踏まえたうえで、黒川開拓団が生き残るために団員の女性に性接待を強制した戦時性暴力には、①外部からの合流者の発言が意思決定に果たした役割、②性の犠牲者の決定方法、③性の犠牲を受け入れる際に果たした女塾の役割、以上3点が重要な働きを示していると考え、以下、検証していく。

①意思決定に果たした外来者の発言の役割

まず初めに、黒川村開拓団における性接待強要の決定過程を再検証する。これまでに明らかにされた証言を総合すると以下の経緯を辿っている。

ソ連軍が陶頼昭に入ってきた時、黒川村開拓団に女性を要求した。その時は関東軍が連れていた慰安婦が対応してくれたのだが、関東軍が武装解除すると彼女たちもいなくなった。そうしている内に現地住民による襲撃が激しくなり、それに耐えきれなくなった隣の来民村の開拓団が集団自決の道を選んだことが伝わる。追いつめられた黒川開拓団も一度は集団自決を考えたが、生きて帰国する道を選ぶ。

この選択を提案したのは佐藤ハルエさんの父親、安江長太郎であった。話し合いの席上、「自決」「自決」という開拓団員の声が高まる中で、安江長太郎は立ち上がり、「命を粗末にしてはならない。どんなことをしても生きて日本に帰国しよう」と強く訴えた。その声を受けて団員たちは生きて帰る道を選択し、その方法を模索することになったのだという。長太郎の娘・ハルエ（帰国後結婚され、現在は佐藤ハルエ）さんによれば、父親の長太郎は養蚕を仙台で学び、養蚕技術を教える教師を目指していたという。論者の聴き取り中も「父は立派な人でした」という言葉が何度もハルエさんの口から発せられ、ハルエさんの父親に対する深い敬愛の情が伝わってきた。長太郎自身は満洲で亡くなってしまい帰国が果たせなかったが、「生きること」を提唱し、結果として黒川

開拓団を帰国に導き多くの生命が救われたのは、この安江長太郎の言葉なくしてはありえなかったと思われる。この選択に導いた安江長太郎の功績は大きい。ただ、この「生きること」を選択したことにより、若い未婚女性たちは大きな苦難を背負うことになる。

生きるために黒川開拓団はソ連兵に援護を頼んだ。すると、ソ連兵の銃撃を目の当たりにした現地住民の襲撃が止んだ。その効果を認めた黒川開拓団は引き続きソ連兵に警護を頼もうとしたところ、再び女性の提供を求められた。しかし、前述したように、関東軍と共に行動していた慰安婦はもういなかった。ではどうしたらよいか。その時、黒川村開拓団の団長は徴兵され不在だった。残された副団長はじめ開拓団幹部が話し合った結果は、未婚の女性たちに身体を提供してもらうということだった。

ソ連軍への援護の依頼を提案したのは避難途中の外部からの合流者であった。この時、開拓団に滞在していた外来者で名前が明らかになっている者は二人いる。一人は「あらい」という医師で、性接待の後の避妊や洗浄の方法を指導した。もう一人はロシア語が堪能な「辻」という人物であった。ソ連軍との交渉をしたという事実からこの辻だと考えられる外来者は、性接待の必然性を親たちに次のように説いたという。「第一次世界大戦の時敗れたドイツに居た時の話である。敗戦に女はつきものだ。あの時連合軍に犯されて、ベルリン処女なしと言った。如何にしても皆さんは、娘をその犠牲から護る事は出来ないだろうと。」¹¹

窮地に追いやられ閉塞した開拓団の状況にこの外部からの合流者がもたらした情報「敗戦に女性の犠牲はつきもの」は、その意思決定に大きな影響力を持ったと考えられる。この言葉に背中を押されるように性接待が決定的になったと言ってよいだろう。

そして、この辻と思われる発言者の「ベルリン処女なし」という言葉は、第一次世界大戦後の連合軍兵士（モロッコ、チュニジア、アルジェリア、マダガスカル、セネガルなどの植民地兵を含む）によるドイツ人女性への強姦を指していると思われるが、この言葉は記憶違い、またはどの段

階かは定かではないが「第二次世界大戦後」の記載間違いであった可能性も全くないわけではない。というのも、第二次世界大戦においてベルリンが陥落し、ドイツが無条件降伏した1945年5月8日以降、ソ連占領地域ではソ連兵による強姦が多発しており、そのすさまじい被害の状態が多く研究者によって取り上げられているからだ。その一つに次のような報告がある。

ベルリンの二つの主要病院によるレイプ犠牲者の推定数は、9万5000 ないし13万人。ある医師の推定では、ベルリンでレイプされた10万の女性のうち、その結果死亡した人が1万前後、その多くは自殺だった。東プロイセン、ポンメルン、シュレージエンでの被害者140万人の死亡率は、ずっと高かったと考えられる。全体ではすくなくとも200万人のドイツ女性がレイプされたと推定され、くり返し被害を受けた人も、過半数とまでいかなくても、かなりの数にのぼるようだ¹²

いずれにしても、敗戦時、数えきれないほどの女性たちが性暴力の犠牲になる状況を象徴する言葉が開拓団の外来者の語った「ベルリン処女なし」だったのに違いない。そして、この言葉が開拓団内の女性の提供を正当化したのである。発言者は開拓団の外部からの、しかもこの発言者が辻であればより一層、ロシア語が堪能でソ連軍との意思疎通が可能な者の言葉ゆえに、開拓団内部の者には権威ある言葉として決定的な影響力を持ったと思われる。この発言者は避難の途中で開拓団に合流し、開拓団も同じ日本人のよしみでしばらくの逗留を許したと想像されるが、彼の来歴の詳細いことはわからない。佐藤ハルエさんによれば、もちろんこの辻という人物を知っていたが、辻はあくまでも外部の人間でありその後のことは全く分からないという。開拓団が日本に帰国する際、一緒に行動していたという記録や人々の記憶はない。考えてみれば命からがら逃避行を続ける者にとって、この言葉は自身が生きるためのものでもあったはずだ。この言葉の主が辻だとすれば、ソ連兵との交渉にあたった辻は開拓団民の命と共に自分の生命の保全をも少なからず考え合わせ、このように説得したものと考えられる。こう

した含意の有無を除いても、開拓団内が閉塞状況に置かれている故に、外来者の言葉に感化されたことが黒川開拓団の性接待強要を生み出す大きな要因となったことは確かである。

このような外来者のもたらす危機的状況は、敗戦後の混乱状況の中ではよく見られた現象であった。

敗戦後まもない朝鮮半島でスパイの疑いをかけられてシベリアに抑留され、その後も長く帰国することが叶わず留め置かれた蜂谷弥三郎という日本人がいる。彼を支えた現地のロシア人妻と彼の帰りを待ち続けた日本人妻、その二人が蜂谷と互いを思いやる姿は人間愛に富み感動的である。その経緯を記した蜂谷の書いた自伝や蜂谷と二人の妻を巡る物語が刊行されている¹³。彼がなぜこのような過酷な運命を辿ることになったかと言えば、敗戦の混乱の中で安岡という正体不明の流れ者に親切にしたことがあり、その男の密告からシベリアに抑留されたのである。安岡は己の身の保全のために真実とは異なる情報をまるで真実であるかのようにソ連軍に提供したと思われる。その結果、蜂谷はスパイと見做され、彼の人生は大きく変わってしまった。同じ日本人の運命を狂わせた日本人がいたことは事実なのである。望月百合子は敗戦前後の新京の様子を書き留めた「望郷の都・新京」¹⁴の中で、白日の下、繰り返される夫や子供、公衆の面前でのソ連軍による女性たちへの集団暴行を告発しているが、同時に外国軍に密告をし、同胞を売る日本人男性の姿も書き留めている。黒川村開拓団の外来者の言葉は、この密告と通底しているものがあると思われる。

そして、この外来者の発言は本当に正しかったのだろうか。ソ連兵の性的な暴虐の数々があったことや現地住民の襲撃のすさまじさは前述した通りであったが、奪うものがもう何も残っていないとわかった時、現地住民の襲撃は止んだ、という他の開拓団の証言もある。郊外に位置する開拓団の人々が終戦後、既に開設されていた都市部の日本人避難所に避難する道もあった。成田龍一は日本人の敗戦に伴う移動について、「居住者」(日本人会などの組織を作り、避難民を救援した)「疎開者」(ソ連侵攻時にいち早く情報を得て移動を開始

した者)「避難民」「逃避行」(開拓団から都市部に辿り着こうと移動をする人々)という新たなヒエラルキーが形成されたことを指摘している¹⁵。黒川開拓団はこの逃避行をもっと早く決行することができなかったのか、という疑問も残る。

しかし、この判断は非常に難しかったと思われる。というのも、逃避行の途中でソ連軍兵士や現地住民に襲われ、また、難民収容所に着いてもソ連軍兵士の略奪や女性が強姦されることは日常茶飯事であったことが数多くの引揚体験談に残っているからである。現に、黒川開拓団は46年春のソ連軍撤退後8月に徒歩による避難を始めたが、松花江に辿り着くと、そこに掛かっていた鉄橋は既に落とされており、中国人に船を出す代わりに女性を要求され、ここでも佐藤ハルエさんをはじめとする団の若い女性たちが「もうソ連兵に犠牲になってるから、ここを渡るためにあんたら頼むよ」と言われて犠牲になったのである¹⁶。しかし、「ソ連兵が何度も居留民会へやってきて、女を出せって要求するので、県長の孫重明にたいし、ここにいる日本婦人は農民ばかりだ。哈爾濱に行けば売春婦がたくさんいるから探してくる、金をくれと言ひ、六千円もらって木股君たち三人に行ってもらったのです」という証言もあり、開拓団内の女性を犠牲にするのではない方法を模索していた開拓団も現にあったことがわかる¹⁷。

このように、開拓団が生き残るために自らの団員女性に性接待を強要するという事態を避ける選択肢が全くなかったわけではないということ、そして、黒川開拓団が選択した団員の未婚女性に性接待を強要する決定の契機になったのが、閉塞状況の中にもたらされたロシア語を話す外来者の外部情報を伝える言葉であり、彼の示唆する方向へ開拓団の意思決定が流されてしまった可能性が高いということを指摘しておきたい。

②性の犠牲者の決定方法

ソ連兵は女性の提供を堂々と要求した。黒川開拓団においても、初めに女性の提供を求めたのはソ連兵であったとの複数の証言がある¹⁸。黒川開拓団とは別の長野県の大古洞開拓団では、

降伏勧告を受け入れた後、1000名余りで越

冬を決意しました。しかし、12月23日ソ連軍の使いが「軍用の慰安婦を2名出せ、出さなければ男性を皆殺しにする」と迫ってきた。とある。こうした要求に開拓団はどう対処したのか。大古洞開拓団の記録によれば、「団長は会議を開くものの結論が出ないまま困惑した」。すると、避難していた小古洞と漂河開拓団の婦人二人が、「私たちが行きましょう」と名乗り出て、団長が団員を前に「私はじめ団幹部が切腹すべきところだが、千余名の集団のため犠牲になってくれ」と血涙の言葉を述べ、全員が泣きさけぶ中、二人は去っていったとある¹⁹。この証言が示す通り、自ら名乗り出た女性がいたことも事実のようだ。

一方、前述の満洲泰阜村では「過去において経験のある慰安婦を収容所に集めて、彼らに操を提供し、一般の婦女子への魔の手を防いだ」。ここには性を職業とする女性がまず犠牲になるという構図がある。これは黒川開拓団の場合と同じである。ただ、続けて次のようにも述べている²⁰。

この犠牲になられた人達には、お礼を申し上げなければならぬと思う。この人達がいなかったならば、もっと多くの婦女子が毒牙にかかり、恥辱を受ける結果になったであろうことは、私がここで言うまでもない。

このように、女性たちを守るために、まず性を職業とする経験のある女性に頼む、ということが行われたようだ。

これは嫩江市街の収容所でも同じで、12月末にひどい食糧難に襲われた際、食料を渡す代わりに女性を出せとソ連兵に迫られ、日本人会では料亭で水商売をしていた女性をソ連の司令官に差し出した。そして、班ごとに兵士たちの相手をする女性を2人ずつ出すように要求され、2軒の料亭の女性たち24人に避難所の娘たちを救ってくれと頼みこんだという証言が残っている²¹。

では、このような性的職業の女性の存在がない場合はどうしたのか。こうした不幸な役割は誰でも回避したい。しかし、どうしてもということならば運を天に任せる方法しかないと考え、くじ引きでソ連兵の相手を決める、という場合もあった。『満洲集団自決』は次のような回想を取りあ

げている²²。

毎晩ソ連兵が来て香川団の女の人達は皆犠牲になっている。(中略) こうしなかったら汽車も出してもらえません。瑞穂の皆さん「うそもほうべん」という言葉があります。どうかこの難関を突破させてください。

そう頼まれて彼女が引いたくじは、一二番だった。彼女の前に一人もいたということになる。板敷の上で太ったソ連兵の相手をさせられた。病気のないように祈るしかなかった。何としても故郷に帰りたい一念だったと記す。

しかし、黒川開拓団では性的職業従事者への依頼や、くじ引きではなく、別の方法で犠牲者が決まったことに注目すべきである。

黒川開拓団の副団長が15名ほどの女性を集めて語ったのは「奥さんには頼んでなあ、あんたら独身だけ、どうか頼む」という言葉であった。この点について、古久保さくらの指摘²³を踏まえた猪股裕介の次のような指摘が既にある²⁴。すなわち、残された男たちは「出征兵士の銃後を守ること」が「お国のため」と認識しており、残された男たちには「招集されて不在の仲間たち=男性への配慮」が存在しているのである。つまり、残った男性と既に従軍していて不在の男性とのホモソーシャルな絆が優先されていて、このような性の犠牲を銃後の妻たちに依頼することは戦場の男たちに申し訳ない、という心情があったことを指摘している。犠牲になる独身の女性たちは出征兵士の名誉を汚さないためにも兵士の妻よりも下位に置かれたのだ。こうした男性中心の論理だけではない。黒川開拓団で性接待を担った女性15人の中でリーダー的存在であり、泣きじゃくる年下の少女たちを慰め励まし、自らは妹を庇い妹の分まで接待に出た安江善子さんは両親があまり裕福ではなく、開拓団内の地位が低かったという。また、逆に副団長の娘も性接待に差し出されたが、その回数は他の人たちより少なかったとの証言もある。こうした開拓団内の人間関係も接待の強要に影響を及ぼしており、弱者にそのしわ寄せがいったと考えられる。

このように、性的犠牲者となった女性たちは開拓団の男性幹部たちから分節化され、性的職業従事者、独身者、開拓団内の階層または力関係によるランク付けによってこの理不尽な役回りを引き受けさせられたのである。

しかし、こうした性接待強要に働いた力学にはほかにも要因があると考えられる。次にその力学について指摘する。

③女塾の教え

当時、日本政府は開拓団員に精神的な平安をもたらす開拓を安定して発展させるために、また、混血を防ぎ、大和民族の純潔を保つために女性たちを「大陸の花嫁」として満洲に送った。こうした女性たちの養成所、それが女子拓殖訓練所であった。そして、満洲にも花嫁養成所を作りたいという関東軍の意向を受け、昭和14年、東安省密山県北五道崗山形村内に満洲初の開拓女塾ができた。そして、昭和18年度には13ヶ所に増設されている。吉林省舒蘭県小城郡上開拓団内に設置された郡上開拓塾もその一つであった。これは岐阜県送出の郡上村開拓団に新設された興亜凌霜女塾で、既に郡上村開拓団が独自に拓務訓練のために作っていた興亜凌霜塾の女子部を開拓総局が開拓女塾として認めたものであった²⁵。凌霜塾とは、幕末の郡上藩士、凌霜隊を顕彰したもので、辛苦に耐え、主君の恩に報いる凌霜魂を開拓の精神的な支柱として掲げていた。

女塾では通常、開拓の心構えや農業や裁縫、手芸や家事の方法などについて学んだが、猪股祐介は次のような女塾生の言葉を聴取している²⁶。

もう、だんだん、女塾にいるうちに、こう戦争が激しくなってきたから、「日本人の女性として、あくまで、最後を、あの、立派にがんばれ」ということを、いつも、それを言われましたね。どんなことが、もうこれ鼻先に、あの危険が迫っているこういう状態では。それだから、しっかり、日本女性に恥じないように、最後を務めよ」ということをやかましく言われました。

この「最後を務めよ」とは、日本民族の誇りを守るために自決をすることであると猪股は指摘す

る。北安省綏稜県瑞穂村が495人の集団自決をはかったのは昭和20年9月17日のことであった。土地を奪われた現地中国人の襲撃が続き耐えきれず、毒薬をあおったのである。追いつめられて行く開拓団の状況を綴った「難民被害状況概要書」²⁷には、「生きて虜囚の辱めを受けず」とうたった戦陣訓の精神が色濃く反映されていると思われる「生キテ彼等ノ玩具トナルヨリ、イツソ自決スルコト」の言葉が見られる。瑞穂村はこの言葉に従って死に至ったのである。凌霜塾で教えられた「日本女性に恥じないように、最後を務めよ」という言葉も同じ精神に依るものと考えられる。

しかし、同じ女塾に在籍した黒川開拓団の佐藤ハルエさんの捉え方は異なる。そこには微妙なニュアンスの違いが存在する。佐藤さんは当時の女塾の川原壮之進塾長が語った「この戦いに敗れる事はあっても、難関を切り抜ける精神をもつこと」という教えを強く記憶している。「郡上村の女塾において、川原塾長がどんな事が有るかもしれん。戦争が起きたら女は犠牲になることはきまったようなもんだから、あんたら、そのつもりでおれよ」とって、先生はお見通しでそういう教えをくださったんです。」という²⁸。この度行った佐藤ハルエさんへの聴取で、この点について論者が確認したところ、女塾で学んだことは開拓の心得や日本人としてどう生きるかといった精神論が中心だったということであった。といっても「日本女性に恥じない最後」換言すれば大和撫子として純潔を守ること、そして、「若しこの戦いに敗れる事が有っても異民族の中の日本女性としての覚悟」つまり、自決の覚悟を持つことを説かれた記憶はないと言う。「死ぬことを教えられたことはない」「あくまでも開拓団のためにどのように生きるかを教えられた」というのが佐藤ハルエさんの述懐であった。

黒川開拓団の女性たちは開拓団が生きて帰るか性の犠牲になるかという選択を迫られ性接待を泣く泣く選んだ。大和撫子として純潔を守る死とは真逆のことを行わざるをえなくなった彼女たちの混乱と苦悩の深さは想像に難くない。しかし、こうした純潔思想だけではなく、女性が性的な犠牲を強いられるであろう事を示唆し、それに耐える

覚悟をも醸成していたのが女塾だったということになる。このような教えが開拓団における性的犠牲と忍従の根底にあり、それは女塾というシステムによって構造・強化されていたのではないかと考えられる。

また、佐藤ハルエさんは父親が生きて帰ることを主張し開拓団の方向性が決まったため、その父の想いに応えようとしたとも語っている。彼女の父は娘に「死んでしまうよりは犠牲になっても日本に帰らなならんで、がんばるよりほか仕方ないな」と励ましたという。自らが性の犠牲となっても開拓団の皆の生命を優先するという考え方に導いた女塾の教えと共に、敬愛する父の言葉に従う姿勢が佐藤ハルエさんを支えていたと考えられるのである。佐藤さんは一部の単独行動によって先に開拓団を離れた人々²⁹や病気で亡くなった人々を除き、開拓団が無事に故郷に戻ることができたことを誇りに思っていると語った。もちろん、佐藤ハルエさん自身、性接待に出たことに対する中傷に傷つき、うつされた性病の治療もしなければならなかったが、全ての事情を承諾した上で自分と結婚した夫の佐藤健一さんに深く感謝し、今もなお続く黒川分村遺族会の絆を誇りにしている。この「黒川開拓団という集団」への強い献身、忠誠が何よりも勝っていたと思われる。

黒川開拓団で性接待を強要され、存命の方は現在、佐藤ハルエさんを含め3名のみである。しかし、後世にこの事実を伝えることに使命感を持ち、名前を公表して証言をされているのは佐藤ハルエさんだけである。やはり家族や知人に知られたくないという気持ちが強く名前を公表しない方、また、黒川村とは一切関わりを持ちたくないという姿勢を貫いている方もいる。こうした現実を考えると、性接待の強要も、性を提供せざるをえない状況に追いつめられた女性たちがいたことは事実なのだが、そこには様々な意思が存在しているのであり、一律に女性たちの想いをまとめることは難しいと言わざるをえない。しかし、女塾で教えた「大和撫子の持つべき貞操観念」は性接待を強要された女性たちを苦しめたであろうし、「開拓団のために尽くせ」と言う女塾の教えもまた、未婚女性たちに性接待を受け入れさせること

となった。戦時下の女性の精神を司った女塾の教えは黒川村開拓団の性接待強要を成立させた大きな要素となっており、看過できないものがある。

【終わりに】

以上、黒川開拓団内の性接待強要という戦時性暴力の力学について考察してきた。黒川開拓団は敗戦時の在籍人数662名中、死亡者208名、残留孤児3名、帰国を果たしたのは451名であった。瑞穂村や来民村のように全滅した開拓団もあることを考えると黒川村の帰国者実数はかなり多い。しかし、その背景には黒川村開拓団内の未婚女性たちがソ連兵や中国人への性接待を強要されるという事実があったのである。本論は、この性接待の強要について①意思決定に果たした外部からの合流者の発言、②性の犠牲者の決定方法、③女塾の教え、以上3つの観点から考察した結果、閉塞状況の中で外来者の言葉が大きな影響力を持ち、犠牲者の女性は男性団員と不在の男性団員との精神的ホモソーシャルな関係の下に置かれ、既婚か未婚かに分断、階層化されたこと。そして、更に女性の中の弱者にしわ寄せがいく構造が作られていたことが明らかになった。同時に、開拓団に所属している以上、開拓団員の生命を尊重し開拓団の決定に従わざるをえないという、つまり「個」よりも「共同体」を重んじる日本人の精神構造が大きな役割を果たしていたことも浮かび上がった。これらの点は現代の日本社会にも通じるところが大いにある。黒川開拓団の性接待強要のメカニズムについて研究することは過去の歴史研究ではなく、我々の生きる社会を考察することにつながっている。

【注】

- 1 現在の岐阜県加茂郡白川町黒川地域。
- 2 安江喜子さんが2013年11月9日、満蒙開拓平和記念館の語り部の会でこの事実を明らかにした。また、佐藤ハルエさんもこの事実を

- 公表している。
- 3 2013年、黒川村分村遺族会が黒川の佐久良太神社境内に既に建立されていた「乙女の碑」に2020年「碑文」を敷設し、後世にこの事実を知らせている。
 - 4 平井美帆が黒川開拓団の取材の成果をまとめ、ルポ「忘れない あの凌辱の日々 忘れさせない乙女たちの哀咽」を『女性自身』(光文社、2016年10月4日号)に寄稿(2022年1月、『ソ連兵へ差し出された娘たち』として集英社より刊行)。その後、2017年8月5日、NHKが60分間のドキュメンタリー番組ETV特集「告白～満蒙開拓団の女たち～」を放映(2020年3月、川恵美・NHK ETV特集取材班が『告白 岐阜・黒川満蒙開拓団73年の記録』として、かもがわ出版より刊行)。ANNは2019年3月1日、「満蒙開拓団“戦争と性暴力”の史実を刻む」、2020年3月「史実を刻む～語り継ぐ“戦争と性暴力”」を放映した。また、『岐阜新聞』が「封印された記憶——岐阜・満州開拓団の悲劇——」として2018年4月24日から11月19日まで連載。
 - 5 本論末尾、参考文献参照。
 - 6 石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力 大娘たちの戦争は終わらない』(創土社、2004年)
 - 7 例えば、合田一道『開拓団壊滅す「北満農民救済記録から」』(北海道新聞社、1991年)には、ソ連軍の突然の侵襲により逃走の途中、素っ裸にされ複数の満人たちに襲われたこと、やっとたどり着いた難民収容所ではソ連兵が手当たり次第に女性に暴行を繰り返していたという回想手記が紹介されている。(pp.169～174)
 - 8 下川正春は『忘却の引揚史 泉靖一と二日市保養所』の中で、山口放送『奥底の悲しみ——戦後七〇年、引揚げ者の記憶』(2015年)(日本放送文化大賞グランプリ受賞)の、ロシア兵による相次ぐ強姦の情景の証言を紹介している。目の前で女たちが強姦され抵抗すれば撃ち殺される場面、妻が連れていかれるのを泣きながら見つめるしかない夫の姿、ソ連兵に抵抗する妻に「負けたんだから、命まで取られんから」と言うことしかできない男の姿などが記されている。
 - 9 『満洲泰阜分村——七〇年の歴史と記録』(不二出版、2008年)所収、熊谷秋穂「大陸流転」p.502
 - 10 新海均『満州集団自決』(河出書房新社、2016年) pp.207～208
 - 11 黒川村開拓団員・曾我久夫さんの『手記 中華人民共和国 東三省乃三年間』9月23日の記録(川恵美『告白』p.68より)
 - 12 Antony Beevor, *Berlin The Downfall 1945*, 2002 : 邦訳 アントニー・ビーヴァー『ベルリン陥落 1945』川上洗訳、白水社、2004、邦訳の p.602。なお敗戦直前・直後の具体的な状況については pp.465～468、p.482、pp.601～614 に詳しい。
 - 13 蜂谷弥三郎『望郷 二つの国 二つの愛に生きて』(致知出版、2012年)、村尾靖子『クラウディア 奇跡の愛』(海拓舎、2003年)、村尾靖子(文)小林豊(絵)『クラウディアのいのり』(ポプラ社、2008年)、村尾靖子『クラウディアの祈り』(ポプラ社、2009年)、坂本龍彦 編著『シベリア虜囚半世紀 民間人蜂谷弥三郎の記録』(恒文社、1998年)など。
 - 14 『大東亜戦史6 満州編(上)』(富士書苑、昭和44年)所収。pp.278～279には「同胞を売る男たち」と題し、逃げた関東軍の代わりに軍隊に所属したことのある男たちを駆り集めてシベリアに送ろうとするソ連兵からの圧力で、仲間を密告する日本人の男たちの話がある。
 - 15 成田龍一『増補「戦争経験」の戦後史 語られた体験／証言／記憶』(岩波現代文庫、2020年)
 - 16 黒川開拓団は1946年8月下旬、鉄路で長春を目指し、陶頼昭を出発した。陶頼昭と徳恵駅間の鉄橋が既に破壊されており、現地の中国人が船を出す代わりに女性を要求したため、団幹部が未婚女性に性接待を強要した。この事実は語られてこなかったが、2017年

の陶頼昭訪問の際、この「松花江渡河における痛ましい事件」の説明があった。そして、『岐阜新聞』の「封印された記憶——岐阜・満州開拓団の悲劇——」の(6)「引き上げ時、『船渡す代わり』中国兵が要求」の中でも匿名の証言が掲載されている。

- 17 『開拓団壊滅す「北満農民救済記録から」』(注7と同じ) p.228
- 18 注11の曾我久夫さんの手記のほか、黒川村開拓団の一員であった藤井恒さんの回想(川恵美『告白』p.226)
- 19 『開拓団壊滅す「北満農民救済記録から」』(注7と同じ) p.90
- 20 『満洲泰阜分村——七〇年の歴史と記録』(不二出版、2008年)所収「大陸流転」熊谷秋穂、p.502
- 21 杉山春『満州女塾』(新潮社、1996年) p.213
- 22 『満洲集団自決』(注10と同じ) pp.200～201
- 23 古久保さくら「満洲における日本人女性の経験——犠牲者性の構築——」(『女性史学』第9号、1999年7月) pp.1～14
- 24 猪股裕介「ホモソーシャルな戦争の記憶を超えて——満洲移民女性に対する戦時性暴力を事例として——」(『軍事史学』51巻2号、2015年9月、p.103)
- 25 注21のp.54
- 26 注24のp.101
- 27 引用は『開拓団壊滅す「北満農民救済記録から」』(注7と同じ) pp.140～141
- 28 川恵美・NHK ETV特集取材班『告白 岐阜・黒川 満蒙開拓団73年の記録』(かもがわ出版、2020年)
- 29 安江善子さんは、敗戦翌年の4月に両親ともにチフスで亡くなるが、母親が亡くなる前に早く開拓団を出るようという言葉を残したことがきっかけとなり、幼い弟と妹を連れて開拓団を離れ、大変な苦勞をしながらも開拓団より約一か月早く帰国した。

【参考文献】

- ・平井美帆「忘れたいあの陵辱の日々忘れさせない乙女たちの哀咽」(『女性自身』59巻35号、2016年10月4日) pp.62～68
- ・川恵美・NHK ETV特集取材班『告白 岐阜・黒川 満蒙開拓団73年の記録』(かもがわ出版、2020年)
- ・「封印された記憶——岐阜・満州開拓団の悲劇——」『岐阜新聞』2018年4月24日から11月19日まで連載。
- ・二松啓紀『移民たちの「満州」 満蒙開拓団の虚と実』(平凡社、2015年)
- ・加藤聖文『満蒙開拓団 虚妄の「日満一体」』(岩波書店、2017年)
- ・合田一道『開拓団壊滅す「北満農民救済記録から」』(北海道新聞社、1991年)
- ・下川正春『忘却の引揚史 泉靖一と二日市保養所』(弦書房、2017年)
- ・新海均『満洲集団自決』(河出書房新社、2016年)
- ・杉山春『満州女塾』(1996年、新潮社)
- ・相庭和彦・大森直樹・陳錦・中島樹幹・宮田幸恵・渡辺陽子『満洲「大陸の花嫁」はどうつくられたか』(明石書店、1996年)
- ・下川松治『忘却の引揚げ史 泉靖一と二日市保養所』(弦書房、2017年)
- ・『満洲泰阜分村——七〇年の歴史と記録』(不二出版、2008年)
- ・蘭信三編著『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年)
- ・『大東亜戦史6 満州編上』(富士書苑、昭和44年)
- ・『大東亜戦史7 満州編下』(富士書苑、昭和44年)
- ・成田龍一『増補「戦争経験」の戦後史 語られた体験／証言／記憶』(岩波現代文庫、2020年)
- ・「特集シンポジウム『戦争と性暴力の比較史へ向けて』を読む」(『立命館言語文化研究』30巻3号、2019年2月)
- ・上野千鶴子・蘭信三・平井和子編『戦争と性暴力の比較史へ向けて』(岩波書店、2018年)

- ・石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力 大娘たちの戦争は終わらない』(創土社、2004年)
- ・古久保さくら「満洲における日本人女性の経験—犠牲者性の構築—」(『女性史学』第9号、1999年7月)
- ・猪股祐介「満洲体験を語り直す——岐阜県黒川村分村遺族会を事例として——」(蘭信三編著『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年)
- ・猪股裕介「ホモソーシャルな戦争の記憶を超えて満洲移民女性に対する戦時性暴力を事例として——」(『軍事史学』51巻2号、2015年9月)
- ・猪股祐介「満洲移民の引揚体験——岐阜県黒川開拓団を事例に」(『アジア遊学』145号、2011年9月)
- ・山本めゆ「戦時性暴力の再-政治化に向けて——『引揚女性』の性暴力被害を手掛かりに——」(『女性学』22号、2015年3月)
- ・山本めゆ「『引揚』と性暴力被害」(『ジェンダー史学』15号、2019年10月)
- ・山本めゆ「『二日市保養所』との出会いと再会」(『福岡女たちの戦後』1、2016年)
- ・山本めゆ「引揚げの記録/記憶に於ける性暴力の主題化——「水子のうた」を学び超えるために——」(『福岡女たちの戦後』2、2017年)
- ・山本めゆ「生存者の帰還——引揚援護事業とジェンダー化された<境界>——」(『ジェンダー研究』17号、2015年2月)
- ・アントニー・ビーヴァー『ベルリン陥落 1945』(川上洸訳、白水社、2004年)
- ・ヘルケ・ザンダー、バーバラ・ヨール編著『1945年 ベルリン解放の真実——戦争・強姦・子ども——』(現代書館、1996年)
- ・蜂谷弥三郎『望郷 二つの国 二つの愛に生きて』(致知出版、2012年)
- ・村尾靖子『クラウディア 奇跡の愛』(海拓舎、2003年)
- ・村尾靖子(文) 小林豊(絵)『クラウディアのいのり』(ポプラ社、2008年)、村尾靖子『クラウディアの祈り』(ポプラ社、2009年)
- ・坂本龍彦 編著『シベリア虜囚半世紀 民間人 蜂谷弥三郎の記録』(恒文社、1998年)

can及びcan'tの音節末子音の実現とその後続音との関係

大井川 朋彦^{*1}

Relationships Between the Syllable-Final Realization of “Can” and “Can’t” and the Following Sound

Tomohiko OOIGAWA^{*1}

The present research has two main goals: to reveal relationships between the realization of the syllable-final consonant(s) of *can* and *can't* and the sound which follows *can* or *can't*, and to confirm the claim in a previous study. According to Ooigawa (2018) *can* is realized with a clear long nasal consonant, whereas *can't* is realized without any nasal consonants or with a very short one. This claim was generally confirmed in a corpus-based study (Ooigawa, 2020). However, this study did not deal with the sounds which follow *can* and *can't*. It is predicted that the realization of the coda of *can* and *can't* can depend on the following sound. In particular, the two words can be phonetically close to each other when they are followed by a vowel (e.g., *I can/can't imagine*) because the *n't* in *can't* can be realized as [ɾ̃]. According to the corpus analyses in the present study, codas were realized as [n] or [ɾ̃] before a vowel for *can* (90%) and *can't* (66%). However, the duration of the nasal consonant in *can* was significantly longer than in *can't*. The claim in the previous study (Ooigawa, 2018) is consistent with the findings in the present study.

1. 導入

1.1. 目的

本研究の目的は *can* の /n/ 及び *can't* の /nt/ の実現とその後続音との関係を明らかにし、先行研究の主張が正しいかどうかを検討することである。英語は様々な国々で広く使用されており (Crystal, 2019, pp.98-125; Kachru, 1992)、もっとも重要な国際的な言語の1つであると考えられる。英語の法助動詞 *can* は *would* に次いで2番目に頻繁に使用される法助動詞であり、その否定の縮約形 *can't* も頻繁に使用されるが、その原形の *cannot* は会話ではあまり使用されない (大井

川, 2021)。さらに、学習者や仕事で英語を用いることが多い関係者から両語の聞き分けに関する不満の声も聞かれる。例えば、通訳現場・訓練において *can* 及び *can't* の聞き分けに困ることがあるという報告もあり (Takahashi & Ooigawa, 2012)、両語の音声・音韻的特徴を明らかにし、学習者のための適切な発音や聞き分けの訓練法考案につなげることは重要であると考えられる。

英語の法助動詞 *can* の発音は弱形 ([kən] など) と強形 ([ˈkæn] など) の2種類に分かれ、弱形として実現することが多いが、強形で出現することも少なくない (大井川, 2021)。北米系英語において、*can* が強形として実現した場

*1 日本大学国際関係学部国際教養学科 助教 Assistant Professor, Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University

合その母音が常に強形で実現するとされる can't ([ˈkænt] など) のものと類似し (Jones, Roach, Setter, & Esling, 2011; Upton & Kretzschmar Jr., 2017; Wells, 2008; 大井川, 2021)、can't の /t/ は [t] として実現しないことも多い (Wells, 2008; 大井川, 2020)。そのため、両語を強勢の有無や母音の質の差異や [t] の有無のみで弁別することは困難であると考えられる。実際、複数の研究において音節末における /n/-/nt/ の対立が存在しない言語の母語話者にとって、北米系英語の can 及び can't の正確な弁別や同定は音韻・音声的条件により困難になることが示されている (Ernestus, Kouwenhoven, & van Mulken, 2017; Ooigawa, 2014, 2018; Takahashi & Ooigawa, 2016)。そこで、より確実な手がかりとして音節末の鼻子音 (/n/) に着目すべきであると主張されている (Ooigawa, 2018)。つまり、can には音節末の子音として明瞭で持続時間が長い鼻子音が存在し、一方 can't には全く鼻子音が存在しないかとても短い鼻子音を伴うとされており、このことは音声コーパスの分析により証明された (大井川, 2020)。つまり、can は音節末に鼻子音を伴うことが多い一方、can't は音節末の鼻子音なしで実現することも多く、鼻子音がある場合も can のものよりも有意に短い。しかしながら、この研究では後続音に関しては全く考慮されておらず、条件によっては主張どおりではない可能性も考えられる。

北米系英語の can 及び can't の音声的特徴に関してコーパスを用いて検討した研究は Ernestus et al. (2017) や大井川 (2020, 2021) など複数存在する。しかしながら著者の知る限り、音声コーパスを用いて行った can 及び can't に後続する分節音による両語の音節末の子音への影響を検討した研究は皆無である。後続音の影響により両語の弁別がより困難になることが予測できる。特に can 及び can't に母音が後続した場合、can't の /nt/ が [ɾ] として実現しうることが考えられるため、両語が音声的にかなり類似すると考えられる。Trager (1942) や Wells (1982, pp.251-252) で示されているように、北米系英語では sprinting、hunting、winter

の例のように、母音間の /nt/ が鼻音化弾音 [ɾ] として実現する現象が見られる (特に /'VntV/ が ['VɾV] として実現する)。加えて、この現象は、in front of や want to のように (Selkirk, 1972, p.200)、語境界をまたいでも見られる現象である。したがって、例えば、I can imagine の can が強形として実現した場合、I can't imagine とかなり類似することが予測できる。弾音 [ɾ] は短い子音であるとされるため (e.g. Ladefoged & Johnson, 2015, p.186)、例 1 の場合、主な差異は can の [n] と can't の [ɾ] の長さであると考えられる。以上の理由により、本研究では can 及び can't の末尾子音の実現とその後続音との関係に着目し、両語に母音が後続した場合でも音節末における鼻子音の持続時間の有意差が見られるかを検討した。

例 1 :

I CAN imagine [aɪˈkæniˈmædʒɪn]

I can't imagine [aɪˈkæɪ̃ˈmædʒɪn]

(CAN は強形の can を示す)

1.2. コーパス

分析に用いたコーパスは、1.1 で示した先行研究 (Ernestus et al., 2017; 大井川, 2020, 2021) と同様、Buckeye Corpus of Conversational Speech (Pitt et al., 2007) である。このコーパスは米オハイオ州出身の英語話者 40 名の 30 分から 60 分のインタビュー形式の会話音声収録されているデータベースであり、総語数に換算すると約 30 万語である。会話音声に加え、各語の正書法による表記、音声表記、文法的な役割を示すタグなどが記載されている。このコーパスに収録されている音声は最初に自動音声認識ソフトウェアで分析され、その後、訓練を受けた分析者により音声波形やスペクトログラムや聴覚評価をもとに、最終的な音声表記が決定された。

2. 分析

2.1. 方法

大井川 (2020, 2021) と同様、Buckeye Corpus of Conversational Speech (以下、Buckeye Corpus)

における、正書法による表記、音声表記、文法的な役割を示すタグを一度に確認可能な modified_dot_words_files を分析に使用した。法助動詞として分類された can の総トークン数は 735 で、can't は 425 であった。なお、コーパスの文法タグ (part-of-speech tagging) としては法助動詞の can は MD (modal)、その否定の縮約形 can't は VBP_RB (verb present_adverb) に分類されている。

コーパスの音声は語または non-speech に分類されている。non-speech には <NOISE> (雑音) や <LAUGH> (笑い) などが含まれ、言語音 (音声) としては扱われていないため音声表記やその他のタグ付けがなされていない。そのため、今回の分節音分析対象からは除外した。

2.2. 後続する語と non-speech

表 1 が示すとおり、can に後続した語の総トークン数は 657 (89.4%) で、non-speech は 78 (10.6%) であった。can't に後続した語の総トークン数は 379 (89.2%) で、non-speech は 46 (10.8%) であった。can にしても can't にしても、語が約 9 割後続し、non-speech は 1 割程度であった。以下、can に後続した 657 トークンの語と can't に後続した 379 トークンの語について検討する。

表 1 : 後続する語と non-speech の割合

can		
	トークン数	割合 (%)
語	657	89.4
non-speech	78	10.6
合計	735	
can't		
	トークン数	割合 (%)
語	379	89.2
non-speech	46	10.8
合計	425	

2.3. 後続語

次にコーパスの正書法による表記を用いて、can 及び can't に後続した語を検討した。タイプ数も多く 1 トークンのみの語も多いため、過半数を

占める上位 12 位までを明示し、それ以外をその他として分類した (表 2)。

do は can においても can't においても、最も使用される頻度が高く約 1 割であった。その他、共通して両語に後続した語としては、get、go、be、see、say、tell が挙げられる。反対に can に後続しやすい you、have、find、make、just は can't の上位 12 位までには見られず、can't に後続しやすい even、believe、really、imagine、take は can の上位 12 位までには見られなかった。後続語は動詞の原形が多かったが、can においては you (人称代名詞) や just (副詞) が見られ、can't においては even、really といった副詞が見られた。

頻繁に後続した語のうち母音で始めると想定される語は can にはなく、can't における even 及び imagine のみであった。表 2 ではその他に含まれているが、can の後続語として even は 4 トークン、imagine は 1 トークン確認された。しかしながら、can の後続語の have の 16 トークンのうち 5 トークンは [h] が実現せず、[æ] などの母音で始まるものであった。このように正書法による表記だけでは後続音を特定することはできないため、次に音声表記による分析を行った。

表 2 : 後続語比較

	can		can't	
	トークン数	割合 (%)	トークン数	割合 (%)
do	71	10.8	35	9.2
get	47	7.2	28	7.4
go	43	6.5	20	5.3
be	41	6.2	20	5.3
see	30	4.6	17	4.5
you	18	2.7	16	4.2
have	16	2.4	15	4.0
say	15	2.3	15	4.0
find	14	2.1	12	3.2
tell	14	2.1	10	2.6
make	13	2.0	9	2.4
just	11	1.7	9	2.4
その他	324	49.3	173	45.6
合計	657		379	

2.4. 後続音

2.4.1. 方法

次に、コーパスの音声表記を用いて、can及びcan'tの音節末子音とそれらに後続した分節音を調べた。Buckeye Corpusで用いられている音声記号は国際音声記号(IPA)とは異なるため、IPA(1999)やLadefoged(2006)やLadefoged and Johnson(2015)を参考に国際音声記号に置き換え、子音と母音に分類した。なお、canの音節末子音としてよく現れる音節主音的鼻音(em [m]、en [n]、eng [ŋ])に関してはそれぞれ[m]、[n]、[ŋ]として分類した(大井川(2020, 2021)を参照)。

2.4.2. 母音と子音

表3が示すとおり、canに後続した母音のトークン数は84(12.8%)であり、子音は573(87.2%)であった。can'tに関しては、後続した母音のトークン数は65(17.2%)であり、子音は314(82.8%)であった。いずれの語に関してもほとんどの後続音は子音であり、母音が後続する率は低かったと言える。can及びcan'tで比較すると、canの方が子音が後続する率が比較的高く、can'tの方が母音が後続する率が比較的高いことが判り、canよりもcan'tの方が母音で始まると想定される後続語が多かったことを示した2.3と矛盾しない。

表3：後続音比較

	can		can't	
	母音	子音	母音	子音
トークン数	84	573	65	314
割合(%)	12.8	87.2	17.2	82.8

2.4.3. 後続音と音節末子音

表4はcan及びcan'tの音節末子音(/n/及び/nt/)の実現形と後続音との関係をトークン数を用いて示したものであり、表5はそれを割合(%)で示したものである。例えばcanの場合、母音が後続したトークン数(84)のうち、51

(60.7%)のcanの音節末子音が[n](音節主音的鼻音[n]を含む)として実現したことを示している。can'tに関して、「Vのみ」は音節末子音が存在せず母音でその語が終了したことを、「V̇のみ」は同じく鼻音化母音で終了したことを示す。

canに関しては、後続音が母音であっても(60.7%)子音であっても(82.7%)音節末子音が[n]として実現することが多かった。しかしながら母音が後続した場合、29.8%の割合で鼻音化弾音[ɾ]として音節末子音が実現した一方、子音が後続したときは極端に少ない(0.7%)という差異が見られた。can'tに関しては、様々な実現形が確認できたが、後続音が母音のときに音節末子音が[ɾ]として実現することが多く(55.4%)、子音が後続するときは[ɾ]で終了することは皆無であった。

さらにcan'tに関して細かく見ると、母音が後続した場合はcanと同じように音節末鼻子音と後続母音が結びつきやすく、子音が後続した場合はその子音の直前に[t]や[ʔ]が現れやすいということが判る。母音が後続した場合の[nt]、[nʔ]、[ʔ]、[t]の割合の合計は約23%で、子音が後続した場合は約69%であった。

can及びcan'tの母音を無視した場合、canに母音が後続し音節末子音が[n]または[ɾ]として実現した76トークンとcan'tに母音が後続し音節末子音が[n]または[ɾ]として実現した43トークンは音声的に類似していると考えられる。次の節からはこれらの比較を行う。

表4：後続音と音節末子音(トークン数)

	can		can't		
	母音	子音	母音	子音	
n	51	474	n	7	45
ɾ	25	4	ɾ	36	0
m	1	28	nt	3	76
ŋ	0	34	nʔ	4	21
その他	7	33	ʔ	7	84
			t	1	36
			Vのみ	2	1
			V̇のみ	2	19
			その他	3	32
合計	84	573	65	314	

表5：後続音と音節末子音の割合 (%)

	can		can't	
	母音	子音	母音	子音
n	60.7	82.7	n	10.8 14.3
ɹ̥	29.8	0.7	ɹ̥	55.4 0
m	1.2	4.9	nt	4.6 24.2
ŋ	0	5.9	nʔ	6.2 6.7
その他	8.3	5.8	ʔ	10.8 26.8
			t	1.5 11.5
			Vのみ	3.1 0.3
			Ŷのみ	3.1 6.1
			その他	4.6 10.2

2.4.4. 母音後続時の鼻子音持続時間比較

canに母音が後続し音節末子音が[n]または[ɹ̥]として実現した76トークンとcan'tに母音が後続し音節末子音が[n]または[ɹ̥]として実現した43トークンにおいて、先行研究の主張どおりcanの音節末の鼻子音の持続時間の方がcan'tのものよりも有意に長いかどうかを検証した。計測方法は 大井川 (2020) と同じく、各分節音の終了時を確認できる phones files を使用し、各鼻子音の終了時からその子音の直前の分節音の終了時を引くという方法で各鼻子音の持続時間を計算した。

全体として、母音が後続したときの鼻子音 ([n]または[ɹ̥]) の持続時間はcan'tよりもcanの方が有意に長かった。表6及び図1が示すとおり、canの鼻子音の持続時間の平均値は41.6ミリ秒で(中央値は36.4)、can'tの鼻子音の持続時間の平均値は29.6ミリ秒(中央値は27.7)であった。加えて、その他の値でも全ての値でcanがcan'tを上回った。さらに、マン・ホイットニーのU検定によると、canの母音後続時の鼻子音の持続時間はcan'tのそれよりも有意に長いことが確認された ($U = 1014, p < .01$)。

表6：母音後続時の鼻子音の持続時間比較 (ミリ秒)

	can	can't
最大値	150.3	60.2
平均値	41.6	29.6
中央値	36.4	27.7
標準偏差	24.1	10.2
最小値	16.2	12.4

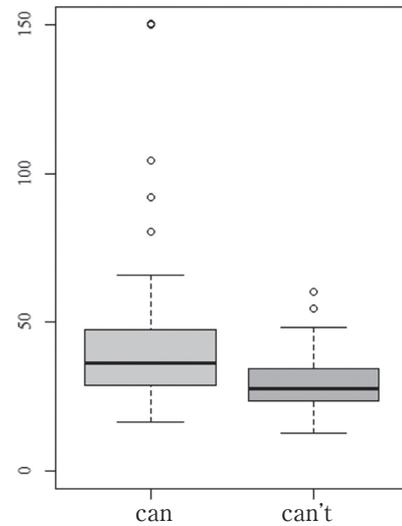


図1：母音後続時の鼻子音の持続時間比較 (ミリ秒)

2.4.5. 母音後続時の母音比較

次に、can及びcan'tに母音が後続し、その音節末子音が[n]または[ɹ̥]の場合のcan及びcan'tの母音について検討した。表7及び表8が示すとおり、canの母音は過半数が[i] (51.3%)で、can'tの母音はほとんど[æ] (88.4%)であった。大井川 (2021) では[æ]または[ɛ]を含むcanを強形のcanとしているため、それにならない数えると、強形のcanは20トークンであった。この場合のcanの後続語はachieve、all、always、and、answer、apply、at、have、I、if、of、to、uhであったのに対して、同じ条件([i]が後続する場合を除いた42トークン)のcan'tの後続語はadd、afford、arrest、eat、encompass、even、ever、explain、he、I、ignore、imagine、understandであり、共通のものはIだけであった。

図2はcan及びcan'tが強形で共通してIが後続した場合の音声の波形及びスペクトログラムの例である。両者とも途切れることなくスムーズに音節末の鼻子音からIの母音へと移行していることが判る。上部は“... how can I get them ...”の一部の“... can I ...” [kɛnaɪ]を示しており、下部は“... why can't I do this well ...”の一部の“... can't I ...” [kæɹaɪ]を示している。

図2で例示されている音声の詳細情報は表9に示した。音響分析ソフトウェアはPraat (Boersma & Weenink, 2021) を使用し、スペク

トログラムの設定はView range (Hz): 0.0-5000.0, Window length (s): 0.005, Dynamic range (dB): 50.0であった。セグメンテーションにおいては、各分節音の終了時が記載されている phones files を使用し、音声表記に関してはBuckeye Corpus の音声記号をIPAに置き換えた。

表7：can及びcan'tの母音（トークン数）

	can		can't
ɪ	39	æ	38
ɛ	13	ɛ	3
ŋ	9	æ̃	1
æ	7	ɪ	1
ʌ	7		
ʊ	1		
合計	76		43

表8：can及びcan'tの母音（%）

	can		can't
ɪ	51.3	æ	88.4
ɛ	17.1	ɛ	7.0
ŋ	11.8	æ̃	2.3
æ	9.2	ɪ	2.3
ʌ	9.2		
ʊ	1.3		

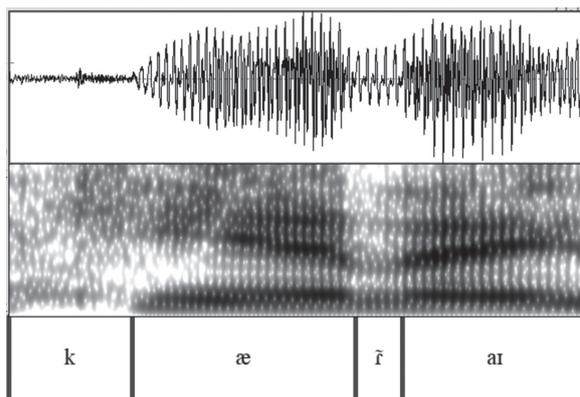
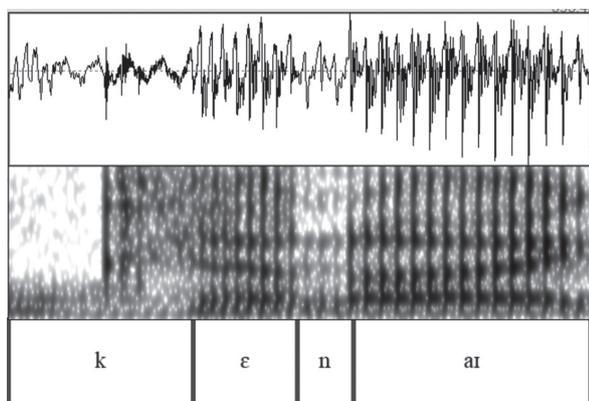


図2：“... can I ...”（上）及び“... can't I ...”（下）の波形及びスペクトログラムの例

表9：図2の音声の詳細情報

	can I	can't I
話者	10	12
ファイル名	s1002b	s1202b
開始時（秒）	393.138561	70.891075
終了時（秒）	393.439469	71.178657
持続時間（ミリ秒）	300.9	287.6

2.5. 後続音分析のまとめ

図3はcanの後続音と音節末子音と母音（強形か弱形か）の関係をまとめたものである。全トークン中（735）、語が後続したのは657トークンであり、そのうち84が母音、573が子音であった。母音が後続したトークンのうち76トークンの音節末子音が[n]または[ɪ]として実現し、そのうち20トークン、つまりの全体の約2.7%（図の右上の*）が強形と判断された。

同じく図4はcan'tの後続音と音節末子音と母音（強形か弱形か）の関係をまとめたものである。全トークン中（425）、語が後続したのは379トークンであり、そのうち65が母音、314が子音であった。母音が後続したトークンのうち43トークンの音節末子音が[n]または[ɪ]として実現し、そのうち42トークン、つまりの全体の約9.9%（図の右上の「強」）が強形と判断された。

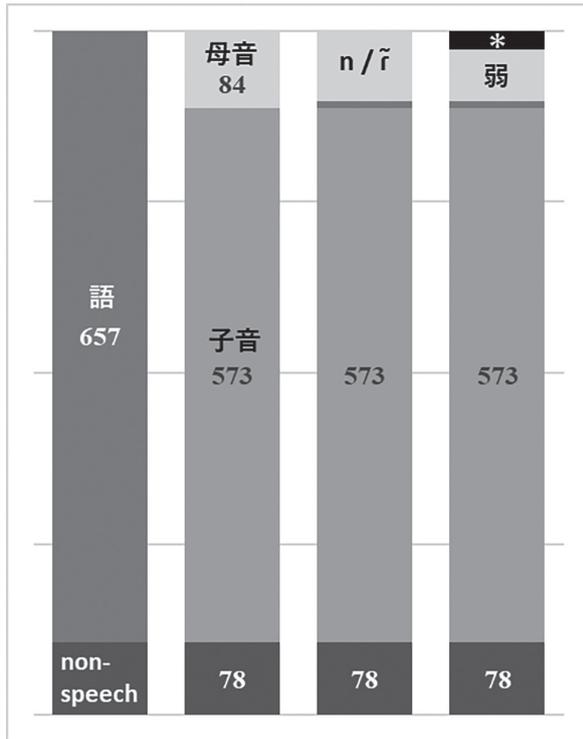


図3：canのまとめ

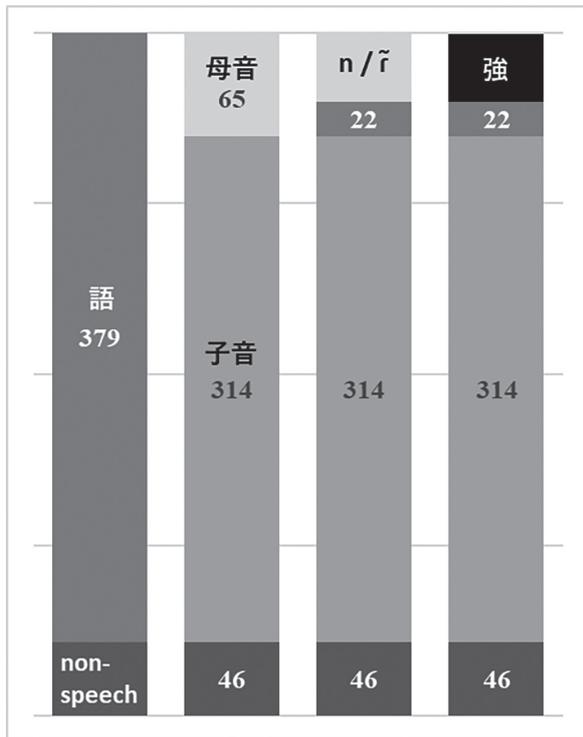


図4：can'tのまとめ

3. 考察

2.2によると、can 及び can't にはほとんど non-speech ではなく、語が後続することが判った。2.3によると両語ともに do が最も頻繁に後続し、それ以外は、両語に共通して後続しやすい語と、

can に後続しやすい語と can't に後続しやすい語に分かれることが判明した。さらに、後続する語は動詞の原形だけでなく、even などの副詞もある程度存在するということが判った。can に後続しやすい語と can't に後続しやすい語は、音声のみで聞き分けることが困難な場合、両語を聞き分けるためのヒントになる可能性がある。

こういった知識は英語学習者のための発音や聞き取りの訓練の例文に活かすことができる。例えば、can do や can't do を含む文は頻繁に使用され、混同する率が高いと考えられるため、このような例文は頻繁に練習する必要があると判断することができる。さらに、can に後続しやすい語と can't に後続しやすい語に分けて訓練しその文の音声に慣れていくのも効率がよいと考えられる。一般的な教材の例文としては、can や can't の後続語として動詞の原形をおくことが多いかもしれないが、両語に後続しやすい副詞も加えた方がより多様で実用的な教材になりえると考えられる。

2.3によると、全体的に母音で始まると想定される語は can 及び can't にあまり後続せず、特に can には頻繁に後続する母音で始まると想定される語はなく、can't においても even 及び imagine のみが頻繁に後続する語であったということが判る。これを裏付けるように、2.4.2でも全体的に子音の方が遙かに後続することが多いことが示されている。更に can よりも can't において母音が後続する率が比較的高いことが示された。

2.4.3によると、can の音節末子音は後続音が母音であっても子音であっても [n] として実現することが多いが、母音が後続した場合、約3割が鼻音化弾音 [ɾ] として実現する。その一方、can't の音節末子音は母音が後続した場合、半数以上が [ɾ] として実現することが示された。つまり両者に母音が後続した場合、音節末子音が類似しやすいということが判った。しかも、can に関しては子音が後続した場合は [ɾ] がほぼ出現しなかったのに対して、母音が後続した場合は [ɾ] が約3割出現した。これにより、can 及び can't の実現形は母音が後続した場合、子音が後続した場合より類似し、両語の弁別が困難になると考えられる。

さらに can't に関して細かく観察すると (2.4.3)、

母音が後続した場合はcanと同じように音節末鼻子音と後続母音が結びつきやすく、反対に子音が後続した場合はその子音の直前に[t]や[p]が現れやすいということが判る。can'tにはcanと異なり/t/が音節末に存在するため、/t/が[t]または[p]として実現すると後続する語との境界を明示するかのようであるが、母音が後続した場合はそれが機能しないことが多いようである。これにより、can'tに子音が後続するよりも母音が後続した場合では共通点が多くなり、よりcanとの弁別が困難になると推測できる。つまり母音が後続したとき、canはcan'tに類似する方向で音声を実現し、can'tはcanに類似する方向で音声を実現する。

大井川(2020)では後続音を問わず全ての計測可能なcan及びcan'tの音節末の鼻子音の持続時間を計測し、canのものはcan'tのものよりも有意に長いということが示された。本研究では後続音が母音であっても同じことが確認できるかどうかを検討した。2.4.4では、母音が後続し音節末子音が[n]または[ɹ]として実現した場合でも、先行研究の主張どおりcanとcan'tの音節末鼻子音の持続時間に有意な差があり、canのそれの方が長いということが示された。しかしながら、この条件下で鼻子音の長さの差異のみを母語話者が手がかりとして使用しているかどうかや、聴取訓練を経たとしても英語学習者が弁別・同定可能であるかには疑問が残るため、知覚に関する検討を行う必要がある。

2.4.5では、1.1の例1のような弁別が困難であると考えられる条件として、canが強形で実現し両語の母音が類似し([æ]または[e]を含む)、can及びcan'tの両語に母音が後続し、両語の音節末子音が[n]または[ɹ]になる場合に関して検討した。その結果、canは20トークン、can'tは42トークン確認された。canの全トークン数(735)のうち2.7%、can'tの全トークン数(425)のうち9.9%であったが、このような条件下でも出現しうるということが示された。加えて、この条件下で共通した後続語がIだけであったのは興味深い。音声的に類似し弁別が困難な場合でも、後続語が異なる場合は、音声だけに頼らずに語の組み合わせで判断できる可

能性が示唆された。加えて、本稿では“... how can I ...”及び“... why can't I ...”のみを例示したが、howの文でcanをcan'tに置き換えると、比較的 unnatural な表現になり、whyの文でcan'tをcanに置き換えるとより頻度が低い文になると考えられる。これは、後続語だけでなくcan及びcan'tに先行しやすい語彙の存在が考えられ、もしそうであれば、後続語と合わせて音声だけに頼らずに前後の語の組み合わせでさらに正確に区別できる可能性が示唆された。したがって、本稿では2.3においてcan及びcan'tに後続しやすいと考えられる動詞や副詞などを示したが、今後はcanやcan'tに先行しやすい主語や疑問詞などを検討していく必要がある。先行語がcanやcan'tの発音にどの程度影響を与えるかは未知数であるが、訓練・指導用の例文づくりには寄与すると考えられる。

4. 結論

本研究では、canの/n/及びcan'tの/nt/の実現とその後続音との関係を明らかにし、両語を確実に弁別するための手がかりとして音節末の鼻子音(/n/)に着目すべきで、canの音節末の鼻子音の持続時間はcan'tのそれよりも有意に長い、という先行研究(Ooigawa, 2018)の主張が正しいことを確認するために、Buckeye Corpus(Pitt et al., 2007)を用いて分析を行った。その結果、両語に母音が後続する率はそれほど高くはないということが判ったが、両語に母音が後続した場合、canの/n/は[n]として、can'tの/nt/は[ɹ]として実現しやすいということが判った。さらに、canの場合は/n/は[n]だけでなく、[ɹ]として実現する率も低くなかった。そこで、母音が後続した場合のcan及びcan'tの[n]または[ɹ]として実現した音節末の鼻子音の継続時間を計測し比較したところ、canの方が有意に長いということが判った。このことにより、先行研究の主張は正しいと言えるが、この条件下で母語話者が鼻子音の持続時間の差異のみを弁別の手がかりにしているか否かや、さらにこれを英語学習者が身につけることが可能か否かという点ではまだ疑問が残る。これら

を検討するために更なる知覚実験や訓練研究等が必要となると考える。

5. 今後の課題

本研究や先行研究 (大井川, 2020, 2021) の結論は、いずれにおいても Buckeye Corpus の分析結果に基づいたものである。そのため、これらの結論が正しいかどうかを他のコーパスでも確認する必要がある。加えて、can 及び can't を弁別するためのより確実な手がかりとして音節末の鼻子音 (/n/) に注目すべきであるという主張は北米系英語だけでなく、英国系英語に対しても主張されている (Ooigawa, 2018, pp.9-10)。このことから、この主張が正しいかどうかを他の英語の変種でも検証する必要がある。

引用文献

- Boersma, Paul, & Weenink, David. (2021). Praat: doing phonetics by computer [Computer program] (Version 6.1.42). Retrieved from <http://www.praat.org/>
- Crystal, David. (2019). *The Cambridge Encyclopedia of the English Language* (3rd ed.). Cambridge: Cambridge University Press.
- Ernestus, Mirjam, Kouwenhoven, Huib, & van Mulken, Margot. (2017). The direct and indirect effects of the phonotactic constraints in the listener's native language on the comprehension of reduced and unreduced word pronunciation variants in a foreign language. *Journal of Phonetics*, 62, 50-64. doi: <https://doi.org/10.1016/j.wocn.2017.02.003>
- IPA. (1999). *Handbook of the International Phonetic Association*: Cambridge University Press.
- Jones, Daniel, Roach, Peter, Setter, Jane, & Esling, John. (Eds.). (2011). *Cambridge English Pronouncing Dictionary* (18th ed.). Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Kachru, Braj B. (1992). *The other tongue: English across cultures* (B. B. Kachru Ed. 2nd ed.). Urbana and Chicago: University of Illinois Press.
- Ladefoged, Peter. (2006). *A Course in Phonetics* (5th ed.). Boston, USA: Thomson Wardsworth.
- Ladefoged, Peter, & Johnson, Keith. (2015). *A Course in Phonetics* (7th ed.). Stamford, USA: Cengage Learning.
- Ooigawa, Tomohiko. (2014). Perception of American English Utterance-Final "can" and "can't" by Japanese Listeners. *Sophia Linguistica*, 62, 31-43.
- Ooigawa, Tomohiko. (2018). *Perceptual Learning of Syllable-final Contrast: Perception and Training of Various "can" and "can't" by Japanese, Chinese and French Listeners*. (Doctoral thesis). Sophia University. Retrieved from <http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/20183600171>
- Pitt, Mark, Dilley, L., Johnson, Keith, Kiesling, Scott, William, Raymond, Hume, Elizabeth, & Fosler-Lussier, E. (2007). Buckeye Corpus of Conversational Speech (2nd release). [www.buckeyecorpus.osu.edu]. from Department of Psychology, Ohio State University (Distributor).
- Selkirk, Elisabeth O. (1972). *The phrase phonology of English and French*. (Doctoral thesis). Massachusetts Institute of Technology. Retrieved from <http://hdl.handle.net/1721.1/14788>
- Takahashi, Kinuko, & Ooigawa, Tomohiko. (2012). Perception of American English "can" and "can't" by Japanese professional interpreters. *Interpreting and Translation Studies*, 12, 249-262.
- Takahashi, Kinuko, & Ooigawa, Tomohiko. (2016). Perception of American and Australian English "can" and "can't" by Japanese listeners: How to teach "can" and "can't". *Proceedings of ISAPh2016 (the 1st International Symposium on Applied Phonetics)*. *Diversity in Applied Phonetics* (ISBN:978-4-9909245-0-8), 116-121.
- Trager, George L. (1942). The Phoneme 'T': A Study in Theory and Method. *American Speech*, 17(3), 144-148. doi: 10.2307/486786
- Upton, Clive, & Kretzschmar Jr., William A. (Eds.). (2017). *The Routledge Dictionary of Pronunciation for Current English* (2nd ed.). Abingdon, UK, & New York, USA: Routledge.
- Wells, John C. (1982). *Accents of English*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Wells, John C. (Ed.). (2008). *Longman Pronunciation Dictionary* (3rd ed.). Essex, UK: Pearson Education Limited.
- 大井川, 朋彦. (2020). コーパスを用いた米英語の can 及び can't の音声的な差異の分析. *Sophia Linguistica*, 69, 1-10.
- 大井川, 朋彦. (2021). 音声コーパスを用いた強形の can に関する研究. 国際関係学部研究年報, 41, 13-19.

享保の改革に関する若干の考察

— 財政的側面を中心にして —

大 淵 三 洋 *¹

Some Consideration on the Reform of KYOUHOU — mainly on the fiscal side —

Mitsuhiro OFUCHI *¹

The reform of KYOUHOU that Yoshimune TOKUGAWA did leaves the point how to process the fiscal deficit of the shogunate.

The purpose of this paper is to try some consideration about contribution to the fiscal reform and the fiscal reconstruction in coming ages, mainly on the fiscal side by one of the three major reform of the Edo period and the KYOUHOU reform by done Yoshimune TOKUGAWA.

1. はじめに

管見の限りであるが、関ヶ原の戦い以後、乱から治への転換を終えて、「幕藩体制」と呼ばれる仕組みの下に置かれた時代、換言するならば、徳川家康が征夷大將軍に就任し、江戸に幕府を開いた1603（慶長8）年に始まり、15代將軍徳川慶喜が大政奉還をして、將軍職を辞職した1867（慶応3）年までの265年間を江戸時代と解釈している。これは、我が国における一般的な解釈と考えてよいであろう。

江戸時代を2期に区分すると、その分水嶺は8代將軍徳川吉宗の治世の1735（享保20）年となる¹⁾。吉宗は、1716（享保元）年に將軍となり、「享保の改革」を断行した。享保の改革の主たる目的は、財政的に、危殆に瀕していた幕府の立て直しであった。彼は、1745（延享2）年に、その子の徳川家重に將軍職を譲るが、その後も尚、1751（宝暦元）年に鬼籍の人となるまで、大御所として、家重の政治の後見をしている。その意味

で、江戸時代の間にあたる約40年間は、吉宗が幕政の舵取りをした事になる。

江戸幕府の実録である『徳川実紀』には、歴代將軍の言行、逸話を集めて一代ごとに本文の末尾に載せてあるが、徳川吉宗に関する逸話は20巻に及び、徳川家康の25巻に次いで、多量に収録されている。吉宗に次ぐものは徳川家光の6巻、徳川秀忠の5巻であり、家康と吉宗の逸話は断然群を抜いているわけである²⁾。これだけ逸話が多く残されているという事は、吉宗が歴代將軍の中でも、いかに重く見られていたかを示す証左といえよう。吉宗の実施した享保の改革は、幕府の「寛政の改革」と「天保の改革」においても、依憑とされ、吉宗は幕府中興の英王と仰がれている。現在まで著された多数の通史や概説書の類をみても、その評価は様々ではあるが、何らかの形で吉宗の施政に言及しないものは、まず存在しないといってもよいであろう。当時、幕府は生活の奢侈化、政治の煩雑化、財政難、権力の腐敗、士

* 1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

風の頹廢及び人心の対立等という好ましからざる問題に直面していた。誰か有能な経世家が出て、これらの問題を解決せねばならなかったのである。その期待を一身に担ったのが、吉宗だったのである。彼は68年の生涯中、ほぼその半生にあたる30年間を将軍として、これらの難問題と取り組んだ。

通説によれば、江戸時代の幕府政治上、大きな改革が3度あったとされている。それらは、8代将軍徳川吉宗の実施した享保期の政治と老中松平定信の行った寛政期の政治、更に、天保期の老中水野忠邦の断行した政治をいい、改革として明確に意識して実行された政治上の転換を、特に意味したものと理解されている。そして、現在では、それぞれを前述の如く、享保の改革、寛政の改革及び天保の改革と呼ぶのが通例となっている。共通していえる事は、改革の出発点が幕政の担当だという事である。当面の責任者が、極めて深刻化した幕府財政をその窮迫の状態から再建しようとし、これと関連して幕政全般の立て直しを考慮する必要に迫られ、それを断行した点に特徴がある。吉宗の享保の改革は、幕府の財政改革を中核とし、都市政策、司法制度の整備、全国規模での行政の展開と産業開発政策、更に能力主義に基づく人材登用と組織改革に至るまで、広範な分野に渡って実施されると共に、日本の社会の体質を一変させる程、非常に大きな影響を及ぼす事となった。

しかし、本稿では紙幅の関係もあり、徳川吉宗の享保の改革における財政的側面を中心に、分析研究する事としよう。吉宗の享保の改革は、幕府の財政赤字の処理をいかにするかという点から出発しているが、これは幕府より支払われる俸禄支給が、遅延や削減さえしている旗本の酷い困窮状態を立て直し、それらの財政難や生活難を、いかに救済するかに重点が置かれた。

本稿執筆の目的は、江戸時代における三大改革の一つとされる徳川吉宗による享保の改革の財政的側面を中心にして、後世の財政改革及び財政再建への貢献に関し、若干の考察を試みる事にある³⁾。

2. 享保の改革以前の財政状況

幕府の財政状態は、江戸時代を通じ平均して、

約400万石に及んだ幕府領（直轄領）からの年貢収入と、佐渡相川、伊豆、但馬生野及び岩見大森等の鉱山からの収入により、諸大名を圧倒する豊かな財源を保有していた。その幕府が17世紀末の元禄期になって、財政赤字を体験する事になった。明暦の大火⁴⁾や将軍徳川綱吉の奢侈⁵⁾という要因があるとはいえ、財政収入の中心であった鉱山収入が、鉱脈の枯渇等により大減収となった事に、大きな要因が存在した。

幕府領の石高の増加は、鉱山収入等の年貢外収入の減少と反比例している。鉱山収入の減少を補うように、幕府領が増加した。この事は、幕府領からの年貢が、財政収入の唯一の財政基盤になっていった事を意味するものといつてよいであろう。幕府領の石高が280万石台であった1663（寛文3）年から、1672（寛文12）年の10年間、米に換算した年貢収入は102万7981石、平均の年貢率は35.83%であった。幕府領の石高が380万石から390万石台であった1686（貞享3）年から、1695（元禄8）年の10年間は、平均の年貢収入が130万2967石、平均の年貢率が33.57%であった。そして、享保の改革直前の10年間である1706（宝永3）年から1715（正徳5）年の幕府領の石高は、前述の如く、江戸時代を通して平均約400万石である。更に、平均の年貢収入が131万9574石、平均の年貢率が32.29%となっていた。40年間に年貢収入は30%も増加しているが、注意すべき年貢率は3.5%下がっている⁶⁾。年貢率は、不作や凶作が存在すると即座に低下するので、必ずしも、平均的な作柄の年にも低下しているとは限らないが、幕府領の石高と年貢収入は、確かに増加している。しかし、石高の増加と年貢収入の増加は比例していない。すなわち、年貢率が漸減している事が問題であった。

幕府財政の赤字転落の要因に、鉱山収入等の減少があり、そのため幕府領を増加する事により年貢の増加を試みた。しかし、幕府領の増加と年貢収入が比例する事はなかった。換言するならば、年貢率が漸減するという事態に直面したのが、享保の改革直前の状況であった。

徳川吉宗が将軍職を継承したのは、1716（享保元）年、すなわち、18世紀の初頭であった。当

時、幕府財政はすでに破綻に瀕しており、回復の方途を失っていた。幕府と繋がりを持つ商人や職人に対して、納入物品等の債務が支払えず、幕臣への俸禄の支給も滞りがちであった⁷⁾。また、全国各地で水害等の災害が発生しても、何ら有効な対応ができない状態であった。幕府のこのような財政困窮の背景には、17世紀後半の元禄時代における全国的な商品経済の発展と、それに伴う都市部での大量消費の風潮があった。特に、諸大名が参勤交代によって、全国から集まって来る江戸においては、相互の贈答や冠婚葬祭に関わって、夥しい出費がなされ、寺社仏閣の造営事業も、この時代に盛んに行われた結果、幕府財政は窮迫の一途を辿っていた。

更に、この状態を悪化させる事になったのが、幕府勘定奉行の荻原重秀による「元禄貨幣改鑄」であった。貨幣の純分を切り下げる事によって、通貨量を増大させる重秀の元禄改鑄は、一面では、元禄社会の商品経済の発展に応じた、通貨供給の増大という合理的側面も兼ね備えていたが、改鑄に伴う名目上の差益は、幕府財政の赤字を糊塗する速効薬である事には相違なかった。しかし、この方策は幕府財政を蝕み、無定見な純分切り下げが惹起され、通貨に対する信用の失墜、幕府政治それ自体に対する信用の失墜をも伴うものであった⁸⁾。

将軍家を継承した徳川吉宗にとっての最大の課題は、破綻した幕府財政の再建であった。これには、幕府の財政支出削減と共に財政収入の拡大が必要となる。その結果、徴税方法の改正や新田開発等による年貢収入の増加が、目標として掲げられた。

3. 享保の改革と幕府の財政再建

1716(享保元)年、徳川吉宗は将軍職を継承すると、一連の享保の改革を実施したのである。その中で、財政的意味合いを有する諸政策を対象として、分析考察する事としよう。享保の改革は、財政面に限定して考えると、経費支出行為面と収入獲得面の両面を考慮しなければならない。換言すると、財政支出の削減と財政収入の増加が、財政改革、すなわち財政再建の常道である。

(1) 財政支出の削減策

財政原則という経費支出行為の観点から、財政支出の削減に関して考察すると、以下の政策を挙げることができる。

① 儉約令

将軍就任後、徳川吉宗は着々と自己の権威を高め、自分の意志を忠実に反映させる事ができる体制を確立していったが、それと並行して、武士の財政的窮乏の解決に取り組んでいった。その方法として、直後に実施されたのが「儉約令」の採用であった。儉約令は享保の時代の重要な政策の一つとして、多くの概説書に必ず紹介されている。しかし、儉約令の採用は、吉宗に限定された政策ではなかった。すなわち、江戸時代を通じて、儉約令の出ていない時はない程であって、僅かに、新井白石の草した1710(宝永7)年の武家諸法度に、節儉に過ぎるのを戒めた箇条がある程度である⁹⁾。しかし、享保の改革以前の儉約令は、約言すれば、各人その身分に応じた生活を厳守させるのを主眼としているのに対し、享保の改革のそれは、実質的に冗費の節約と支出の抑制を目的としていた。すなわち、都市の繁栄に伴って膨脹した武士の消費生活を、緊縮しようとしたものであった。

更に、徳川吉宗は幕臣達に対して、「権現様(徳川家康一筆者)の御代から格式として定まっている事はたとえ無用の事でも省略せぬが、そのほかのことは出来る限り簡略にし冗費を省いていく」¹⁰⁾との方針を明らかにした。また、吉宗は幕府の行う法会や、寺院建立にも厳しく制限を加えた。1722(享保7)年は、徳川綱吉の13回忌にあたっていた。しかし、従来、綱吉の年忌には廟のある寛永寺と共に、増上寺でも法事を営むのが例であったが、寛永寺のみとした。翌年には、徳川家継の7回忌が執行されたが、勅使下向を辞退し、読経も1000部とした。1717(享保2)年に、神田の護持院が焼失すると、その地は収公して火除地とし、小石川護国寺に合併した。しかも、今後幕府から修理の費用は支給せず、両寺領2700石の中から捻出させる事としたのである。加えて、同年、奈良の興福寺が焼けた。朝廷はその再建を幕府に要求したが、幕府はこれを拒否した。1720

(享保5)年には、上野の徳川家光の廟が焼けたが、その再建も行わず、徳川家綱の廟に合祀し、吉宗自身の廟の建立を許さぬ旨を明らかにした。このように、幕府や朝廷に深い関係のある寺院といえども、その造営に著しい制限を加えたのである¹¹⁾。

儉約令は、儀礼面ばかりではなかった。1721(享保6)年には、日常の出納にあたる諸役人に経常費の節約を命じ、余計な支出と思われる事があれば、意見を申し述べるように令したのである。徳川吉宗は、1722(享保7)年には、本格的な財政再建に着手したが、その際、諸大名と全旗本に向かって財政状況を説明し、生活に掛かる費用の引き下げを命じた。1724(享保9)年には、音信、答礼、婚礼、衣服及び夜着蒲団等の類に至るまで、詳細にその限度を示す触(ふれ)が出されたのである。その後も1731(享保16)年、1735(享保20)年、1743(寛保3)年等に儉約令は繰り返されている。

また、儉約令と表裏をなす政策として、奢侈品の製造禁止と物価統制がなされた。これも新しい政策ではないが、特に、徳川吉宗の享保の改革で注目しなければならない事は、その目的達成のために、統制策を用いた事である。すなわち、1721(享保6)年11月、幕府は江戸の商人と職人達に組合を結成させ、新規の品の製造販売と火災後、物価騰貴をさせる事を禁じ、組合員の連帯責任を以て法令を遵守し、新規の開業、転廃業、転居の届出、組合不加入者及び法令違反者の監視と届出を命じた。従来、幕府は商人が同業組合を結成して価格の協定等を行う事を許さず、しばしば禁令を繰り返してきた。然るに、以後は商人の組合を積極的に結成させ、その団結力を利用して、法令を尊守させようというのであるから、幕府の政策は大きく変化したといえよう¹²⁾。

②通貨政策

通貨政策も幕府の緊縮財政の一端を担う重要な政策であった。享保期の初期においては、貨幣数量は相当数に膨脹していた。前述の如く、享保期以前の元禄期の末頃から、急激に鉱山の金銀産出量が増加した事や、外国貿易の利益等によって、幕府は膨大な利益を獲得していた。ところが、次第に都市生活が向上し、貨幣経済が発達するにつ

れ、貨幣需要は増加したが、鉱山からの産出高は、17世紀中頃には、全く消滅してしまった。その結果、幕府は需要に応じるため、漸次貯蔵していた金銀を貨幣に铸造し、幕府の巨額の貯蔵金銀も17世紀末頃には、底をつく事となったのである。

1695(元禄8)年、前節で述べたように、幕府は勘定奉行の荻原重秀の意見を採用し、それまでの貨幣の質を悪化させてまで、貨幣数量を増加させて、財政状況の困窮を救済する一策とした¹³⁾。しかし、貨幣の質の悪化につれて、物価が騰貴し始めたのである。また、新旧貨幣の交換も滞りがちとなり、通貨制度の混乱が惹起する事となった。その結果、折角の改鑄差益金も、将軍以下の贅沢な生活や物価騰貴、加えて地震等の災害も重なり、失われてしまった。

1718(享保3)年11月、幕府は「新金銀通用令」を発し、通貨の統一と収縮を、急速に推進する方針を明らかにした。特に、交換比率の改正により、新旧銀の交換は2対1が4対1に改められた¹⁴⁾。新金銀通用令は、予想された通り、各方面に大きな衝撃を与えた。幕府が神経を尖らせたのは、銀相場の騰貴であった。そこで、対応策を講じたのが、町奉行の大岡忠相であった。忠相は、緊縮財政という大方針を、民衆に貫き通す至上命令を帯びた幕府の役人である。忠相の対応策の結果、緊縮財政政策は軌道に乗っていったといっても過言ではない。

以上のような儉約令と通貨政策により、徳川吉宗は、一連の緊縮財政政策を強行し、幕府財政を建て直そうというのが、享保初期の政策であった。それにも拘わらず、その成果は予想通りには得られなかった。換言すれば、財政状況は悪化の一途を辿ったのである。幕府の経費支出面である、財政支出の削減には限界があった。次に、享保の改革の中核をなした収入獲得面である、幕府の財政収入の諸策に関して、詳細に分析考察する事としよう。

(2) 財政収入の増加策

①年貢増徴

まず、享保の改革による年貢の増収策に関して、分析考察する。当時、徳川吉宗が打ち出した

方策は、定免法によるもの、有毛検見法によるもの、三分の一（金）銀納法を利用するもの、の三つに分けられる。

第一の定免法に関してであるが、検見法と定免法とは、江戸時代を代表する年貢徴収法であった。本来、領主層は「農民を生かさぬよう、殺さぬように」という言葉が象徴するように、江戸時代の初期においては、農民の生産する作物のうち生活維持に必要なものを除き、その都度（毎年）取り尽くそうという検見法であった。農民からの収奪を実現するためには、その年々の作柄を実際に検査して、それに基づいて、その年の年貢量を決める検見法は、まさに、最適な徴税方法と考えられていた。しかし、実際には、検見のために村々を廻ってくる役人に対する接待、人馬の供出等の農民側の負担が多い上に、年貢率を軽減してもらうために、無用の出費を余儀なくさせられる農民達も、多数存在した。

更に、時代が進んで農作業が複雑化してくると、検見法という年貢の徴税方法は、時代に適合しなくなってくる。すなわち、稲作の場合でも、その規模が拡大し、それまでのような晩稲の単一品種のみではなく、早稲や中手等といった収穫時期が異なる稲が、生産されるようになると、収穫も検見を待って行う事は、実態に合った方法といえなくなってきた。加えて、元禄時代になると、米でも他の作物でも、市場に出す時期によってその価格が大きく変動し、検見法のように検見を受けてから収穫して、市場に出すという方法は、大変な困難を伴うものとなって来たのである。

定免法は、徳川吉宗の享保の改革によって、年貢制度改正の中核となったものである。この方法は、免（年貢率）を一定にする意図を有した。村々の田畑の石高¹⁵⁾に年貢を定率賦課して、定額の年貢を毎年納入させるものである。吉宗の改革では、検見役人の廻村を停止する代わりに、若干高率に設定した定免法を導入して、農民側に双方の何れか一方を選択させたのである。その結果、農民側では高率であっても、定免法の方を選ぶ傾向があった。これによって、幕府は高率の定額年貢を毎年確保できるという成果を得る事ができたのである。

第二の有毛検見法は、どのような年貢徴税方法であったのであろうか。この徴税法は、それまでの検見法や定免法が、検地に基づく石盛に依拠して、年貢を賦課したのに対し、石盛を全く無視して、田畑の等級にも基づかず、実際の作物の出来具合を一筆一筆実際に調べて、年貢を賦課する方法である。そして、幕府の要求する年貢率を、検見法を農民が希望するならば、有毛検見法にして、その結果、実際の年貢量が以前より多くなった、と不平不満が出ても関知せず、年貢率の引き上げに利用したのである。

有毛検見法は、農民に接触する役人に、不正を生じさせる危険は多分にあったが、その危険をおかしても、最大の幕府の財源であった農業生産の実態を、確実に把握しようという意図の下で、採用されたのである。しかも、それは年貢を適正にして、農民の生活の窮乏を緩和しようとするものではなく、以前に実施された検地以降の生産力向上の成果を、余す事なく年貢の対象として、把握しようというものであった。換言すると、幕府の収入増加を図る政策といえるであろう。

第三の三分の一（金）銀納法は、徳川吉宗が定免法と同時に、採用した年貢徴税法である。三分の一（金）銀納法とは、主として、上方や西国筋の幕府領で行われた徴税法であり、これらの地方では、全耕作地の三分の一を畑地と見なし、畑地では米を作物としないので、一応、石高に応じた年貢を米で割り掛けておくが、実際に幕府に納める段階で、それを銀に換算して納入する方法であった。

以上のような年貢徴税法を駆使して、実質上、徳川吉宗は年貢の引き上げを試みた。当然の如く、農民側の抵抗も大きかった。前述の「農民を生かさぬよう、殺さぬように」というのは、本来、徳川家康が理想とした年貢の取り方であった。そして、不都合があれば微調整を行い、理想の年貢徴税法に修正していくという経験的手法の側面を、有していたのである。その一つとして、広く用いられたのが「夫食拝借（ふじきはいしゃく）」という方法である。夫食拝借とは、農作物の収穫時に、少し多めに年貢を徴収しておいて、春が過ぎ夏になって農民が、生活に困窮した場合、

その分を調整して、返していく方法である¹⁶⁾。

だが、吉宗政権下での年貢増徴が進むにつれ、この夫食拝借は増加の一途を辿る事になった。その結果、吉宗の試みた年貢増加策は、意味のなくなる可能性が生じた。そこで、幕府は「破免検見法（はめんけみほう）」という年貢徴税法を、定免法と併用する事とした。この徴税法は、大きな凶作が発生し、予め決められた量の年貢が納められない場合、定免法を停止し、その年だけ、臨時に検見法を採用するというものであった。採用当時、幕府は、破免を適用するのは、1国1郡にも及ぶ程の大凶作で、更に、その村の農民が1人残らず、検見法を願ひ出れば、破免を許可した。ただし、その時に検見法によって得られた結果が、定免法の場合よりも年貢が多くなっても、一切の不平を認めないという条件を付加したのである。だが、農民の要求は強くなる一方であったので、1727（享保12）年になると、1国1郡に及ぶ程の大凶作でなくても、5割以上の損耗があった場合は、破免を認める事とした¹⁷⁾。それでも、農民の生活は困窮する一方で、全国各地で百姓一揆が惹起したのである。

更に、三分の一（金）銀納法を利用していた畿内や、西国地方の畑年貢の引き上げについても、問題が存在した。元来、江戸時代の初期においては、畑は農民にとって、自家菜園のような意味合いが強かったので、田と比較すると年貢も低く抑えられていた。その畑に4代将軍徳川家綱の時代の中頃から、収益性の高い綿や菜種が生産されるようになり、徳川吉宗政権はそれを対象として、年貢増収を試みたのである。しかし、畿内や西国地方といっても、すべての地域の畑地に、収益性の高い作物が生産されていたのではなかった。その事を考慮せずに、代官達に米と金銀との換算率の引き上げ競争を実行させる、という形で、畑年貢の引き上げを図ったので、当然の事であるが、不都合が生じたのである。従来どおりの畑作を行っていた山間部の村々では、その影響が大きく、1725（享保10）年には、但馬国朝来郡下において、1726（享保11）年には、美作国勝南郡下村々で、1731（享保16）年には、但馬国生野銀山の村々で、換算率せり上げに抗議する百姓一

揆が生じている。その結果、1734（享保19）年には、以前のように農民と交渉の上、米金銀換算率のせり上げをする方法は、代官達によって異なり、不公平があった。その上、その都度、農民を呼び出して、交渉するのも困難という理由で、以後は、地域別相場に一定の増金銀を加えるという事で、従来の代官達にせり上げを競わせる、という方法を中止させたのである。

しかし、農民達の不平不満は著しいものであった。百姓一揆は、江戸時代を通してみると、約3000件も惹起したといわれている¹⁸⁾。特に、徳川吉宗が強硬な年貢増徴策を押し進めた享保期（1716年～1735年）は、百姓一揆史上、注目すべき一揆の数であった。更に、注目すべき特徴は、それまでの大部分の百姓一揆が、私領で起こっていたのに対し、享保期になると、幕府領に集中しているという事である。その理由は、吉宗政権下で幕府の強引な年貢引き上げ政策が、行われた結果と推考される。

②新田開発

1722（享保7）年5月、徳川吉宗は老中月番制の慣例を破り、水野忠之を勝手掛に任じ、財政再建に専念させた。更に、これと並行して勘定方の職制を整備した。すなわち、勘定奉行と勘定吟味役を、勝手方と公事方に区分し、1年交代で何れかの部門に、専念させる事とした。加えて、翌年には、勘定組頭と勘定衆も年貢関係、諸役所会計監査、代官関係、御殿詰及び金品出納の5部門に配属した。勘定方の人員も著しく膨脹した。勘定方役人の大半を占める勘定衆の人数は、1723（享保8）年以前は明らかではないが、同年に130人であったものが、1733（享保18）年には186人に達している。10年間に56人、実に4割強の増加である。以後、この数に変動がないので、享保時代に、勘定方は最高の数に達したのである¹⁹⁾。

以上のように、財政再建の体制を整えた幕府は、具体的に、どのような諸策を実施したのであろうか。まず、当面の問題であった切米支給にも事欠くような窮状から、脱出しなければならなかった。そこで、緊急措置として発せられたのが「上米令」である。1722（享保7）年7月、幕府は諸大名に向かって、領地の石高1万石に付き

100石の割合で米を上納するように命じ、徳川吉宗は、上米令を發布するに際して、参勤交代時の江戸滞在に伴う、諸大名の大量出費の機会を少なくして、負担を軽減するという代償措置を講じたのである。すなわち、吉宗による緊急策だったのである。その代わりに、江戸参勤の期間を半年に短縮した。これを「上米」といつている。これは年間約18万7000石の収入となり、切米と扶持米総額の約5割、年貢収入の1割強に相当した²⁰⁾。上米令によって、当分の間、財政難を緩和する事が出来た幕府は、抜本的な収入増加の途を講じた。

上米令を発した後、幕府の財源増加策として、享保の改革で重要視されたのは、新田開発であった。工業が生産活動の中心で、それも種類が多様化している現代社会と異なり、江戸時代の産業といえば、農業が中心であった。従って、農業に対する徴税を強める事だけでなく、農業を営む場である田畑を増やす新田開発は、最も正統的な財政再建の常道と考えられた。当然、徳川吉宗政権は、年貢の増徴と同時に、新田の開発に力を注いだ。その理由は、江戸時代の農業技術では、農耕地の大小が農業生産力の大小に直結していたからである。その結果、江戸時代の初頭においては、幕府と諸大名は、新田開発に力を注いだ。やがて、それも一段落し、4代将軍徳川家綱の終わりの頃からは、それまで開発されている田畑を、いかに最大限度に有効活用するか、という田畑中心主義が、農政の基本方針となっていった。そして、新田開発はむしろ、本田畑の耕作を疎かにしたり、入会採草地や揚水不足の原因となる、という理由で、領主達は、新田開発を嫌うようになっていた。更に、この頃から資本を蓄積した商人達が、その投資対象を土地に求め、新田開発を開始する者も発生してきていたが、領主達は、本田中心主義の立場から、これを禁止していたのである。

徳川吉宗は、改革以前のこうした傾向を大きく転換させて、1722(享保7)年7月、新田開発に関する高札を江戸日本橋に立て、「諸国に新田となるべき場所があれば、その所の代官・領主・百姓とよく相談し納得させた上、開発の方法をくわしく絵図・書付に記し、五畿内は京都奉行所、西国・中国筋・関八州は江戸町奉行に願出よう

に」²¹⁾と布告を発して、開発人を募った。すなわち、幕府は自力で新田開発する力を既に失っていた。そこで、財力のある町人達の力を頼ったのである。その代償として、新田開発に使用した資金の1割5分の限度内で、町人が、その新田から小作料を取る事を許可し、それを年貢同様に保証したのである²²⁾。

更に、新田開発をさせた代官には、その身一代の間、この新田から獲得できる年貢の10分の1を支給する、という思い切った方法を採用したので、代官達は、競って新田になる土地の発見に努め、地元の村々と争いを惹起する事さえ生じたのである²³⁾。その結果、吉宗が、享保の改革に本格的に取り組み始めると、幕府は、それまでの本田畑中心主義を180度転換して、財政再建のため、再び新田開発に積極的に関与していったのである。例えば、信州塩尻の代官の山本平八郎は、松本藩領内の安曇平に、新田として耕作可能な芝生地を、見つけて開発したところ、地元の松本藩領の農民達が抵抗をした。平八郎は、「検地帳にのっている田畑は松本藩6万石の中にはいるが、それ以外の土地はすべて將軍のものだから、反対するのは筋ちがいである」²⁴⁾と述べ、この新田開発は、結局のところ取りやめとなった。また、岡山藩領児島湾の地元の開墾をめぐって、幕府と岡山藩とが、長い間の争い続ける等した。ともかく、こうした努力の結果、武蔵野新田82カ村、越後の紫雲寺湯新田、下総の飯沼新田及び武蔵の見沼代用水新田等の多くの新田が開発された。しかし、新田の開発に従事する者には、家作料と農具代を支給するからといって、農民を集めておいて、必ずしも、その約束を守らないだけではなく、年貢を取り急いだため、途中で多くの農民達が逃げ出してしまいう等、その新田開発には、多くの困難が伴った。それでも、1736(元文元)年には、大岡越前の貢献もあり、多摩郡内に40カ村、新座郡内に4カ村、入間郡内に4カ村、高麗郡内に19カ村の合計82カ村が誕生したのである²⁵⁾。

③殖産興業

以上の幕府の財源増加策と関連づけて、考慮しなければならない事は、いわゆる殖産興業であった。元禄の頃から、畿内の農村における木綿や菜

種の栽培、あるいは、それらを原料とした綿製品や燈油製造等、都市消費人口の増大に応じた商品生産が発達し、享保期になると、各地に都市の職人達の工芸的な生産とは、異なる新しい産業が生じてきたのである。諸藩は領内の特産品を奨励し、専売制を実施して重要な財源とした²⁶⁾。

1729(享保14)年には、関東の代官に対し、農民に菜種栽培を督励するように命じた。菜種の奨励は、この数年前から実施されているが、農民は、これに重い年貢と運上等が課される、との疑惑をもち栽培しなかった。植付けても申し訳程度で、手入れも積極的にやる事はなかった。そこで、代官に命じて栽培を督励させたのである。また、1728(享保13)年の暮には、唐胡麻の栽培を同じく関東地方の農民に奨励している。

農産物の奨励として、特に、有名なのは甘藷(さつまいも)の栽培である。これに関しては、青木昆陽が、1734(享保19)年に命を受けて、小石川養生所の一隅に試植した事が、一般に熟知されている²⁷⁾。昆陽は、以前より、甘藷が飢饉の時の食料として、有効な作物である事を知り、また、近年の伊豆諸島の飢饉によって、そこに流されている罪人達が、飢え苦しんでいる事を聞き、その救済のために、島々に甘藷を栽培する事を建言して認められた。吉宗を始めとする幕府首脳部が、甘藷に強い関心を持ったのは、飢饉の際、実際に大きく役立ったためといわれている²⁸⁾。更に、幕府は榎の栽培も試みている。その種子は紀州から取り寄せ、吹上に試植された。その結果が良好であったので、芝新堀端と品川御殿山でも栽培された。

以上のような、財政支出削減策と財政収入増加策に関する諸策により、徳川吉宗の享保の改革は、徐々に効果を挙げ、財政再建は、着々と達成されていった、と思量される。

4. むすびにかえて

1716(享保元)年から1721(享保6)年までと異なり、1722(享保7)年以降の収入獲得面の諸策補完により、財政再建に努力した結果、数年後には、一応の成果を得る事が可能になった。徳川吉宗の財政支出削減策と、財政収入増加策に

よって、幕府の財政赤字はどの程度、改善されたのであろうか。

1722(享保7)年から1731(享保16)年の10年間に、米で約3万5000石、金で約12万8000両、1732(享保17)年から1741(寛保元)年までの10年間に、米で約4万8000石、金で約35万4000両、1742(寛保2)年から1751(宝暦元)年までの10年間に、米で約7万5000両、金で約96万両という財政黒字を達成したのである²⁹⁾。

更に、1728(享保13)年に徳川吉宗が、4代将軍徳川家綱が、1663(寛文3)年に行って以来、途絶えていた日光東照宮参詣を、実に65年ぶりに実施する事を可能にしたのも、幕府の財政状態に余裕が生じたからであった。また、1730(享保15)年に、上米令を廃止したのも、財政困窮を克服し得た結果と推考される。吉宗は、その財政手腕により、見事に従来の財政赤字を解消し、幕府の財政再建に成功した、と結論づける事が可能であろう。しかし、幕府財政は、一時、享保期の中頃まで順調に推移していたが、程なく財政健全化の可能性を失い、1745(延享2)年、吉宗が引退する頃には、再び下降線を辿り始めたのである。

徳川幕府が15代を通じて、265年間もの長き間、その治世を保つ事ができたのは、徳川家康以来の極端な鎖国政策が成功したためとの解釈も存在するが³⁰⁾、同時に、親藩配置の巧妙さや参勤交代制度の原則的維持も、その一因であった。しかし、より大きな原因として推考される事は、江戸時代の15代に渡る将軍を通じて、比較的暗君が少なかった点である。本稿冒頭に述べた如く、幕藩体制の欠点を補う明君や賢臣が現れて、幕府の危機を救済した場合も、少なくなかった。徳川中興の明君と讃えられた8代将軍の徳川吉宗こそは、その代表的人物で、もし、吉宗が幕府の財政的困窮に対して、立ち上がらなかつたならば、徳川幕府も、あるいは北條氏の9代に及ばなかつたのかも知れなかつた。

註

- 1) 江戸時代の区分には、2期説と3期説とが存在するが、筆者は財政の見地より、等閑視されてきた2期説を採用する。詳細は、拙書『近世諸藩における財政改革－濫觴編－』八千代出版社、2018年、1～2頁及び拙書『近世諸藩における財政改革－療原編－』八千代出版社、2019年、はしがきを参照されたい。尚、3期説に関しては、代表的人物として、九州大学名誉教授の田中三敏が存在する。
- 2) 辻達也『徳川吉宗』吉川弘文館、1985年、1頁参照。
- 3) 尚、徳川吉宗が将軍就任以前に実施した和歌山藩の財政改革に関しては、前掲拙書、濫觴編、第7章を参照されたい。
- 4) 明暦の大火とは、1657(明暦3)年1月の災禍をいう。江戸城天守閣から大名屋敷まで焼き尽くし、死者数万に及んだ。この大火の教訓として、江戸市街の大改造が行われた。
- 5) 徳川綱吉の生活面の他に、護持院、湯島聖堂、寛永寺根本中堂、寛永寺本坊及び増上寺等の造営と再建費用に多額の費用を要した。
- 6) 藤田覚『近世の三大改革』山川出版社、2017年、21～22頁参照。
- 7) 幕府出入りの商人及び職人に対する累積債務は、40万両以上にも及ぶものといわれていた(笠谷和比古『徳川吉宗』筑摩書房、1995年、247頁参照)。
- 8) この救い難い通貨不信感は、萩原重秀の財政政策を厳しく指弾した、次代の新井白石によって是正され、徳川吉宗政権にも継承されたが、その後、糊塗されてきた幕府財政の破綻という現実が待っていただけであった。
- 9) 辻達也、前掲書、54頁参照。
- 10) 同上、55頁。
- 11) 同上、55～56頁参照。
- 12) 尚、奢侈品禁制と物価統制令も、享保時代を通じて、何度も発せられている。
- 13) 絶大な国家の権力をもってすれば、単なる紙切れでさえも、貨幣として流通させる事は、歴史上、その例が少なくない。萩原重秀は、

- 多少質は落ちるとしても、金銀貨幣には違いがなく、何の問題もなく、流通すると考えたに相違ない。
- 14) 新金銀通用令は、銀使いの地方経済に大きな衝撃を与える事が予想され、幕府首脳部の意見は、容易に決しなかったが、徳川吉宗の裁断で発令をみるに至ったのである(辻達也、前掲書、64頁参照)。
- 15) この場合、石高とは検地帳に記載されてる田畑の法定生産高を意味する。
- 16) 夫食拝借は、現在でいう予定納税として、予め多めに税を徴収しておいて、年末調整時に取りすぎた税額を還付する、という方法の端緒となったといえよう。
- 17) 大石慎三郎『吉宗と享保改革』日本経済新聞社、1994年、173頁参照。
- 18) 同上、175頁参照。
- 19) 辻達也『徳川吉宗』吉川弘文館、1985年、73頁参照。
- 20) 笠谷和比古、前掲書、81頁及び辻達也、前掲書、74頁参照。
- 21) 辻達也、前掲書、75頁。
- 22) この徳川吉宗が採用した政策は、明治、大正及び昭和時代の日本社会の特性である、寄生地主制への道を開く事になっていく(大石慎三郎『徳川吉宗と江戸の改革』講談社、1995年、93頁参照)。
- 23) 同上。
- 24) 同上、93～94頁。
- 25) 同上、94頁参照。
- 26) しかし、幕府の享保の改革による財政再建策は、主として、農民達からの年貢増徴に力を注いだのであって、産業の奨励も、年貢負担能力を増加するために行われたものであり、積極的に、新しい財源を求めたものではなかった。
- 27) 青木昆陽ほど有名ではないが、幕府の書物奉行を勤めた深見有隣も、甘藷の関東移植の功労者の1人である。有隣は、明の福建省から来住した帰化人の子孫で、長崎とも密接な関係があり、甘藷について多くの知識を保有し、徳川吉宗に対して、甘藷の用法や栽培法

を詳しく説明している。

- 28) 辻達也、前掲書、82～83頁参照。
- 29) 大石慎三郎、前掲書、184頁参照。
- 30) 日本英雄傳編纂所編『日本英雄傳』（第七卷）
非凡閣、1936年、116頁参照。

テキサス州クリスタルシティ収容所を通して見る 日系アメリカ人の戦争体験の地域性

武 井 勲^{*1}

Regional Aspects of Japanese American Wartime Experiences: Crystal City Internment Camp, Texas

Isao TAKEI^{*1}

This paper investigates some regional aspects of Japanese American wartime experiences in Texas and the role of Crystal City Internment Camp as a holding center for Japanese internees from different backgrounds; the great majority of the Japanese in this particular institution were from outside of the state. Based on an examination of little-known published records of certain key figures, this article describes the lives and atmosphere within the camp as well as the wartime relationship between Japanese Texans and Texan Anglos. The study reveals sharp contrasts in the experiences of Japanese Texans, the Japanese from the West Coast of the U.S., and those from Latin America. The Japanese Texans were subject to less antipathy from local Anglos due to their small population size, their contributions to local agriculture, and their compatibility with the local community.

はじめに

第二次世界大戦期の米国における、日系人の強制収容の経験および差別と苦難は、日系アメリカ人研究の主要テーマであり続けている¹。彼らの強制収容はカリフォルニアをはじめとする西海岸地域で重点的に行われていたことから、これらの地域に関する文献や記述が圧倒的に多い²。

あまり知られていないが、テキサス州には5つの収容所が存在した（地図参照）³。テキサス日系人は強制立ち退きや収容の対象にはならなかったが、それでも敵性外国人として連行され、銀行口座を凍結され、長期間拘留された者もいた。日系人のみで構成された第442連隊が、「失われた大隊」（テキサス大隊）を救出するために多くの犠牲を払ったのと同じ時期、テキサスの収容所には善良な日系人が収監されたという、背反した史

実もある。

本稿では、合衆国内で唯一の家族用収容所であり、戦時中最大規模を誇ったクリスタルシティにおける日本人抑留者の事例を交えながら、テキサス日系人の戦争体験を示す記述を検討することで、彼らの地域的特徴を探り出してみたい。

テキサス州における日系人の戦争体験を扱った主な資料として、まずThomas K. Walls (1987) *The Japanese Texans*が挙げられる。そこには、収容所を含む当時の様子が、いくつかの人物を通して描かれている。同様の資料として、他にもテキサス大学サンアントニオ校テキサス文化研究所の展示パネルや、新日米新聞社東京支社（編）（1961）『米國日系人百年史』等がある。また、テキサス歴史委員会がウェブ上で公開している資料には、テキサス州や連邦政府の視点に基づいた、

*1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 准教授 Associate Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

当時の様子や見解が記されている。

筆者は、こうした資料に見られる、異なる記述に整合性を持たせながら、戦前・戦時中のテキサスにおける日系人の歩みを、より包括的にまとめることを試みている。

最終的には、テキサスの日系人の生活・戦争体験の事例が社会学における同化や人種格差、そして人種差別の理論にどのように当てはまるのかを考察しようとする。例えば、西海岸からの日系人が比較的長期間収容されていた一方、食糧供給が重視される状況の下で主に農業に従事していたテキサス日系人は概して、反日憎悪とは無縁の暮らしを送っていた。また地理的な要因から、テキサスにはペルーをはじめとした中南米諸国からの国外退去者が、数多く抑留されていた。こうした日系人に対する処遇の違いは、どこにあるのだろうか。戦争やパンデミックといった国家の危機的状況では、人種が取り沙汰されるが、日系人差別のあり方を探ることは、現在にも通じる課題である。

戦後、日本への強制送還命令の違法性が審理され始めると、ペルーへの帰国を望む日系人はクリスタルシティに移送された。そのため同施設は、1948年2月まで稼働を続けた、全米で唯一の収容所であった。

本稿の結びで、戦時テキサスに関する研究者の取り組みが、新たな史実の発掘より知識の伝承に移行してきているという現状を、指摘しておく。

テキサス州における収容所の概観

州内の主な3つの収容所に収監されていた日系人の大部分は、アラスカやハワイを含む、合衆国の様々な地域から連行されて来た。その他に、北アメリカ、南アメリカ、中央アメリカの13の国から移送されて来た者もいた⁴。

収容所はケネディ、シーガビルとクリスタルシティの3か所にあった。それらと、8つの州にまたがって少なくとも12か所存在した他の収容所は、12万人近くの日系アメリカ人が拘留されていた10か所の「再定住センター」よりもかなり小規模であった。収容所は別の面でもまた、再定住センターとは異なっていた。「再定住センター」は、1942年3月にルーズベルト大統領によって組

織された、連邦政府の部局である、戦時転住局によって運営されていた。その任務は、西海岸から立ち退かされた日系アメリカ人の「再定住、維持ならびに監督」を遂行することであった。一方「収容所」は、司法省から権限を付与された移民帰化局によって管理・運営されていた。その任務は、「潜在的な危険性のある」敵性外国人およびその家族を収容し、管理することにあった。ドイツ人や少数のイタリア人も移民帰化局の管理下に置かれたが、大部分は日系人であった⁵。概して生活条件は、テキサス州内のものを含めて、「収容所」の方が「再定住センター」よりも良かったとされる⁶。

本国送還による収容者数の減少、新たな拘束者による増加、加えて州外の収容所から、また州内の収容所間の移動もあり、正確な収容者数は定かではないが、上記3か所の施設には多い時で、総計5,000人ないし6,000人の収容者がおり、そのうち約4,000人が日系人であったと推測されている。これは、相当数の日系人がテキサスに流入したことを意味する⁷。

日系人が収容されていた時期のセンサスは利用出来ないが、連邦政府の収容計画は1940年のテキサス日系人の人口458人を、10倍近く増加させた。各施設の収容者数は、クリスタルシティで2,446人、ケネディで250人、またシーガビルで360人であったとする報告がある⁸。次に、これら3つの収容所の状況を、クリスタルシティを中心に概観する。



地図 テキサス州内の収容所⁹

ケネディ収容所

ケネディ収容所は男子専用で、サンアントニオの南東50マイルに位置する、人口2,900人ほどの小さな町にあった。日本人と、若干のイタリア人も収監されていたが、当初の主な収容者はドイツ人であった。後に、中南米諸国から移送されてきた数百人の日系人が収容されるようになった。最終的には、追加のスペースを必要としていたフォート・サム・ヒューストン基地の捕虜収容所の支部となり、ドイツ人と日本人が収容されていた¹⁰。

テキサス日系人の大部分はケネディに収容されており、地元の農家の下で低賃金で働いたりしていた¹¹。彼らの中には、白人の近隣住民らが忠誠心を証明することで早期に釈放される者もいたが、西海岸からやってきた日系人の大部分には当てはまらなかった。日系人のうち数百人がやがて日本に送還されたが、大部分の人々は、その後の4年間を1944年9月に閉鎖されるまでの同施設か、他の12か所ほどある収容所の一つで、有刺鉄線のフェンスに囲まれて過ごしていた¹²。

シーガビル収容所

ダラスの南東の郊外にある小さな町、シーガビルにあった収容所は元々、刑務局が建設した女子の模範感化院であった。1942年4月1日に移民帰化局に譲渡されると、当初は西海岸から送られて来た約50人の日系アメリカ人女性の語学教師を収容した。1942年には中南米から移送されてきた日系人のために、合板造りの小屋が追加で設営されたが、翌年9月には彼らのほぼ全員が本国送還となり、残りの数家族がクリスタルシティへ移送された。よって1945年5月に同留置所が閉鎖されるまでの期間に収容されていたのは、独身女性と子どものいない夫婦だけであった¹³。

クリスタルシティ収容所

多くの敵性外国人は世帯主の父親だったので、彼らと再会するために自発的に収容されたいという妻や子供たちからの要望が、移民帰化局に多く寄せられるようになった。同局と司法省により、テキサス南部ザバラ郡にある人口6,000人の小さ

な町に設立されたクリスタルシティ収容所は、移民帰化局の収容所の中で唯一、家族向けに設立された。しかも、戦時中は最大規模を誇った¹⁴。

世界恐慌の際、農業安定局が町の郊外の土地を取得していたこともあり、移民帰化局はクリスタルシティを収容所の候補地を選んだ。またケネディやシーガビルと同様に、クリスタルシティの施設も元々は、敵性外国人を収容するために建てられたものではなかった。それは戦前、政府が補助金を支給する、季節農業労働者のための居住キャンプであった¹⁵。

クリスタルシティには、最も多い時には2,600人の日系人が収容されており、その大多数は、学齢期の子供達であった¹⁶。その大半が南米ペルーおよびボリビアからの抑留日本人で、他に約200人のハワイ被抑留者が収容され、残りは大陸各地から抑留して送られて来た。ハワイ組は1945年12月、ペルーなど南米組は翌1946年の春にいずれも出所した。一時的にせよ、これだけの人数がテキサス州の一角で数年間を送ったことは、「テキサス州日系人史上、最大の出来事」であった¹⁷。

マンザナー強制収容所から来た者には、本物の学校に見えたと話すように、クリスタルシティの学校は環境が良好で、唯一無いものはアメリカンフットボールのチームだけだったという。二世の子供たちはアメリカンスクールに通い、本国に送還される見通しの家族の子供たちは、日本語学校を選んだ¹⁸。

学校行事以外にも、各種スポーツイベントや芝居の上演、映画鑑賞、施設外でのピクニックが行われ、図書館や教会も揃っており、日本語新聞『自治會時報』や英字新聞『クリスタルシティ・タイムズ』が発行されていた¹⁹。時給10セントで1週間当たり最大4ドルの上限で、労働も認められていた。収容所の内外で果樹園や菜園を管理したり、肉や卵を確保するために豚や鶏を飼育したり、蜂蜜を採るためにミツバチの巣箱を管理する者もいた²⁰。

様々な活動と取り組みにより、クリスタルシティの収容所は小さな町のようなようだった。しかし、この収容施設が他のものと大きく異なっていたのは、家族ごとに住居が提供された点であり、台所

と食堂、トイレと洗面所は家族の者だけで使用できた。収容者らは花壇や日本庭園を造り、竹を植えるなど、施設を真の地域社会に変身させることを試みた²¹。市場には豊富な種類の肉や野菜、その他の食料品が揃い、全ての収容者の民族的な味の好みを満たした。日本人家族は週2回配達される、米や新鮮な魚を好んだ。収容所内では多くの日系人が結婚し、月に2人ほどの割合で子供が生まれた。1945年の春にはベビーブームが訪れ、収容所の病院では平均して毎週1回以上の出産があった²²。

戦後も日系人を収容し続けたクリスタルシティ—ペルー出身の日系人青年、勝呂・ポール・修平を例に一

1946年の正月には、中南米から来た2,100人の収容者のうち650人足らずの日本人が、合衆国に残っていた。これらの残留者のうち、ほとんど全員はペルーからやって来た人達であった。その一人が当時28歳の勝呂・ポール・修平である。勝呂は1916年に静岡県清水市に生まれ、清水商業実践学校を卒業後、1940年に商業実習生としてペルーのリマに渡り、ペルー綿花会社で輸出入ブローカーとして勤務した。日本の真珠湾攻撃後、彼の会社は閉鎖を余儀なくされた。その後2年間、彼は移民の子供たちに日本語を教えて細々と生計を立てた。1944年2月、勝呂はペルー当局に逮捕され、300人以上の日本人と共に、カヤオでパナマ運河経由ニューオーリンズ行きの船に乗せられた²³。

勝呂は独身だったので、テキサス州のケネディに送られた。7か月後に同収容所が閉鎖されると、ニューメキシコ州サンタフェにある別の収容所に移送された。1946年4月の強制送還審問で、勝呂は自発的に日本に帰国することを断固拒否した。しかしペルーが彼の帰国を認めるはずもなかったので、合衆国は勝呂をカリフォルニア南部のサンペドロにある移民帰化局に移送し、国外追放までの待機を命じた²⁴。

その間、人権擁護者たちは勝呂のような人々の苦境に注意を向けていた。1946年6月の一連の法的な動きの中で、日系ペルー人の全ての強制送還

命令は、カリフォルニアの合衆国地方裁判所における2つの試訴の審理が終わるまで延期された。当の法的問題が解決するまで何か月もかかるかもしれない（最終的には8年かかった）ので、連邦政府は勝呂を含むサンペドロの日本人を、クリスタルシティに移送した。これにより、同施設は合衆国で戦後も運営を続けた唯一の収容所となった²⁵。

1947年当時、合衆国には300人足らずの日系ペルー人が残留していた。絶望に駆られて自ら日本に帰国した者もいれば、ペルーに戻ることを許された者もいた。依然としてクリスタルシティに留まっている日系ペルー人たちは、移民帰化局の係官から仮釈放が認められるように、外で仕事を与えてくれる身元引受人を探すよう促された。その一つが、ニュージャージー州のシーブルック農園であった。この農園は戦時中、西海岸から来た1,000人以上の日系アメリカ人の立ち退き者を雇ったが、戦争が終わると彼らの大部分はより良い仕事を求めて去って行った。この農園は日本人労働者に非常に満足していたので、更なる人手を雇うべく1946年と1947年に、クリスタルシティに周旋人を送った。こうして、勝呂を含めた全部で178人の日系ペルー人が雇用されたのである²⁶。

勝呂は同農園で2年間就労した後、シカゴの工場で働き、日系アメリカ人女性と結婚した。1952年、ヒューストンの経済的将来性を称賛する新聞記事を読んだ夫婦は、現地に移住した。勝呂は植木園で経験を積んだ後、1957年に独立して植木園を経営した²⁷。

1954年8月、第二次世界大戦終結のほぼ9年後に、合衆国議会は「強制収容のため中南米諸国から連行されて来た外国人は誰でも」合衆国に留まり帰化市民となる権利を持つと規定した法律を制定し、こうした日系人の苦境を遅ればせながら認めた。ラテンアメリカから連行されて来た日本人にとって、戦争はこの時やっと終わったのである²⁸。

クリスタルシティ収容所は、終戦からおよそ30か月後の、1948年2月27日に閉鎖された。1948年11月、クリスタルシティ学区は主に収容所のフェンスで囲まれた部分に当たる90エーカーの土地を、戦時資産管理事務局から購入した。1952年に、市は飛行場を建設するために北部と

東部の土地を追加で購入した。後に、収容所跡地には複数の学校が建設された²⁹。

テキサス日系人の生活と戦争体験

合衆国が戦争に突入する数か月前から、連邦捜査局はテキサス日系人コミュニティでの会合や社交的な集まりを絶えず監視していた。真珠湾攻撃以降、日本人による数人以上の公の集会は厳しく禁じられ、特別な許可がなければ実施できなかった。連邦政府はまた、合衆国の宣戦布告とともに、自宅から半径数マイル以上の日系人の移動の自由を制限した。彼らがこの範囲外を移動するには、文書に記入し公式の許可を得なければならなかった。彼らは他にも銀行預金口座の凍結、現金引き出しの禁止、それに捜査官による家宅捜索や尋問といった侵害行為を経験した³⁰。

日米開戦はテキサス日系人社会にも大きな衝撃を与え、州内各地の有力者が抑留されたとはいえ、一般的に日本人への風当たりは格別悪くはなかった³¹。彼らの多くは一世男性で、数週間から数年間に渡って拘留されたが、白人の隣人らが忠誠心を保証することで、釈放されることもあった。家長が不在の間は、残された家族が農場や商売を守り抜いた。州の機関であるテキサス外国人資産管理局は日本人農場の資産を管理下に置いたが、リオグランデ平原やエルパソなどでは、戦時中でも日系人の野菜販売は引き続き順調だったという³²。

リオグランデ平原では、全ての日本人家族に対して連邦捜査局の取り調べが行われ、外出禁止令、武器の提出、そして銀行預金の凍結などが実施されたが、わずか数日で解除となった。ハーリンジンでのみ、若干の反日気運があっただけで、他は普段と変わらなかった。実際に、同平原において検挙あるいは抑留された日本人は、一人もいなかった³³。差別的行為の多くは、例えば地域のある日本人が、数年来ひいきにしていた店でサービスを拒絶されるといった、比較的ささいなものであった³⁴。エルパソでも同様に、一般的に反日的な雰囲気はほとんど見られなかったようだ³⁵。

フォート・サム・ヒューストン収容所のあったサンアントニオでは、日米開戦の時に洋食店を営んでいた川添トニー武夫や東洋カフェの創業者

菊池某らが抑留されたが、メキシコ人が多い当地方の一般的な対日感情は、格別悪くなかった³⁶。

この時代のテキサス日系人が苦境に立たされていたのは事実だが、それでも20世紀前半に築き上げられた白人社会との信頼関係により、不幸な時代を乗り切った彼らの姿を垣間見ることが出来る。それは、広く認識されている西海岸の日系アメリカ人に対する厳格な対処とは異なる印象を与え得るものであった。ここでは、そのいくつかの事例を紹介したい。

収容所から比較的早期に釈放された事例

①ムタ・ヒデオーダラスの美術商

ダラスの大通りで「オリエンタル・アート・カンパニー」を営んでいたムタ・ヒデオは真珠湾攻撃の直後、政府当局により閉店を命じられたが、彼が合衆国の愛国的な市民であるということとを訴える嘆願書に200名以上の署名が集まったことで、2日ほどで店を再開することができた³⁷。

②岸吉松—大規模事業主として地域に貢献

新潟県の名家出身の岸吉松は当時、テリーという町でテキサス日系人最大の米作コロニーを営んでいた。多くの日本人世帯主のように、岸は真珠湾攻撃後に逮捕・監禁されたが、これまでの数々の慈善活動、合衆国への熱烈な忠誠および思いやりにあふれた地域貢献などにより、ケネディ収容所に2か月間拘留されただけで済んだ³⁸。

③赤木福太郎—隣人たちの宣誓供述書

赤木家は1942年、シュルドンの農場を訪れた連邦捜査官と地元警察による家宅捜索を受けた。福太郎、息子トラタ、そして叔父の平松ケンジロウの3名が、連邦捜査局の事情聴取のためヒューストンに連行された。トラタと平松は同日の深夜零時過ぎに釈放されたが、63歳の福太郎は3か月間にわたり監禁された。来季の新しい作付けの時期を迎えると、一家は福太郎の指示を失い途方に暮れた。当局への嘆願により短時間の帰宅が認められたが、農場を歩き回って作付けの指示を終えると、再びヒューストンに連れ戻された³⁹。

ヒューストンの合衆国地方検事局に援助を求め

るため訪問を重ねる折、トラタの妻で非日系人のビアートリスはある時弁護士との話し合いの中で、福太郎の忠誠を保証してくれそうな隣人や友人たちの宣誓供述書を集めるよう勧められた。シェルドンの地元のカフェのオーナーたちは、宣誓供述書を組織的に集めることを引き受けてくれた。彼女は10人の隣人から陳述を集めたが、オーナーたちはそれぞれ、福太郎とどれ位長く、またどのような関係により交際してきたか、そして友人や隣人として彼をどう思っているか記した。彼らの陳述はタイプされ、署名され、公証された後、合衆国地方検事局に提出された⁴⁰。

3か月の監禁の後、福太郎は敵性外国人聴聞会において、ついに発言の機会を与えられた。隣人たちの陳述のおかげで彼は釈放され、帰宅することを許されたのであった⁴¹。

④岡林実一忠誠心を証明する宣誓供述書の提出

ヒューストン地域の日本人コミュニティで積極的に活動していた野菜農家の岡林実一は、ケネディ収容所に拘留された。上述の赤木福太郎を釈放に導いたのと同様の作戦で、岡林の日本人以外の友人たちは彼の忠誠心を証明する宣誓供述書に署名して、当局に提出した。こうした行動のおかげで、岡林はわずか3か月で釈放されることになった⁴²。

⑤片岡レオーヒューストンの庭師と雇用者との絆

1931年2月に、ヒューストン港から密入国した片岡レオーは、貧しい農家の出身であった。ガルベトンにある日本人レストラン店主の家に数日間身を隠した後、リーグシティ郊外で輸送園芸を営む日本人の下で3か月間働いた。続いて、ウェブスターの西原清顕の下で2年半家政夫として働くと、ヒューストンの庭師に1年間従事した。その後新居三郎の「ジャパニーズ植木園」では熱心に働いたおかげで、温室担当の親方を任された。その後も、ウェブスターの香川米吉やシェルドンの赤木福太郎の自宅に潜伏するなど、移民帰化局の逮捕から逃れるために転々としていた⁴³。

1936年、レオーは新居三郎の勧めでジミー・エルキンスというヒューストンの裕福な弁護士の庭師として働き始めた。12年間、彼は住み込みで

エルキンス家に仕えた。真珠湾攻撃の直後、連邦捜査局がレオーを連行した際、エルキンスはあらゆる手立てを尽くして彼を助け出そうとした。

レオーの家で発見されたライフル銃と懐中電灯は、夜間庭に侵入してきたアルマジロを追い払うのに使うものだと、エルキンスは捜査官に説明した。彼はまた、レオーがいかなるスパイ活動や破壊活動にも関与していないと確約し、もしレオーを自由の身にしてくれるならば、彼の行動に対して全責任を負うとも申し出た。エルキンスのこのような活動により、レオーは拘留された同じ日に釈放となった。他のテキサス日系人が相当長く拘留されていた時期に、この措置は並外れて迅速であった⁴⁴。

戦時中禁じられていた日系人の集会在例外的に認められた事例

ヒューストンの南に位置するアルバンで、「ジャパニーズ植木園」を運営していた新居三郎の妻、姜子が主催していた日本人女性による聖書勉強会「イエスの友の会」は、第二次世界大戦が始まってからも継続して開催されていた。戦時中は5人以上の日本人が集まることは禁じられていたが、ヒューストン在住の女性で、日本語が流ちょうな元宣教師、セシル・ランカスターが保証人となっていたため、彼女らの集会は規制から例外的に外されていたのである⁴⁵。

4年間の監禁生活にも関わらず日本庭園の造成でテキサス州に感謝の意を伝えた事例

和歌山県出身の谷口勇は、17歳の時に父の呼び寄せで渡米し、カリフォルニアで農業を営んだ。しかし日系コミュニティのリーダーという理由で日米開戦直後に逮捕されると、いくつかの収容所を経てクリスタルシティへと移送され、そこで家族と合流した。

4年間に及んだ監禁生活の中で、谷口は農地としてのリオグランデ平原の魅力をよく耳にしていた。1945年には特別許可を得て収容所の派遣団と共に、現地を視察した。1946年2月に出所し、カリフォルニア州の先住地に戻り財産整理を済ませると、同年リオグランデ平原のサンベニトに移り住んだ。谷口はそこで80歳で引退するまで、

最大で約500エーカーの農園を経営した⁴⁶。

谷口家は、長男の大和・アランがテキサス大学建築学部に正式に召喚されたのを機に、オースティンに移住した。そこで谷口は、テキサス州が自分の家族に与えてくれた様々な恩恵に対して感謝の意を表すために、また人々を楽しませたいという願望から、1969年にダウンタウンにあるジルカー公園内に日本庭園を設計し、造成した。18ヶ月間たった一人で作業を続け、3エーカーほどの荒地を美しい空間に変えて見せたのである。桜の枝を野生のプラムに接ぎ木するなどして、伝統的な日本庭園の美しさと調和を、テキサスの地で再現したのである⁴⁷。



写真1 オースティンの谷口勇日本庭園

上空から眺めると“Austin”と読める一連の池、滝や半月橋、足場付きの睡蓮の池や竹林などがある庭園は、市民の憩いの場となっている（2011年2月筆者撮影）



写真2 クリスタルシティ収容所跡地①

現在では学校施設や住宅地となっており、かつての形跡は見当たらない（2011年9月筆者撮影）



写真3 クリスタルシティ収容所跡地②

人口7,000人ほどの小さな町は、今日でも地理的に非常に孤立している（2011年9月筆者撮影）

日系人収容施設とテキサス歴史委員会の取り組み

テキサス歴史委員会(Texas Historical Commission)が設置した、軍事施設および口述歴史プログラムに所属する、リラ・ラーコーツィ氏の報告によると、テキサス州内の5つの収容所はどれも、保存や見学者の訪問が困難となる状況に置かれている。例えばシーガビルは戦後、連邦刑務所に転換され、現在では低警備の連邦矯正施設となっている。またフォート・サム・ヒューストンとフォート・ブリスは、全米で最も稼働率の高い軍事施設に位置づけられているため、敷地や建物内への立ち入りは制限され、実地調査は困難である。ケネディとクリスタルシティに至っては、立地の悪さに加え、戦時中の建造物のほとんど全てが失われ、敷地にはすでに新しい建物が建てられている⁴⁸。

同委員会は歴史の伝承のために、そして広大な土地ゆえに旧跡に足を運ぶことが困難であるという事情を考慮して、資料の電子化を進めている。例えばモバイルツアー「第二次世界大戦中の州内戦線」では、テキサス州における戦争遺産を広く紹介している⁴⁹。また、「クリスタルシティ（家族）捕虜収容所」では、当時の写真や映像、収容者や関係者らのインタビューの筆記録を公開している⁵⁰。他にも、様々なウェブページや電子版の小冊子などがあり、本稿でもそれらを参照している。

テキサス歴史委員会のこうした取り組みおよび姿勢から、戦時中の収容施設について新たな史料

を発見するよりも、既存の情報をいかに保存・整理し、後世に伝えていくかに重点を置いてきているようだ。例えば筆者は、州中央部に位置するオースティンからクリスタルシティを訪れたことがあるが、片道300キロメートル以上の移動は負担が大きい。せっかく現地を訪れても、当時の様子を今に伝える痕跡はなく、むしろテキサス歴史委員会が立てている「ステート・ヒストリカル・マーカー」と呼ばれる金属製の案内板だけが、跡地における限られた目印であった。加えて、同委員会による今後の調査活動は獲得資金の状況次第でもあり、人々の関心を高めることが最優先課題となっている。これが、テキサス州における第二次世界大戦に関する歴史的研究活動の現状である。

おわりに

1940年当時のテキサス日系人人口458人を10倍近く上回る規模で展開された、日系人の戦時抑留は『米國日系人百年史』(p.1266)において、「テキサス州日系人史上、最大の出来事」であったと紹介されている。特に同州における日系人の人口比率が非常に低かったこと、更に食糧供給が重視された戦時中に農業分野での影響力があったことから、反日感情はそれほど大きなものとはならなかった。

テキサス州内の施設に比較的長期間収容された人達は、西海岸から連行されて来た日系アメリカ人と、ペルーをはじめとした中南米諸国からの国外退去者である日系人であった。これらの日系人は、日本で拘束されているアメリカ人捕虜との交換要員であった。更に日系ラテンアメリカ人は、西海岸の日系アメリカ人のように経済的競争相手として嫌悪され、この機会を逃すまいとする中南米諸国の政府により国外追放された、「好ましくない日本人」であった⁵¹。

1970年センサスを用いた統計分析によると、強制収容による労働市場からの離脱は、25年後の日系アメリカ人男性の年間所得を9～13パーセント減少させたばかりでなく、自営業者の割合を増加させた反面、高度専門技術職の割合を減少させた⁵²。また合衆国政府の1982年の報告によると、日系一世と二世の戦争による損害額は、1945

年当時で3億7000万ドルにもものぼったという試算もある⁵³。

連邦捜査局は、日系アメリカ人による破壊活動は、真珠湾攻撃の前にも後にも全く存在しなかったと公表している⁵⁴。過酷で屈辱的な戦時日本人抑留所の経験を否定する意図は微塵もないが、それでもその経験には一つの共通事項として集約できかねない、個々の文脈や地域性が存在するのも事実である。例えば、著名な日系アメリカ人研究者のハルミ・ベフの著作には、以下のような記述がある：

私の両親は、「収容所に入る前は、土曜日も日曜日も、夜も昼も働いたが、収容所では三年間仕事もせずに食べさせてもらって、あんな楽なことはなかった」と証言している。これが、ほとんどの一世たちのホンネだっただろう。暇に任せて絵画、俳句、詩吟、舞踊などいろいろな趣味に専念するものもあった。マンザナー収容所では同好者たちが枯山水の庭園さえ造った⁵⁵。

先述の谷口勇の事例は、戦時中のテキサスにおいて日系人が、敵性外国人として警戒すべき存在ではなかったことを示す好例と言えよう。家財を略奪され、反日感情が渦巻くカリフォルニアを逃れてサンベニトに移り住んだ一族は、オースティン地域において今日まで様々な形で活躍し、代表的なテキサス日系人の一人として紹介されている⁵⁶。

テキサス歴史委員会による、戦時抑留所に関連した取り組みをより詳しく把握することは、筆者の今後の課題である。その中でも特に、日系人がどの程度、そしてどのように取り上げられているのかについて、着目していきたい。また、先述の勝呂・ポール・修平の例に垣間見れるように、テキサス州内で収容された日系ラテンアメリカ人の更なる検証も、筆者の今後の重要な課題であることを示唆しておきたい。

谷口家の子孫はオースティン市内に建築設計事務所を構え、JASGA (Japan-America Society of Greater Austin) という日米文化交流会にも携わっている。こうしたテキサス日系人の三世以降の動向を特定することによって初めて、かつての

強制収容の経験を含めた彼らの歩みが広範かつ連続的に映し出され、真の意味でのテキサス日系人史が描き出され得るのであろう。

謝辞

本稿は科学研究費補助金、基盤研究 (C)、2021～2023年度、課題番号21K01887「人種の壁を越えたアジア系アメリカ人の実態についての研究」の成果の一部である。記して御礼申し上げます。

註

1. 日系人の強制収容施設は英語で“Enemy Detention Facility,”“Concentration Camp,”または“Internment Camp”と呼ばれている。日本語では一般的に「強制収容所」と訳されているが、他にも「敵性外国人収容所」、「捕虜収容所」、「戦時日本人抑留所」などと呼ばれることもある。本稿では、「収容所」と統一表記する。
2. 例えば Fugita, Stephen S. and David J. O'Brien. 1991. *Japanese American Ethnicity: The Persistence of Community*. Seattle, WA: University of Washington Press; Kurashige, Lon. 2002. *Japanese American Celebration and Conflict: A History of Ethnic Identity and Festival in Los Angeles, 1934-1990*. Berkeley, CA: University of California Press; Spickard, Paul. 2009. *Japanese Americans: The Formation and Transformations of an Ethnic Group. Revised Edition*. New Brunswick, NJ: Rutgers University Press. 日本人の血を16分の1しか持たない者も含めて、あらゆる日系人が西海岸諸州から立ち退かされ、拘留された。10か所の再定住センターに収容された12万人の日系人のうち、5万人近くが女性であり、1万5千人以上が10歳未満の子供であった。そして7万人以上が合衆国で生まれたアメリカ市民であり、残りの大部分は在米20年から40年の人々であった (Walls, Thomas K.

1987. *The Japanese Texans*. San Antonio, TX: The University of Texas Institute of Texan Cultures at San Antonio, p. 148). 連邦捜査局は、日系アメリカ人による破壊活動の実例は真珠湾攻撃の前にも後にも全く存在しなかったと公表している (*Ibid.*, p. 145).

3. 5つのいずれも、合衆国司法省から権限を付与された移民帰化局によって管理・運営され、国務省とも連携していたが、サンアントニオにあるフォート・サム・ヒューストン (別名 ドッド・フィールド) とエルパソのフォート・ブリスはどちらかという、アメリカ陸軍の駐屯地を利用した、「臨時収容所」という位置づけであった [Allen, Paula. June 22, 2015. “Fort Sam once housed 3,500 POWs.” <https://www.expressnews.com/150years/military-sports/article/Fort-Sam-once-housed-3-500-POWs-6342571.php#photo-8197054>; Spickard, *op. cit.*, p. 108; The Texas Historical Commission (THC). August 2020 (a). *Fort Bliss, Fort Sam Houston, Kenedy, Seagoville, and Crystal City: Enemy Alien Internment in Texas during World War II*. p.1. https://www.thc.texas.gov/public/upload/publications/Alien_Enemy_Brochure_08_20.pdf].
4. Walls 1987, *op. cit.*, p. 175.
5. *Ibid.*, p. 176.
6. Niiya, Brian, Ed. 2001. *Encyclopedia of Japanese American History. An A-to-Z Reference from 1868 to the Present. Updated Edition*. New York, NY: Checkmark Books, p. 147.
7. Walls 1987, *op. cit.*, p. 176.
8. Kikumura-Yano, Akemi, Ed. 2002. *Encyclopedia of Japanese Descendants in the Americas*. Walnut Creek, CA: Altamira Press, p. 308.
9. Rakoczy, Lila. 2019. “Preserving Second World War Internment History: A Texas Perspective.” A transcript of a presentation at the Preserving U.S. Military Heritage: World War II to the Cold War, June 4-6, 2019, held in Fredericksburg, TX. <https://>

- www.nps.gov/articles/000/preserving-wwii-internment-history-in-texas.htm.
10. THC (a), *op. cit.*, p. 7; Walls 1987, *op. cit.*, p. 178.
 11. Brady, Marilyn Dell. 2004. *The Asian Texans*. College Station, TX: Texas A&M University Press, p. 63.
 12. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 179-180.
 13. THC (a), *op. cit.*, pp. 8-9; *Ibid.*, pp. 185-187.
 14. Russell, Jan Jarboe. 2015. *The Train to Crystal City: FDR's Secret Prisoner Exchange Program and America's Only Family Internment Camp During World War II*. New York, NY: Scribner, pp. xv-xvi.
 15. Walls 1987, *op.cit.*, p. 187; The Texas Historical Commission (THC). August 2020 (b). *Crystal City Family Internment Camp: Enemy Alien Internment in Texas during World War II*, p. 2. https://www.thc.texas.gov/public/upload/Crystal_City_Brochure_08_20.pdf.
 16. Walls, *Ibid.*, p. 189.
 17. 新日米新聞社東京支社編. 『米國日系人百年史：在米日系人発展人士録』. 1961年, p. 1266.
 18. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 190-193.
 19. *Ibid.*, pp. 193-195, 198-199.
 20. THC (b), *op. cit.*, p. 3; *Ibid.*, pp. 195-196.
 21. Walls, *Ibid.*, p. 196.
 22. *Ibid.*, p. 197.
 23. 新日米新聞社東京支社編, *op. cit.*, p. 1239; *Ibid.*, pp. 200-201.
 24. *Ibid.*, pp. 201-202.
 25. *Ibid.*, p. 202.
 26. *Ibid.*, p. 202.
 27. 新日米新聞社東京支社編, *op. cit.*, p. 1239; *Ibid.*, pp. 202-203.
 28. Walls, *Ibid.*, p. 203.
 29. THC (b), *op. cit.*, p. 7.
 30. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 15, 149-151.
 31. 新日米新聞社東京支社編, *op. cit.*, p. 1246.
 32. Brady, *op. cit.*, p. 63. リオグランデ平原とは、メキシコ湾に近い、米墨国境のリオグランデ川流域地方を指す。ブラウズビルからマッカレンにかけての、直線70マイルほどの国境地帯であり、野菜や果物の一大産地となっている。
 33. 新日米新聞社東京支社編, *op. cit.*, p. 1250.
 34. Walls 1987, *op. cit.*, p. 149.
 35. 新日米新聞社東京支社編, *op. cit.*, p. 1265.
 36. *Ibid.*, p. 1248.
 37. Walls 1987, *op. cit.*, p. 154.
 38. Brady, *op. cit.*, pp. 46-49; *Ibid.*, pp. 93-96; Walls, Thomas K. 2007. "The Early Japanese Texans." pp. 91-111 in Irwin A. Tang, Ed., *Asian Texans: Our Histories and Our Lives*. Austin, TX: The it Works, p. 103.
 39. Walls 1987, *op. cit.*, pp. 151-153.
 40. *Ibid.*, p. 153.
 41. *Ibid.*, pp. 153-154.
 42. *Ibid.*, pp. 177-179.
 43. *Ibid.*, pp. 129-134.
 44. *Ibid.*, pp. 134-135.
 45. Brady, *op. cit.*, p. 53; *Ibid.*, pp. 125-127.
 46. Brady, *Ibid.*, pp. 66-67; Kato, Naoko. 2007. "Japanese Texans after World War II." pp. 255-262 in Irwin A. Tang, Ed., *Asian Texans: Our Histories and Our Lives*. Austin, TX: The it Works, p. 256; Walls 1987, *Ibid.*, p. 210; 新日米新聞社東京支社編, *op. cit.*, p. 1258.
 47. Brady, *Ibid.*, p. 68.
 48. Rakoczy, *op. cit.*
 49. <https://texasimetravel.oncell.com/en/world-war-ii-on-the-texas-home-front-91541.html>.
 50. <https://www.thc.texas.gov/crystalcity>.
 51. Niiya, *op. cit.*, p. 230; THC (a), *op. cit.*, p. 11; THC (b), *op. cit.*, p. 7; Walls 1987, *op. cit.*, pp. 183-184.
 52. Chin, Aimee. 2005. "Long-Run Labor Market Effects of Japanese American Internment during World War II on Working-Age Male Internees." *Journal of Labor Economics* 23-

3:491-525.

53. グレン・サリバン. 『海を渡ったスキヤキー—アメリカを虜にした和食—』. 中央公論新社. 2019年, p. 177; Gwynn Guilford. February 14, 2018. "History Lessons: The Dangerous Economics of Racial Resentment during World War II." <https://qz.com/1201502/japanese-internment-camps-during-world-war-ii-are-a-lesson-in-the-scary-economics-of-racial-resentment/>.
54. Walls 1987, *op. cit.*, p. 145.
55. ハルミ・ベフ. 「戦中期の強制収容と戦後の活躍」. pp. 131-158. ハルミ・ベフ編. 『日系アメリカ人の歩みと現在』. 人文書院. 2002年, p. 140.
56. Brady, *op. cit.*, p. 67; Kato, *op. cit.*, pp. 256-257; 新日米新聞社東京支社編, *op. cit.*, p. 1258.

祭祀財産承継に関する民法規定の変遷とその意義

小野 健太郎^{*1}

Changes in the Civil Code Provisions on Succession to Ritual Property

Kentaro ONO^{*1}

When a person dies, the issue of inheritance arises, but in Japan, the issue of succession of ritual property arises at the same time. The problem of succession of ritual property is the question of who will succeed to the family tree, ritual objects, and tomb of the deceased. In prewar Japan, in principle, only the eldest male son succeeded to the ritual property. In post-war Japan, due to the amendment of the Civil Code, the ritual property is succeeded by the one nominated by the decedent. The purpose of this research is to find out why the Civil Code in prewar Japan stipulated that only the eldest male heir could succeed to the ritual property. In order to find out the reason, this paper meticulously investigated the legislative process of the Civil Code of the Meiji era. In this paper, I paid particular attention to the views of Dr. Nobushige Hozumi and examined his opinions.

1 はじめに

ある人が死亡した場合、その者が有していた財産が誰にどのように承継されるかの解決基準として遺産相続の諸規定が民法の相続編に規定されているが、その諸規定とは別に、祭祀財産承継を対象とする民法897条が存在する¹。本条は、戦前に存在した「系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有権ハ家督相続ノ特権ニ属ス」（民法旧規定987条）という条文を抜本的に改正したかたちで、戦後新たに祭祀財産承継に関する条文として制定されたものである。系譜、祭具、墳墓の所有権の帰属をめぐる争いに関する条文であるが、戦前には家督相続人が当然承継していたものが、戦後は、祭祀主権者が、被相続人の指定、慣習、家庭裁判所の審判によって認定されることとなった。本条は、終戦後も一部の国民の中には長子単独相続制度を含めた

昔からの家族観を美德と解する者もあり、また、氏を同じくする者によって祖先祭祀を承継させたいという因習的な国民感情もあったことから、祭祀財産の所有権の帰属が争いになった際に、民法旧規定987条を削除してしまい、この解決方法を道義と習俗にゆだねることも躊躇されたことから、設けられたものとされている²。しかし、このようにして制定された本条に関しては、廃止削除されたはずの戦前の「家」制度の思想を温存しており、家族生活の民主化を阻害するものであるとして、そもそも民法典から削除すべきであるとの意見も有力であったし、現在も有力である³。

ところで、川島武宜博士は、イデオロギーとしての「家族制度」を論じ、明治民法の制定が契機となり、姓及び祖先祭祀の同一性に象徴される血統集団である「家」と、家父長制が結びついた「家族秩序」を形成するに至ったとする。ここで

*1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

は、父系血統の尊重、多産の尊重、祖先の尊重、伝統の尊重、など内蔵した「家」の意識（価値体系）と家長の権力とその支配権維持のための「しつけ」、家族内の「身分」の差別と序列、財産承継の独占などが内容とされるところの、「家的家父長制」が明治民法の下で形成されていったとする。そして、国民が、この家族秩序に固有なものの考え方、固有な行動様式に拘束されていき、ついには、このような家族制度が、明治政府の権力を支えるイデオロギーの地盤となったとする。ここにおいて「家族制度イデオロギーは、これを利用して国家権力の道具にまで高めるための観念形態である」⁴と評されることとなるのである。

本条の祭祀財産承継の問題も川島武宣博士が言うところの、家族制度のイデオロギーを内包するテーマである、といえよう。本稿は、祭祀財産承継の問題に関する民法の条文の歴史の変遷・経過をその当時（旧民法、明治民法）の立法者の見解を中心に概観する。祭祀財産承継の条文の形成過程を遡及しつつ立法趣旨を検討することにより、当時の立法担当者がいかなるイデオロギーを保有しつつ、本条の立法作業に臨んだかを明らかにすることにより、民法立法者の「立ち位置」を明確にする作業が、本稿の課題である。具体的には、旧民法財産取得編の法典編纂の際に参照したと思われる全国民事慣例を概観してみる。当時の祭祀の方法、相続システムなどの状況が部分的にはあるが知ることができよう。次に、旧民法財産取得編の検討、そして、法典調査会での明治民法旧規定の起草者を中心とする議論過程を検討する。その際、法典調査会の総会、主査会での議論も参照することにより、その当時の家族制度に関する立法者を含めた、法律家の立場の状況を明確にしていきたい。

2 葬儀埋葬、家督相続、相続権に関する全国の民事慣例について

明治維新後、民法制定（明治31年）までの時期における葬儀埋葬の方法、家督相続、相続権の問題に関する当時の国民の実像に関しては、『全国民事慣例類聚』⁵（明治13年）に記載があり、

ある程度の実態を把握することができる。もっとも、地方ごとの慣習はかなり異なるものがあり、江戸期から明治期への転換期であるため、社会、経済、法システムの移行期とも重なり、それぞれの諸問題の実態を一般化することは困難であるが、それぞれ特色ある地方の民事慣例を個別的に挙げてみたい。

1) 葬儀埋葬の方法

明治10年前後の埋葬方法には、土葬、火葬などがあり、埋葬場所としては寺院境内墓地のほか村落共同墓地もあり、また、個人の遺体・遺骨を単独で埋葬・埋蔵する場合と、一族の祖先を埋葬等している場所を共同使用する場合など、様々な様態があったようである。

『全国民事慣例類聚』によると、次のごとくが一般の通例とされている。

「凡ソ葬埋ノ時間ハ貧富ニ因テ日數錠リナシト云ヘドモ大抵舊曆二十四時或ハ死去ノ翌日送葬シ其送葬ノ途中相続人タル者禮服ニテ死者ノ位牌ヲ捧持スル例ニテ此事ヲ行ヒシ後ハ決ソ他ヨリ相続ノ權ヲ争フ能ハサル者トス故相続人定ラサル家ニテハ發引前相続争ノ紛議ヲ生スルコトアリ」⁶

上記一般の通例のほか、特色ある地方の慣習を挙げてみる。

「葬儀ノ節ハ死者血属ノ内ニテ必ス棺ヲ舁擔スルコトナリ而シテ其血族近キ者後ヲ舁シ之ニ次ク者前ヲ舁ス（父ノ棺椁ノ如キハ次男前ヲ舁シ長男後ニ在ルカ如シ）之ヲ要スルニ其家督ヲ譲リ受ヘキ者棺後ヲ舁スルヲ以テ慣例トナスコトナリ（河内國河内郡）」⁷とあり、これによると家督相続人は、棺桶の後方を担ぐという慣習がある、とするものである。

また、現在の静岡県の安倍郡では、「村方ハ講仲間ト號スル者アリテ互ニ葬埋一切ノ事ヲ営ミ中ニ就テ月番ヲ立テ奉行ト號スル役アリテ万端ノ指令ヲ為シ何人ト云ヘドモ其指令ニ違フ能ハス送葬ニハ近親ノ者柩ヲ擔舁スルコトナリ葬埋ハ丑寅ノ日ヲ忌ム故ニ持日ノ定メナシ然レドモ多クハ翌日葬埋スル例ナリ出棺ノ後三日ノ仏號シ神主山伏ヲ招キ祓除セシム此日仲間ヲ招キ饗スルコト定例ナリ（駿河國安倍郡有渡郡）」⁸、葬儀埋葬は、なん

でも取り仕切る奉行のもとで執り行われ、そののち、飲み食いをしてからのお見送りという様は、現在に近いものといえる。また、「葬埋ノ時ハ念佛講或ハ六親講等ノ名ヲ以テ一村内大抵六七十戸位組合平生葬式等ノ事ヲ申合置葬式ノ支度併ニ穴掘棺昇等ニ至ル迄一切引受周旋シ若シ貧困者ナレハ右講員各百文或ハ米一升等持寄り葬儀ヲ助クル慣習ナリ（陸前國遠田郡）」⁹などのように、村落内に一定の互助集団が形成されており、その集団が葬儀埋葬を取り仕切るだけでなく、生活貧困者の救済も行っていたところもある。葬式埋葬につき、男女の区別があるところもある。「葬埋ハ死去ノ翌日ヲ通例トス火葬ヲ行フ者ハ葬禮ノ当日ハ男子ノミ送り其翌日灰葬ニハ婦人ノミ送ルヲ例トス（越前國敦賀郡）」¹⁰である。地域によっては、明治維新後、村落共同体が崩れつつあることを指摘する地方もある。「葬式ノ節手傳ト稱シ村内毎戸一人（大抵下男等ナリ）ヲ出シ茶毘（棺ヲ指ス）或ハ装具ノ飾物ヲ携へ及ヒ奔走ノ用ニ供シ兼テ喪ヲ吊セシハ維新前ハ一般火葬スルノ風習ナルヲ以テ葬式ノ當日村内毎戸藁ニ束ツツ軒前へ出シ置手傳ノモノ行々之ヲ集メ火葬場ニ至リ焚料トナス従前ハ必ス毎戸出スベキ例ナリシカ追々減省シ十年前ニ至リテハ藁ヲ出ス者百戸中五六十戸ニ過ギザルコトナレリ（羽後國秋田郡）」¹¹とされ、維新後に村落共同体が変化したということであろうか。

2) 家督相続

家督相続に関しては、「家督相続スルトキ地所持ハ町方へ届出テ水帳（御図帳のこと、筆者注）ニ代替ノ手續ヲ記載ス家持ニ非サル者ハ町方へ届出ルノミナリ（撰津國西成郡）」¹²とされている、さらに詳細な記述のものとしては、「家名相続スレバ役所へ届ケ公儀名ト唱ヘテ其家ノ通稱ニ改メ其印形ハ世々改ムルコトナキ例ナリ或ハ通稱ニ改メサル者アレドモ名寄帳ハ其儘差置クコトナリ（駿河國安倍郡有渡郡）」¹³というものがある。また、「平民ニハ隠居ト云コトナシ父死去シテ子相続スレバ役場へ届出テ役場ニ於テ諸帳面ノ名前ヲ書改ルコトナリ（岩代國會津郡）」¹⁴として、平民に隠居制度の実態がないことを明言する地方

もある（越後國刈羽郡も同様）。他方、「六十歳以上ハ踏繪ノ式ヲナサザルヲ以テ役場ニテ隠居ト見做シ戸主ノ名ヲ書改ムル例ナリ新戸主タル者父生前ハ其家ノ通稱ニ改メザル例ナリ（豊前國下毛郡）」¹⁵などは、60歳をもって、当然隠居とする例もある。また、遺言書に関し、「戸主タル者ハ遺言状ト稱シ存生中豫メ死後ノ相続人ヲ定メ之ヲ書面ニ記シ封印シ該町役人へ出シ置クヲ例トス戸主没スルトキハ親族隣保町役人立會ノ上之ヲ開キ其遺言ニ據リ相続人ヲ定ムルコトナリ但遺言状中跡相続ノ事ヲ記載セザルカ又ハ白紙ナルカ又ハ遺言状差出サザル内死去スルトキハ更ニ親族商議ノ上相続人ヲ定ムルコトナリ（越中國射水郡）」¹⁶とし、相続の際、遺言状作成を通例とする。同様に、「家督相続ハ町會所ニ於テ讓人ト相続人トノ連署ヲ見届ケ然ル後戸籍ニ記載ス就中戸主ハ必ス存生中遺言状ヲ組合へ差出シ置ノ慣例ニ因リ家督相続ノトキハ其遺言状ヲ出シ前主ノ遺言状ト更喚セシム戸主死後ノ相続ハ其存生中出シ置キタル遺言状ヲ肝煎ノ面前ニテ親族及ヒ組合頭立会ニテ披ラキ（方言之ヲ遺言技ヲキト云フ）肝煎之ヲ見届ケ万一不當ナルトキハ町奉行ニ届テ裁決ヲ請ルノ慣例ナリ（加賀國石川郡）」¹⁷として相続の際、遺言状作成を常とする場合に言及している。

3) 相続権者

一般的には、「相続の順序ハ戸主ノ見込次第」であり、「長男ヲ分家シ幼子ニ相続セシムル等」の場合も多いものの「長男ヲ以テ相続人ト定ルコト」が通例であるとする¹⁸。ここでは、このように、末子相続の例が多いことが触れられていることが注目される。また、地方により様々な対応があることがわかる。例えば、「相続ノ權ハ長男ニアリ村方ニテハ耕業ヲ勵マス為メ長男ヨリ順々ニ分家セシムコト多シ皆戸主ノ見込ニ從テ適宜ノ所分ヲナスコトナリ（尾張國愛知郡）」¹⁹という。これなどは、末子相続の範疇といえる。また、「男女ニ限ラズ總テ年長ノ者相続スルノ權アリ（伊豆國田方郡）」²⁰や「男女ニ限ラズ先ニ生レシ者相続スル風習ナリ（常陸國新治郡）」²¹などのように、年長者相続も見られる。「農家ニテハ長女アレバ婿ヲ迎ヘテ相続セシムルヲ例トス力役ノ

便利ニ従フナリ（陸中國膽澤郡）「農家ニテハ男子アル者モ長女アレバ婿養子ヲ迎ヘテ相続セシム力役ノ勞ヲ分ツカ為ナリ（羽前國田川郡）」²²とし、東北の農村での同様の慣行がみられる。

4) 葬儀埋葬の方法は、地方ごとで多様である。しかし、死亡者の家族のみでの葬送ではなく、地域住民・地域社会が共済した形での葬儀の実現を図っていたようである。これは、火葬であれば茶毘に付すまでの行程には多くの人力を必要とするし、土葬であっても出棺、埋葬まで一連の過程で近隣住民の協力が不可欠であることから容易に想像できる。

徳川時代の武士階級においては、受封者はその封禄を処分する権利を認められておらず、遺言をもって封禄を諸子に分割相続せしめることはあり得なかった。これに対して、資料からもわかることであるが、庶民法では、遺言相続が原則とされており、法定相続は例外となっていた。善良なる家父は、その生前に遺産の帰属を確定することを通例とするだけでなく、法律上の職責とされていたようである²³。また、上記に検討した民事慣例類集の資料から示されているように、庶民層の財産相続は、分割相続を通例とし、単独相続ではないことがわかる²⁴。

3 旧民法（財産取得編294条）の下での祭祀財産の承継（家督相続の特権）

1) 旧民法（財産取得編294条）よりも前に民法草案獲得編が起草されていた²⁵。

第一千五百二十五条 法律上ノ相續ヲ家督相続及ヒ普通相続ノ二種ニ區別ス

第一千五百三十条 系譜爵族稱世襲財産祭先具墳墓地屋號商標本宅其他相傳ノ重器ハ其家所属ノ特権ヲ組成ス

第一千五百三十二条 戸主家督相続ノ所属部分ヲ規定セサルトキハ法律上之ヲ規定スルコト左ノ如シ普通相続人一人アルトキハ三分ノ二又二名アルトキハ二分ノ一又三名以上アルトキハ三分ノ一トス

この民法草案獲得編に関する立法理由に関する資料が今回入手出来ていないため十分な検討ができていないが、祭祀財産承継に関する1530条の列記されている項目は、これから検討する旧民法財産取得編294条よりもかなり広い。族称、本宅及びその宅地、相伝の重器などを含んでいる。次に見る旧民法でこれらが削除された理由は明確でない。今後の課題としたい。

2) 旧民法（1889年、明治22年）の規定では、相続には、家督相続と遺産相続があり（財産取得編286条）、祭祀財産の承継に関し、次のように規定されていた。

財産取得編 第294条

家督相続人ハ姓氏、系統、貴號及ヒ一切ノ財産ヲ相続シテ戸主トナル

系譜、世襲財産、祭具、墓地、商號及ヒ商標ハ家督相続ノ特権ヲ組成ス

ア) 家督相続とは、戸主の死亡または隠居により生ずる相続（財産取得編287条）であり、家督相続に際し、家督相続人は、被相続人の姓氏、家系、華士族の称号を継承し、その有した一切の財産を相続し、新たに戸主となるものとされた。その際、「前主ノ負擔セシ債務又ハ其為シタル遺贈ヲ弁済スルノ義務ヲ負擔ス」²⁶と解される（包括承継）ことは解釈上確定していた。もっとも、被相続人の「一身ニ附着スルモノタルニ過キザル爵位ノ如キ」²⁷ものはここには含まれないと解されていた。また、2項で系譜、世襲財産、祭具、墓地、商號、商標などが列記され、家督相続の「特権」と規定された。系譜=家系図は、一家存立の由来を明らかにするものとして、祭具、墓地は、祖先以来の死亡者に対する祭祀を断絶せしめない必要から、世襲財産、称号及び商標は、その家の維持生活の基盤となるものとして、代々家督相続人において相続すべき特権に属するもので、他に譲渡や遺贈することができないものと解されたからである²⁸。

イ) 旧民法の家族関係法の立法草案担当者である井上正一博士は、本条2項の意義に関し、「特

ニ第二項ニ系譜、世襲財産其他ノモノヲ列記シタル所以ハ被相続人が遺贈ヲナスコトヲ得ル財産ト法定相続人ニ貯存スベキ財産トノ部分ヲ定ムルニハ爰ニ列記スル所ノモノ即チ家督相続ノ特権ヲ組成スルモノヲ控除スベキモノタリ（第三百八十三条）然ルニ其家督相続ノ特権ヲ組織スルモノハ如何ナルモノナルヤハ即チ本條第二項ニ列記シテ始メテ之ヲ知ルコトヲ得ルニ因ル而ソ爰ニ列記スルモノハ總テノ家督相続人ノ承継スルニ非シテ獨リ法定家督相続人ノ承継スベキモノタルコトヲ知ルベシ（第三百八十三条、第三百八十四条）」²⁹と述べている。このままでは難解なので、引用されている条文を明記してみよう。

財産取得編 第383条

遺贈ヲ為スコトヲ得ル財産ト相続人ニ貯存ス可キ財産トノ部分ヲ定ムルニハ家督相続ノ特権ヲ組成スルモノヲ控除ス

財産取得編 第384条

法定家督相続人アルトキハ被相続人ハ相続財産ノ半額マデニ非サレバ他人ノ為メ遺贈ヲナスコトヲ得ス

家族ノ遺産ヲ相続スル卑屬親アルトキモ亦同シ

財産取得編 第387条

減殺ス可キ分量ハ相続ノ時ニ現存スル總テノ財産ノ評価額ヨリ被相続人ノ債務額ヲ控除シタル余剩額ニ付キ之ヲ算定スル

これらの条文は、被相続人が相続人を害してその財産の全部を遺贈することができないことを示すため、被相続人が遺贈することができる財産の部分を決め、もしその額を超過して遺贈をしたときはその超過する部分を減殺すべき旨定めた規定である。いわゆる遺留分減殺請求の規定である。

財産取得編383条は、被相続人が相続権を有する卑属の者が存在するにもかかわらず、すべての財産を他人のために遺贈することを認めることは、遺言自由の原則を濫用するものであり、相続の放棄ができない法定家督相続人にあつては相続人の名称があるだけの存在となってしまう³⁰。そこで「若シ貯存相続人が法定家督相続人ナルトキ

ハ即チ第二百九十四條ニ掲ケタル家督相続ノ特権ヲ組成スルモノヲ控除セザルベカラス何トナレバ此財産ハ家督相続人タル者ノ世襲財産ノ如キモノナレバナリ」³¹とした、系譜、世襲財産、祭具、墓地、商號、商標などの財産は、被相続人が自由に遺贈をすることができる財産の対象から当然除外されるべきものであり、まさに、法定家督相続人の承継する財産＝家督相続の特権とされるわけである。なお、井上正一博士は、財産取得編384条に関し、立法論として法定家督相続人に限らず、指定家督相続人や任意家督相続人にも減殺請求の主張を拡張することが「一家ト稱スルモノ随テ戸主ト稱スルモノニ重キヲ置キタル」³²我が民法に適するし、一家の維持に必要な財産を貯存せしめようとした本条の趣旨にかなうとする。

この様にして、「相続人アル場合ニ於テ被相続人が他人即チ相続人ト家ヲ同フスル者又ハ外人即チ相続人ト家ヲ同フセザル者ノ為メ遺贈ヲ為スコトヲ得ル財産ノ部分ハ第三百八十七條ニ於テ尚ホ詳述スベキカ如ク相続財産ノ半額ナリ而シテ他ノ半額ハ則チ貯存財産ニシテ他人ノ為ニ遺贈ヲ為スコトヲ得サルモノナリ」³³とし、その超過部分につき減殺請求を認めることとしたわけである。

ウ) 立法当時、減殺請求を生ぜしめるような被相続人による遺贈行為が、現実にとどの程度発生していたのかは明らかではないものの、江戸期において町人においては分割相続が行われており、財産の分割は遺言によることを原則としていた、との指摘を考慮するならば、本条関係の諸規定は遺言相続を基本としていた旧町人層に主たる需要があったかもしれない³⁴が、士族層に遺言相続の慣行がなかったと解されることから、士族層には家督相続の特権としての本条の存在意義は重要なものとして意識されなかったかもしれない。

4 法典調査会での民法旧規定987条の審議

法典調査会（第175回）で、旧民法財産取得編248条をベースとして、明治民法としていかなる祭祀財産の承継に関する条文を策定するか議論が展開する。祭祀財産の内容に関する議論の深化がみられる。ここでは、法典調査会（175回）の

検討に入る前に、同じく法典調査会の主査會と總會での議論も検討対象としたい。祭祀財産承継の問題からは少し対象範囲が拡大し「隠居制度」と「戸主制度」に関する議論であるが、立法担当者である穂積陳重博士の家督相続・家制度に関する立場をよく知りうる資料として参考となることから参照対象とした³⁵。

1) 法典調査会民法主査會（第5回議事速記録）

まず、法典調査会民法主査會での議論を見ていく。ここでは、「隠居ニ關スル規程ハ之ヲ親族編ニ掲グルコト」の如何が問題とされた。立法提案者である穂積陳重博士が提案理由を説明した。旧民法において隠居の規定は、財産取得編の一部として規定されていたが、新法ではこれを新たに規定する親族編に掲げるものとする。理由は「此ノ隠居ハ重モニ家督相続ノ原因デアッテ財産相続ト云フ方ノ感覺ハ段々近頃ニナル程薄クナッテ」いることや、旧民法上の隠居の家督相続の特別規則は財産相続の規定というよりも隠居それ自身の規則に属していると解されていることから「隠居ト云フモノハ財産相続ノ原因トナッテ法典ニ現ハレテ居ルヨリハ寧ロ身分相続ノ原因トナッテ既成法典ニモ現ハレテ居リマスカラ戸主ノ資格ノ變ル所ヘ置ク方ガ相當ト思ヒマ故ニ之ヲ親族編ニ掲グルガ宜イト思ヒマス」³⁶と説明した。すると、議長の西園寺公望から、隠居制度の必要性を尋ねられたため、穂積博士は引き続き「戸主ト云フモノノ私法上ノ關係ハ近頃ハ餘程薄クナッテ来マシタカラ固ヨリ昔ノ如ク隠居ト云フモノハ是非共置カネバナラヌト云フ程ノ必要ハ殆ド無イ様ニナッテハ居リマス乍併從來極メテ必要ナモノデアッテ夫レガ數百年間續イテ居リマスカラ今日ニ至ツテ既ニ其必要ノ理由ノ大部分ハ消滅シマシテモ未ダ一般ニ行ハレテ居リマス故ニ今ニ於テ此ノ隠居ノ規則ヲ民法中カラ省イテ仕舞ウト云フコトハ或ハ尚ホ早カラウト思ヒマス」³⁷と説明した。過去においては意義を有した制度であったが現在においてはその役割は縮小したものの民法から削除するまでとは解されないというものである。これに対して、西園寺議長から隠居制度、戸主制度の廃止の提案がなされた。すなわち、「隠居ト云フモノハ

民法カラ削除スルト云フ動議ヲ提出致シマス元來隠居バカリデハナイ戸主ト云フモノモ不用ナモノデ實ニ是等ハ封建時代ノ餘習デアル今日我國ニ於テ封建ノ制度ガ既ニ破レテ仕舞ツタ以上ハ是等モ亦タ自ラ封建ト共ニ消滅スベキモノデアラウト思イマス」³⁸との提案であった。西園寺公望議長から、戸主制度、隠居制度は封建遺制なので廃止すべきと提案されるとは予期していなかったかもしれない。高木豊三委員は削除に賛成したが、末松謙澄委員は、実際に行われていることから民法典に記載すべきとする。起草者である梅謙次郎博士は、「唯今戸主廢止兼隠居廢止ノ御説ガ出マシタガ私ハ極ク賛成シタイノデアリマス其御趣意ニハ至テ同感デアリマスケレドモ奈何セン今日ニ當ツテハ未ダ澤山行ハレテ居ルノデアリマス・・・残念ナガラ之ヲ存スルト云ウコトニ賛成シテ居ルノデ西園寺さんニ賛成シナイノハ其説ヲ悪イト思ッテ賛成セヌノデハナイト云ウコトヲ申シテ置キマス」³⁹と述べ、西園寺議長の提案に賛意を示しつつも削除できないという立場であり、いささか歯切れが悪い。熊野敏三委員も「隠居ト云モノハ元來弊ノアルモノデアリシクナイト云フコトハ明カデアルカラ」⁴⁰削除に賛成した。西園寺議長は言い足りなかったのか、これまでのすべての議案についてはさすが法律家の「御起草デアルト感心致シテ喜ンデ御同意致シテ居リマシタガ」、戸主制度、隠居制度には納得がいかないとされた。それを認めることは、「尤モ其處ガ日本ノ神国タル所デアルカモ知レマセヌガ私ハドウモ恥カシイコトデ如何ニモ残念デアルト思ヒマス」⁴¹とまで発言している。戸主、隠居制度が封建制度の遺物でそれに関する規定を置くことは「恥ずかし」と感じている。また、「神国日本」を揶揄したニュアンスで発言されているところが注目されよう。その後、高木委員からの削除賛成意見、村田保委員から法律取調委員の際にも議論され、結局、隠居制度が現実に利用されていることから制度が存続している、との説明などが展開した。西園寺議長から削除賛成者に対する議決の提案がなされたが、賛成者少数で否決⁴²された。

ここでは、当時の立法作業に関わった委員の中には、隠居制度、戸主制度に否定的なものが存在

したこと、立法担当者の一人である梅謙次郎博士もそうであるし、西園寺公望公もその立場であったことが注目される。

2) 法典調査會民法總會

(第三回 明治二十六年七月四日)⁴³

次に、法典調査會民法總會（第3回）での議論を検討していく。總會とはメンバーが異なる。ここでは、伊藤博文が議長で、民法第4編親族編の全体に関する問題点を議題とした。開始早々、末延道成委員が第4編第2章「戸主及び家族」という表題の「戸主及び」の部分の削除を提案した。末延委員は、「戸主ト云ウモノハ少シモ効能ノ無イモノデアル・・・誠ニ少シモ効ノナクシテ是程害ノ有ルモノハナシ故ニ此戸主ヲ廢シテ仕舞ヒタイト思ヒマス」⁴⁴との提案をしたところ、渋沢栄一委員も、「末延君ニ賛成シマス全體戸主ノ制度ハ餘程古イ制度デアルカラ之ヲ廢スルニ就イテハ随分強イ反対モアリマセウケレドモ日本ノ将来ノ爲メニハ無イ方が宜シイト思ヒマスカラ末延君ガ勇氣ヲ出シテノ御發言デアルカラ私モ之ヲ賛成シテ置キマス」⁴⁵とこれに賛同した。日本の資本主義の育ての親とされる渋沢栄一が、戸主制度は古い制度であり日本の将来のためにはないほうがいいとして、戸主廃止論に賛意を表明しているのである。磯部四郎委員も戸主廃止に賛成し、戸主の必要性を立法担当者に質問した。それに対し、民法起草者である穂積陳重博士（渋沢栄一の娘婿）が戸主必要論の立場から答弁している。穂積博士の家族制度に対する法律進化論的な認識論が含まれており、長文になるが引用したい。「一體私共ノ考ハ今日迄社會ニ成立ツテ居ル事ヲ法律ヲ以テ一撃ノ下ニ破リ日本ノ家族生活ヲ破ツテ仕舞フコトガ出来ルヤ否ヤト云フノガ疑問デアル戸主ト云フ名ヲ民法ニ廢スレバ家族生活ガ廢サレルノカ何ウカ即チ戸主ト云フモノヲ廢スレバ日本ノ人が財産ヲ持テ生活ヲ立テル上ニ於テ一人一人生活ヲ立テテ行く様ニナルヤ否ヤ一個人ガ或ル共同場ニ寄ツテ居ル様ナ工合ニナレルヤ否ヤト云フ問題ガアリマス夫レデ我々ノ考フル所ニ依レバ公法上ノ制度ノ改革ト云フ様ナモノナラバまだしも（ママ筆者注）ノコトテ随分強ヒ變動ガ出来マセウ併シ是

レトテ全ク人民ノ考エ無イ事ヲ法律一遍テ變更スルコトハ六ヶ敷イコトデアル立派ナ商法ガ出来レバ商業ガ盛ンナリ航海法ガ出来レバ航海ノ業ガ盛ンナルト云フ様ニ法律ノ力ガ強イモノナレバ我々ハ幸デアリマスガ悲イ哉サウハ行キマセヌ唯ダ進歩ヲ妨ゲナイ或ハ進歩ノ妨ヲスルモノヲ妨ゲルト云フ事ハ出来マセウ保障的獎勵的ノ事ハ出来マセウ併四萬ノ人民ノ生活ヲ一遍ノ民法テ變ヘラレヤウトハ思ヒマセヌ而シテ唯今ノ日本ノ戸主ノ位置ハ公法上ノミナラズ人民私ノ生活ニ於テモ戸主ガ中心トナツテ居ルノデアリマス併世ノ中ノ進歩ヲ害スル様ナ法律ハ作ラナイ積リテ御座イマス或ル部分ニハ段々家族ノ中ニ獨立生活ヲ營ム者ガ出来テ來ル而シテ家ガ分割シテ別戸スル夫レガ段々進歩シテ來レバ段々ト一人一人獨立シテ生活スル様ナ進ミニナツテ來ルカ知レマセヌ併分家ヲ禁ズルト云フ様ナ事ガ無ケレバ唯今ノ實際ニ合フ様ナ規定ヲシテ置テモ社會ノ進歩ハ少シモ妨ゲナイデアリマス個人生活ニナツテ行くヤ否ヤ其處等ノ事ニ就テ此處ニ心配セズトモ其家族ノ能力ノ進ミ位置ノ進ムニ從テ漸々進歩スルコトハ此慮ニ防グノデアリカラ差支ナイト思ヒマス夫レデ現今ハ戸主ガ財産ノ中心トナツテ居ルカラ我々ノ大體ノ考ハ矢張り今ノ有様ニ於テ戸主及び家族トイフコトヲ本ニ置テ而シテ進歩ヲ妨ゲナイ様ニ其必要ニ依テ分家スルトカ或ハ家族ノ位置ニ在ル者ガ獨立スルトカ云フ様ナ事ニハ少シモ妨ゲナイ様ナ規定ニシテ置クノガ實際ニ當ルデアラウト思ヒマス如何ニ此五六字ヲ除イタカラトテ日本ノ家族生活ガ二年ヤ三年ニ忽然壞レテ仕舞フ様ナコトハナイト思ヒマスカラ省イテモ省カレヌモノデアル然ラバ之ヲ規定シテ其弊ヲ除ク様ニシテ而テ今日ヨリ尚ホ進ンデ往ケル道ガアレバ其門戸ヲ開イテ置ク様ニシタ方が宜カラウト思ヒマス」⁴⁶。と説明している。

穂積博士は、①戸主制度を廃止すれば、日本人が財産を保有し「一人一人生活を立てて行く様に」なりうるか、ということに関し疑念を有していたようである。英国留学し、英国の法曹法院での教育を終了した穂積博士にとって⁴⁷、西欧流の市民社会を形成するには当時の日本人ではいまだ熟度不足であると認識していたのではなからう

か。また、穂積博士は、②人民の考えにないことを法律一遍で変革することは難しく、法の役割を社会の進歩を妨げない、進歩の妨げをするものを妨げる、という保障的・奨励的役割を持つにすぎないものと説明されている。そして、③当時は、公法上のみならず私的生活においても「戸主が中心」となって社会生活が営まれていると解したが⁴⁸、「世の中の進歩を害する様な法律は作らないつもりで御座います。」とも明言し、家中に独立生活を営むものが出てきて、家が分割され「それが段々進歩してくれば一人一人独立して生活する」時代が到来するかもしれない、と予想していた。④立法担当者としては、当時の現状に鑑み、「戸主及び家族」と題した民法第4編第2章を規定するものの、個人個人の進歩を妨げないように、分家の規定など家からの独立を妨げないような諸規定を整備しておくことが肝要であると答弁されている。

ここでの穂積博士は、戸主制度推進派というより、現状維持派といえよう。そして、戸主制度が将来日本においても解体し、一人一人が社会生活を形成するような進歩を否定しないとする立場である、と解することもできるのではないであろうか。

その後、委員間での質問が展開されたが、穂積八束委員が、「先刻来承ツテ見ルト親族編ノ如キハ成ベク舊来ノ習慣ニ依テ規定シテ置テ社會ガ其レヲ棄テテ後ニ於テ法律ハ後カラ追テ往クト云フ守舊的ノ極ク穩カナ精神ノ様ニ思ヒマス私モ成ルベク左様アリタイト思ヒマスガ・・・」と述べ、立法者の立場に賛意を表明するとともに、第5章親権との表題を「父権」と変更すべきではないか、との質疑を提出した⁴⁹。これに対し、穂積陳重博士は、しかしながら「父権トシテ父ノ權丈ケニシテ置ケバ父ノ無イ時ニハ全ク其子ハ自然ニ親ノ權力ノ下ニ在ル保護ノ下ニ在ルト云フコトハ無クナルノデアリマスカラ之ハ成ルベク雙方ニ通ズル親ト云フ字デ置テ貫ヒタイノデアリマス・・・」⁵⁰と答弁し、親権のままで良いとの答弁をしている。最後に、伊藤博文議長から「末延君ノ戸主及ト云フ四字ヲ削ルト云フ説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス」⁵¹とされるも、起立者「少数」で戸主削除

案は、否決された。

3) 第175回法典調査會議事速記録⁵²

最後に、法典調査会175回の議論を検討していく。旧民法財産取得編294条は、最終的には民法旧規定987条となるのであるが、議論当時は、第973条として提案され、家督相続の効力と祭祀財産承継の問題とが一つの条文として提案された。

第九百七十三条

家督相続人ハ相続開始ノ時ヨリ前戸主ノ有セシ一切ノ権利義務ヲ承継ス但前戸主ノ一身ニ専属セシモノハ此限ニアラズ
系譜、祭具及び墳墓ノ所有權ヲ承継スルハ家督相続ノ特權ニ属ス

ア) 本条の立法理由について、起草委員の穂積陳重博士の見解を要約してみる。①既成法典（旧民法財産取得編294条1項）には、家督相続人の権利義務承継時期を明示していなかったところ、「相続開始ノ時ヨリ承継ス」と明確にしたこと。②既成法典（旧民法財産取得編294条1項）には、「姓氏、系統、貴號及び一切ノ財産ヲ相続シテ戸主ト為ル」と記されているが、この「戸主ト為ル」ということは、「家督相続人」ということで明らかになることからこれを削除した。「姓氏」に関しても、「戸主及ヒ其家族ハ其家ノ氏ヲ稱ス」（七百五十四条）と規定することから重ねて規定しないこととした。くわえて、系統、貴號、爵、族称などを規定から追加・削除するかを検討したことを述べた後、「戸主ガ其家ヲ継グト云フコトハ公法ニ属シマスコトデアリマスカラ之ヲ民法ノ中ニ定ルト云フコトニ致シマセヌノデアリマス」⁵³と発言していることに注目したい。前章での民法主査會での西園寺公望議長からの戸主制度廃止の提案とその議論をした際には必ずしも明確ではなかったところで、戸主制度そのものを選択するか否かは公法的な制度（国家的制度）選択の問題として位置づけていることを明言した。③第2項で、既成法典（旧民法財産取得編294条2項）に特權として列挙されていた「世襲財産」に関して、「之ハ別ニ華族世襲財産法ナルモノガ

アリマスカラ其方ニ譲ツテ此処ニハ夫レハ挙ケマセヌ」⁵⁴として、削除した。④既成法典（旧民法財産取得編294条2項）には「墓地」と規定されていたが、墓地は戸主がその所有権を有している場合、地上権を有している場合、借地権のようなものを有している場合等あることから、「墓地の所有権」ではなく、家督相続人は、「墳墓」の所有権を承継する⁵⁵ものとした。なお、「遺骨遺骸ノヤウナ物ニ所有権ガアルヤ否ヤ之ハ此処デハ論シナイ方ガ宜シイカモ知レマセヌ」⁵⁶として議論はしていないが実際には問題となりうることを認識していたことがわかる。⑤第2項で、既成法典（旧民法財産取得編294条2項）に特権とされていた「商号及ヒ商標」も削除した。これらのものは、「特ニ家ニ屬スルト云フコトハ既ニ古イ考デアリマシテ且其家ト云フモノニハ近頃ハ関係シタコトデナイ」⁵⁷と考えてからである。「家ノ稼業ハ次男ニ任セヤウト思フ或ハ商標ハ他人ニヤルトシテモ少シモ家督相続ト云ウモノニハ差支ヘマセヌ」⁵⁸と解するからとする。

イ) さて、質疑が始まると、土方寧委員から、日本の家族は「顔シタクナイ」「為ラウコトナラハ打顔シタクナイノミナラズ幾分カ之ヲ法律デ存シ置キタイ夫レガ日本ノ國体デアルト云フ考エデアリマス」⁵⁹という発言があり、家族制度維持のために遺留分制度に加えて、「世襲財産ト云フコトガ余リ大業ニ聞エルト云フコトデアレバ「家産」トカシテ現在ノ戸主ガ家ノ財産トシテ勝手ニ処分スルコトハ出来ヌ」⁶⁰というような制度にすることを提案する。「家督相続ノ実ニ伴フヤウニシタイガ為メニ或ル財産丈ケハ家ヲ重ンスル為メニ其家ニ付テ往ク現在ノ戸主ハ動カスコトハ出キヌト云ウヨウニシタイ為メニ「家産」ト云ウコトヲ入レテ置キタイト云ウ考デアリマス」⁶¹とされる。この提案は議論にならなかったが⁶²、民法学者である土方寧博士が戸主制度、家督制度の積極的な擁護論者であったことがわかる。また、穂積陳重博士は、系譜、祭具、墳墓等は、家督相続人でなければ承継することができない、他の次男等に分属できないと、説明されている⁶³。その後、「一身専属権」の解釈の議論が展開されていく中で、既成法典（財産取得編）立案にかかわった

とされる井上正一博士が、本条2項の意義について、「之ハ遺言スルコトハ出来ヌトカ何ントカ云フコトデアリマスマイカ」、つまり、遺留分減殺請求の基礎となる部分を示したものにすぎずそれ以上の意味は民法的には存在しない、との意見を示した。それゆえ引き続き「此「家督相続ノ特権ニ屬ス」ト言フテモ要スルニソレ丈ケノコト」⁶⁴ではないか、という見解を述べられた。これに対して穂積陳重博士は、「御尤モノ御話シデアリマス」⁶⁵としつつも、「家督相続ノ本旨ト云フモノハ夫レハ此第二項ガアルカラシテ大變ニ明カニ為リハ致シマスマイカドウシテモ之ハ家督相続人ガ承継スベキモノデアリマスカラ夫故ニ他人ニ譲渡スヘキモノデナイト云フコトヲ表テカラ書イタ」⁶⁶と説明されている。穂積陳重博士は、家督相続の本旨を祭祀承継と解されており、それを本条で明示した、とされるわけである。

ウ) 奥田義人委員からは、この家督相続の「本体ヲ顕ハス」とされる本条の二項の削除論が提案されている。すなわち「自分ハ殊更ニ斯ウ云フ事ヲ顕ハスノ必要」⁶⁷はなく、祖先祭祀等も子がこれらを承継するものではあるが、ことごとく戸主のみがそれを承継すると規定する必要はない、と解しての削除論である。尾崎三良委員も第二項削除論を提案するが、その趣旨は奥田委員とは異なり、「此第二項ハ飾リ物ト云フ論モアリマシタガ是ガアル為メニ家督相続ガ軽々シク見エル家督相続ト云フモノハ裏面ニ於テ重キヲ置カシメテ置ク方ガ宜シイ」⁶⁸から削除を提案した。

穂積陳重博士は、これら削除論に対し、本条2項存続の必要性を説明する。すなわち、「家督相続ト云フ血筋ヲ重ンズルト云フコトヲ考ヘテ見テモ又家督相続ト云フモノハ祖先ノ祭リヲ絶ヤサス祭リヲ重ンズル祭リヲ継承スルト云フコトが大變ナーツノ重モナ部分ニ為ツテ居ツテ財産相続ト云フモノハ却テ夫レノ付属物トナツテ居ツタノデアアルマイカー一躰何処ノ相続法デモ昔シハサウ為テ居ツタト思ヒマスガ財産相続デナイ祭リノ相続ト云フ所カラ始ツタノデアラウト思ヒマスガ」⁶⁹、これに対し、家督相続が「昔ノ風デ往カナイ」⁷⁰

として廃止の意見もあるが、系譜、祭具、墳墓等を家督相続が承継することは、「是カーツノ社会上経済上ニ関係ガアルナラバ変ヘナケレバナラヌガサウ云フコトニハ一向差支ナイ而シテ風儀上社会上善イ事デアル」⁷¹とされる。家督相続人が祖先祭祀を承継することは、社会経済上に悪い影響を及ぼすような問題とはとらえずに風儀上「善イ事」ととらえている。そして、「我邦ニ於テ是ガ大キナ害ガアルト云フコトナラハ又能ク考ヘテ見ナケレバナラヌガ害無クシテ益ハアラウト思ヒマス」と説明している。

エ) この法典調査会(175回)での議論から起草者が戸主制度、家督制度、祭祀財産承継をどのように考えていたかは、その全体像を明確にすることはできない。ただ、穂積陳重博士は、家督相続というものを祖先の祭祀を絶やさないと、祭祀を重んじ祭祀を承継することである、と解しているし、そのことは社会経済上問題となることではなく、徳義上善いことであると確信していた。穂積陳重博士は自分たち起草委員が「家」というものに関して、土方寧博士などと比べ、中立的な立場であると考えていたようである⁷²。

5 むすびに変えて

この様に、現行民法897条は、旧民法財産取得編(明治22年)から、明治民法旧規定(明治31年、1898年)を経て、日本国憲法制定を機に新たに制定された。旧来の家督相続制度が廃止され、系譜、祭具、墳墓という祭祀財産は、相続財産とならずに、祭祀主宰者が承継することになるが、その祭祀主宰者は、①被相続人の指定、②慣習、③家庭裁判所の審判により選定されることが規定されるに至った。本条の規定の意義に関し、筆者の恩師の一人である石川教授は、「一見素人目には定かでない条項でだが、これを一箇所に集めれば元の太い濃い線になるという具合で、現行民法上の祭祀条項は、祭祀財産の承継を家督相続の特権とした旧987条のゴーストといえるのではないか」⁷³として、本条の存在を強く批判された。もっとも、その後、本条の実務上の運用は、家庭裁判所を中心として「祖先の祭祀は今日もは

や義務ではなく、死者に対する慕情、愛情、感謝の気持ちといった心情により行われるものであるから、被相続人と密接な生活関係、親和関係にあって、被相続人に対し上記のような心情を最も強く持ち、他方、被相続人から見れば、同人が生存していたのであれば、おそらく指定したであろう者をその承継者と定めるのが相当である」⁷⁴という方向で判断されており、長男、長女、次男、配偶者、内縁関係の女性など、それぞれの関係当事者のもとで系譜、祭具、墳墓の承継にもっとも適したものを選定するようになっている。

本条は、ときに家督相続=旧家制度の残滓の条文と評されることもあるが、本稿での制定過程の簡単な検討からすると、明治期の立法段階(明治26~30年)の時期での起草者の見解(梅謙次郎博士は、戸主制度廃止論者である。穂積陳重博士は、家督相続人をして祭祀承継を尊重せしめることを当然のことと解していた。かかる考えすら当時すでに「古い」ものとなっていたかもしれないことを博士自身気付いていなかったのかもしれない。)は、当時の日本社会の実態に即して立法作業をこなしていたと評価することができるのではないだろうか(前章などでの田中薫博士等の指摘を思い出すならば、起草者には当時の民事慣例という立法事実についての誤認が存在したか、意識的にこれを無視したかなどの問題が潜在していること等は今後の検討対象となるであろう)。本稿で検討したごとくの旧民法を廃止し、明治民法を制定する事態は、日本版の法典論争の主要テーマとして、すでに注目されており、その経過・過程に関して、我妻栄博士が総括しておられる。すなわち、「延期論者が非難した親権、準正、扶養等の個々の制度は、何れもそのままに踏襲された。更に根本の問題としては、家をもって唯一の親族共同生活団体とすることは固より、最も密接な親族的結合体とすることも、決して明瞭な効果を収めてはいない。僅かに親族的紐帯に対して制約を加えるに過ぎない、「家」維持ということも、観念的な主張の範囲を出でず、家の経済的基盤の確立は固より、現実の親族共同生活団体との結合さえ、実現されていない。親族的倫理の維持を「家族制度」に委して民法の詳細な形式的規定

を廢すべしとの説は全く顧みられていない。『民法出でて忠孝滅ぶ』非難された舊民法の修正としては、率直にいて、意外の感を抱かしめる。尤も一派の委員は、自分の抱懐する「家族制度」的規定を提案しても到底受諾されない雰圍氣を察知して、不満を抱きつつ原案の技術的検討に従事した場合が多かったようである。然し他の一派の委員は、同じく委員会の空気を推測して妥協的態度に出たのであった。「立法は妥協なり」の原理を如実に示すものである。⁷⁵であると総括しておられる。「家」をもって社会構成の基礎とし、家父権的な家長のもとで親族的倫理が実現され、このような「家族制度」を「国体」の基礎とすることなどを明治民法に結合させそのイデオロギーを民法法典編纂の中に柱として注入することには成功していないと解しておられるのである。筆者も本稿での考察を通じて、このことを確認した。明治民法制定当時の親族相続法は、「家族制度」と「国体」との関係に関し、意図的に家族制度をして「国体の根幹の制度」と把握しそのようなものとして立法作業が進められたものではなかった、と解する⁷⁶。

祭祀財産承継に関する明治期の立法担当者の思想的変遷を中心に、その背後にある「家族制度」と「国体」の関係性について、その距離感をどのように保ちながら立法作業したかを解明しようと試みた。さらに、戸籍法との関係⁷⁷、墓制の研究⁷⁸、穂積陳重博士の諸研究⁷⁹の再評価などを通じて、再び論じてみたい。今後の課題としたい。

註

- 1 民法897条①系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主催すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべきものがあるときは、その者が承継する。②前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継する者は、家庭裁判所が定める。
- 2 我妻栄「新親族法の解説（上）」法律時報第19巻8号 1947年6～7頁。「本条は、家制度廃止という第一目標を達成するために、保守派と当時の国民感情とに妥協して設置され、やがては姿を消すものと期待された、いわゆる政策立法である」との認識が、通説である。（谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法（27）』（補訂版）有斐閣 平成25年80頁（小脇一海・二宮周平）。なお、戦後の本条制定の経過につき、二宮周平「葬送の多様化と民法897条の現代的意義～沿革と立法の在り方を問う」戸籍時報689号（2013年）2～5頁。
- 3 谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法（27）』（補訂版）有斐閣 平成25年80頁（小脇一海・二宮周平）81頁。池田恒男「葬送・死者祭祀及び祭祀財産の承継と相続法体系—祭祀主催権・祭祀財産承継権・屍体所有権と相続権との交錯と反発—」『宗教法と民事法の交錯』晃洋書房 2008年 153頁以下。小林三衛「相続法制の沿革と相続の実態」『家族政策と法 6 近代日本の家族政策と法』東京大学出版会 1984年 89頁以下。
- 4 川島武宜『川島武宜著作集 第10巻』「イデオロギーとしての「家族制度」」205頁 岩波書店 1983年。
- 5 『全国民事慣例類集』司法省蔵版 青史社 1976年（明治13年版の復刻）
- 6 『全国民事慣例類集』154頁。
- 7 『全国民事慣例類集』155頁。
- 8 『全国民事慣例類集』158頁。
- 9 『全国民事慣例類集』160頁。
- 10 『全国民事慣例類集』163頁。

- 11 『全国民事慣例類集』162頁。なお、高橋繁行『土葬の村』講談社現代新書（2021年）、土葬の風習をまとめている。
- 12 『全国民事慣例類集』391頁。
- 13 『全国民事慣例類集』391頁。
- 14 『全国民事慣例類集』395頁。
- 15 『全国民事慣例類集』404頁。
- 16 『全国民事慣例類集』400頁。
- 17 『全国民事慣例類集』398頁。
- 18 『全国民事慣例類集』406頁。
- 19 『全国民事慣例類集』406頁。
- 20 『全国民事慣例類集』407頁。
- 21 『全国民事慣例類集』407頁。
- 22 『全国民事慣例類集』408頁。
- 23 田中薫『徳川時代の文学に見えたる私法』創文社 昭和31年（大正14年の復刻）151頁。
- 24 田中薫『徳川時代の文学に見えたる私法』創文社 昭和31年（大正14年の復刻）160頁。江戸期の家族・出産について、沢山美果子『性からよむ江戸時代—生活の現場から—』岩波新書（新赤版）（2020年）。
- 25 「民法編纂ニ関スル意見書」105頁、107頁 『日本近代立法資料叢書12』商事法務研究会 昭和63年、川島武宣＝利谷信義「民法（上）」『講座 日本近代法発達史 5』勁草書房 1958年 1頁以下。
- 26 井上正一『民法正義財産取得編卷之参』明治23年（日本立法資料全集別巻59信山社出版平成7年）37頁。
- 27 井上操『民法詳解 取得編之部下巻』明治25年（日本立法資料全集別巻231号信山社出版平成14年）92頁。
- 28 井上操 前掲書92頁。
- 29 井上正一 前掲書38頁。
- 30 井上正一 前掲書297頁。
- 31 井上正一 前掲書298頁。
- 32 井上正一 前掲書299頁。
- 33 井上正一 前掲書301頁。
- 34 高柳信三『明治前期家族法の新装』昭和62年 有斐閣（オンデマンド版2013年）（明治前期家族法概観、初出原題、「明治家族法史」法律学体系・法学理論編83、昭和26年、日本評論社）そこでは、「中世の封建制度の要求として現われ制度化するにいたった長子単独相続制は、江戸時代においても武士相続法の根本原則となっていた。しかし町人の間では分家が自由に行われたように、相続財産が被相続人の子孫の間に分割される例がみられた。このような町人間の分割相続制は、被相続人の財産に対する自由処分主義に由来するものであるが、その結果として財産の分割はまた遺言によることを原則とした。遺言状をつくらずに死亡することは例外に属し、政府もまた遺言状を生前に作成しておき、死後に紛争の生じないように注意を与えていた。武士の家禄相続に遺言の余地がなかったことは、相続が許可によるものであったことの当然の結果であったが、しかし家禄以外の動産や金銭については遺言による分割相続の余地がのこされていた。」409頁、と記されている。
- 35 すでに内田貴教授により触れられている。『法学の誕生—近代日本にとって「法」とは何であったのか』筑摩書房 2018年 178～181頁。
- 36 法典調査會民法主査會議事速記録『日本近代立法資料集叢書13』商事法務研究会 昭和63年 98頁。
- 37 法典調査會民法主査會議事速記録 前掲書 98頁。
- 38 法典調査會民法主査會議事速記録 前掲書 99頁。
- 39 法典調査會民法主査會議事速記録 前掲書 100頁。
- 40 法典調査會民法主査會議事速記録 前掲書 100頁。
- 41 法典調査會民法主査會議事速記録 前掲書 100頁。
- 42 法典調査會民法主査會議事速記録 前掲書 103頁。
- 43 法典調査會民法總會議事速記録『日本近代立法資料叢書12』商事法務研究会 昭和63年 68頁。
- 44 法典調査會民法總會議事速記録 前掲書 68頁。

- 45 法典調査会民法總會議事速記録 前掲書 68 頁。
- 46 法典調査会民法總會議事速記録 前掲書 69 頁。
- 47 穂積重行『明治一法学者の出発 穂積陳重をめぐって』岩波書店 昭和63年
- 48 もっとも、法制史の田中薫博士は、このような戸主制度と長子男子単独相続、祭祀承継制度を基本制度とした明治民法の立法は、「須く千五百有餘年の久しきに互つて、普通法の原則たりし分割主義を以て、財産相続の根本原則となすべかりしなり、而も所謂家督相続なるものを創定して、封建時代に於ける家禄家封の相続原則を、家禄家封の停廢されたる今日に適用せんとす、歴史を無視したるの立法と云ふべし」と厳しく批判されていた。田中薫『徳川時代の文学に見えたる私法』創文社 昭和31年改組版（初版大正14年）148頁。また、同様に「民法制定者は、家督相続についての的確な歴史的判断を缺いていたごとく、遺産相続についても歴史認識を缺き、法典調査会における遺産相続に関する説明において、・・・これまた全く歴史を無視した独断で」との指摘がある。（原田慶吉『日本民法典の史的素描』創文社 1954年 172頁）
- 49 法典調査会民法總會議事速記録 前掲書 71 頁。
- 50 法典調査会民法總會議事速記録 前掲書 71 頁。
- 51 法典調査会民法總會議事速記録 前掲書 71 頁。
- 52 第175回法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明。
- 53 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 64頁。
- 54 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 65頁。
- 55 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 66頁。
- 56 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 66頁。
- 57 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 66頁。
- 58 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 67頁。
- 59 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 68頁。
- 60 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 70頁。
- 61 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 70頁。
- 62 民法草案獲得編第1530条には、「本宅其宅地」も家督相続人の特権に含めていた。
- 63 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 71頁。
- 64 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 75頁。
- 65 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 76頁。
- 66 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 77頁。
- 67 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 90頁。
- 68 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 98頁。
- 69 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 94頁。
- 70 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 94頁。
- 71 法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 95頁。
- 72 普段はいつも「家ヲ重ンシナイ」と土方君から言われているぐらいの我々（起草者）が、本条2項の規定を提案しているのだから、「よくよくなことで」ある、と発言している（法典調査会民法議事速記録 巖松堂書店 出版年不明 95頁）。
- 73 石川利夫「民法上の祭祀財産承継条項批判」『法と現代私法』（染野義信古希記念論文）勁草書房 1989 121頁。
- 74 東京高等裁判所決定 平成18年4月19日、判例タイムス1239号289頁。
- 75 我妻栄「家族制度法律論の変遷」『家の制度—その倫理と法理』酣燈社 昭和23年 203

頁。

- 76 この段階では、家制度を天皇制と結び付け、キリスト教の機能的な等価物とする、との明確な意図はないのではないか。三谷太一郎対談集『近代と現代の間』東京大学出版会 2018 49頁～50頁。伊藤博文が帝国憲法起草の際、キリスト教に相当するものが、日本も国憲建設の際必要であると発言し、「機軸とすべきは、独り皇室あるのみ」とした。「端的に言えば、日本には国憲体制の基礎となるべき「神」が存在しないため、「神」に相当するものとして、天皇をたてるべきだ」という論理で、したがって天皇は神格化せざるをえない。それが明治以後、日本独自の天皇制というものを成り立たせる観念的な動機になったと思います。天皇制というのは結局キリスト教の機能的な等価物だということになる」と三谷教授は指摘される。的確な分析であると解されるが、本稿に関する民法規定の変遷の観点からするとそこまでの明確な意図は立法当時において浸透していない。
- 77 山主政幸『日本社会と家族法—戸籍法をとして—』日本評論新社 昭和33年
- 78 『墓地の法律と実務』茨城県弁護士会編 ぎょうせい 平成9年
- 79 穂積陳重『隠居論』有斐閣 大正4年、『祖先祭祀と日本法律』、『五人組制度』、『法律進化論』など。

Designing an In-house Online English Placement Test — Implementation and Results

Bradley IRWIN^{*1}、Diego OLIVEIRA^{*1} and Adrienne VERLA UCHIDA^{*1}

学部内オンライン英語レベル判定テストの設計—実装と結果

B.アーウィン^{*1}・D.オリベイラ^{*1}・A.ヴァーラ内田^{*1}

The following paper describes the process of creating an online English placement test for the English department at the Nihon University College of International Relations. The objectives of this paper are two-fold: to thoroughly explain and justify the design choices of the authors; and, to serve as a guide for other researchers who may consider designing their own placement tests. Issues relating to the elimination of technical problems, ensuring fairness and honesty, and the accurate assessment of language proficiency are identified and discussed. Moreover, using Google Forms as an appropriate platform for creating an online placement test is explained in detail. The paper ends with a brief discussion of the challenges of online collaboration and recommendations for future research.

本稿では、日本大学国際関係学部のオンライン英語レベル判定テストの作成プロセスについて記述する。本稿の目的は2つあり、著者のテスト作成上の選択を具体的に説明し正当化することおよび、レベル判定テストの作成を検討する可能性のある他の研究者に指導を与えることである。技術的な問題を排除し、公平性と誠実さを保ち、また言語能力の正確な評価に関連する諸問題を特定し、それらについて議論する。さらに、オンラインレベル判定テストを作成するための適切なプラットフォームとしてGoogleフォームを使用する方法について詳しく解説する。最後に、オンラインコラボレーションの課題と将来の研究に関する推奨事項について簡単に議論する。

Keywords: Online placement test, language proficiency test, language test construction, Google Forms

The 2020 and 2021 academic years were thrown into great turmoil as the COVID-19 pandemic spread throughout Japan. As a measure to reduce its spread, the vast majority of classes were moved online forcing teachers and students alike to engage in Emergency Remote Teaching (Milman, 2020; Hodges et al., 2020).

Unfortunately, conducting large-scale tests, which had been vital to the smooth operation of the English department at the Nihon University College of International Relations, were similarly affected by the cancellation of face-to-face activities. Proficiency tests, such as the TOEIC, TOEFL, and ACE tests, were initially cancelled outright before online versions were developed

*1 日本大学国際関係学部国際教養学科 助教 Assistant Professor, Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University

and implemented. The TOEIC and TOEFL tests typically measure students' English reading and listening skills with multiple choice questions and take approximately 2 hours to complete. Similarly, the ACE test measures English language reading and writing skills with multiple choice test items but takes 1 hour to complete. While the online versions of the TOEIC and TOEFL tests were developed quickly, the ACE test was not. This presented the English department with a considerable problem because the ACE test had been used for several years as a placement test to stream incoming students in the appropriate first-year English classes that best suited their abilities. Not only was the ACE test used for first-year placement purposes, it was also used as a means to check student progress and to stream students into second year English courses. Therefore, pre-COVID-19, the ACE test was administered three times each academic year in April, July, and December, and was compulsory for all first-year students enrolled in English classes.

Because the ACE test played such a central role in creating classes with students of similar English abilities within the English Department, simply cancelling it was not a viable option. Therefore, it was decided that since the authors of the present study had experience designing and conducting online tests, they would work towards creating an in-house online English placement test.

Conducting an online test of such importance is not without its challenges. Similar to the concerns raised in the Organization for Economic Co-operation and Development (OECD, 2020) report on online exams, we wanted to create a test that was free from technical problems, ensured fairness and honesty, and above all, assessed English proficiency for placement purposes. Therefore, several key considerations went into the original design of the test.

Avoiding Technical Problems

Online testing presents a unique set of challenges because of a wide array of technical problems that can arise. Mechanical breakdowns, internet connectivity issues, and server bottlenecks are among the most cited problems. Exacerbating potential technical problems, a recent study conducted by Irwin (2021) showed students accessed their online courses using a variety of devices (smartphones, tablets, laptops, and PCs) and internet data plans (no access, limited, and unlimited). This situation meant that the elimination of all technical problems would be out of the control of the test designers. Therefore, the goal for administering the test was to limit technical problems to the greatest degree possible. To achieve this, a simple test design was utilized within a system that could accommodate a wide variety of devices in suboptimal online conditions. The issues of testing environment and user experience are also closely connected to the notion of test fairness discussed in the next section.

Ensuring Fairness and Honesty

While fairness in testing includes issues such as cultural bias, test validity, equal access, and social consequences (Kunnan, 2004), our initial concern was to create an equal testing environment that offered a similar user experience to all test takers. In order to facilitate this, it was decided that the test would utilize a system that could accommodate a number of different devices ranging from desktop PCs to smartphones. Several methods were tested, including creating a basic website and using a third-party service, but it was decided that using Google Forms to administer the test would offer a robust user experience that was similar across devices. Like many Google productivity apps, Google Forms is very intuitive and user-friendly, thus lowering student anxiety. Students can take the

test by clicking on a link or scanning a QR code, entering their contact information, and then choosing their answers by clicking on their screen. Another benefit to using this system is that students already had Google Workspace for Education accounts provided by the university and many of them had already had experience using Google Forms in their online classes.

The issue of honesty was considered at great length. While a number of studies have shown that students are not more likely to cheat in online learning environments (Ladyshevsky, 2015; Peled et al., 2019; Peterson, 2019), particularly in low stakes testing situations (Grijalva et al., 2006; Munoz & Mackay, 2019), we decided to remind the students of the importance of academic honesty by including the following statement in both English and Japanese :

The purpose of this test is to evaluate your current English proficiency level for your English classes starting in April. Your score will be used to determine the level of English course you will take. Therefore, we ask you to take this test honestly and without cheating. Cheating will mean that you will be placed in an English class that does not match your ability. 英語オンラインプレースメントテストの目的は、あなたの現在の英語能力レベルを評価することです。スコアは、受講する英語コースのレベルを決定するために使用されます。したがって、試験は不正行為をせずに正直に受けてください。不正行為をすると、自分の能力に合わない英語クラスに入ることになります。

Therefore, we relied on the honour system and hoped that since the test was being used for placement purposes only, students would not be tempted to cheat.

Assessing English Proficiency

As the main purpose of the placement test was to stream students into appropriate levels of first- and second-year English language courses, adequately assessing the students' English proficiency was paramount. Therefore, it was decided that the test should include four constructs: listening, vocabulary, grammar, and reading. While each construct will be described in detail in subsequent sections of this paper, Table 1 offers a brief breakdown of the test sections.

Table 1

Breakdown of Test Sections and Questions for Each Construct

Section	Number of questions	Number of points	Percentage of test
Listening 1	3	15	12%
Listening 2	3	17	
Vocabulary	14	80	29%
Grammar	28	120	44%
Reading 1	3	12	15%
Reading 2	4	28	
Total	55	272	100%

The listening section represented 12% of the test and was divided into two parts with three questions each for a total of 32 points. The vocabulary section was composed of 14 questions for a total of 80 points, which represented 29% of the test. The grammar section contained 28 questions for a total of 120 points representing 44% of the test. Finally, the reading section, which represented the remaining 15% of the test, was divided into two parts for a total of seven questions for 40 points.

Only multiple-choice questions with four answer choices were designed for the test. These questions were scored differently to assess students' different levels of knowledge. To determine the difficulty level of questions within each construct, corpus-based word lists by English Profile (2015), which align with the Common European Framework of Reference (CEFR), and the New General Service List (Browne et al., 2013), which cover the most frequently used English words were compared. Questions that measured basic level knowledge of the language were scored three points, intermediate level six points, and advanced level eight points. The decision to utilize only multiple-choice questions had three reasons. First, as mentioned previously, students used different types of devices to take the test (Irwin, 2021). When utilizing Google forms certain question types such as matching questions, can be difficult to visualize in smaller devices such as smartphones and tablets. Second, it has been shown that multiple choice questions can be a fair way of evaluating test takers knowledge of a subject when questions are well constructed (Brady, 2005; Xu et al., 2016). Last, given the large number of test takers, open ended questions would have made it impossible to grade all the tests in a viable time frame.

Planning and Test Design Preparation

During the initial planning phase, it was decided that the placement test would cover a wide range of topics and incorporate grammar and vocabulary items using CEFR vocabulary lists and CEFR "can do" statements. Additionally, as the authors had collaborated throughout the spring semester to design various grammar quizzes, a quiz bank with over 400 items ranging from basic, intermediate, and advance levels were available to adapt and utilize for the placement test. An example of adapting a test question would be as follows: Original - "There _____ any rice in the cupboard." Final - "There _____ any meat in the fridge." Moreover, various grammar and reading textbooks from a variety of publishers were consulted when making new test items for the different levels.

Google Forms Specifics

The test was divided into separate sections utilizing the Google Forms quiz template. All titles, explanations and commands were written in both English and Japanese to assure understanding from students of all levels.

The first section, consent and personal information, had a disclaimer explaining the objective of the placement test and the conduct expected from students taking the test. This section also included a short explanation on how to enter personal information in the form and spaces for students to enter their name and student number.

The next section, listening comprehension, started with a short explanation on how to listen to the audio of the section, an embedded YouTube video where students could listen to the passage, and questions about each listening passage.

Listening skills were measured utilizing two passages and six multiple choice questions. Questions in the first listening passage assessed basic level skills using a dialogue with a picture connected to the conversation. Questions from this passage asked test takers about the main topic of the dialogue and to identify locations in the picture connected to the dialogue. Questions in the second listening passage assessed intermediate-advanced level skills. Here test takers were asked comprehension questions about a longer listening passage and were not given any visual aids. The two listening sections together had a total of two questions scored three points, three questions scored six points, and one question scored eight points. Figure 1 is an example of a question from the listening section of the test.

Figure 1

Example of a Basic Level Listening Comprehension Question



Where has the man already looked? Choose the alphabet(s) that match the location(s) in the picture.

Where has the man already looked?

A	<input type="radio"/>
B	<input type="radio"/>
C	<input type="radio"/>
D	<input type="radio"/>

The following sections, vocabulary and grammar, included 14 and 28 questions respectively. Grammar and vocabulary questions were all sentence completion style questions. These questions asked test takers to choose the most suitable word or grammar structure to complete a given sentence. Grammar and vocabulary sections together had 22 questions scored three points, 13 questions scored six points, and seven questions scored eight points. Figure 2 is an example of a question from the grammar section of the test.

Figure 2

Example of Basic Level Grammar Question test.

There _____ any money in my bank account.

- is
- isn't
- are
- aren't

The final section of the test, reading comprehension, had two separate reading passages. The first reading passage was a poster advertisement of a car followed by three questions and a five-paragraph essay with four questions. The poster had a drawing of a car, the name of the car, information about the price and features of the car, and information about the car maker. Questions in the first reading passage assessed basic to intermediate level reading skills. The second reading passage was a short five paragraph academic essay in favor of allowing students to use smartphones in class. This passage intended to assess test takers intermediate to advanced level reading skills. To answer questions in this reading passage, test takers were required to have a general comprehension of the reading as well as being able to understand the different arguments being made by the writer. There was a total of seven questions in the entire section. Two questions had a score of three points, three questions a score of six points, and two questions a score of eight points.

Test Implementation

To date, the online English placement test has been conducted twice at the College of International Relations ; in December 2020 and April 2021. While the test items were nearly identical in terms of focus, the wording of questions were slightly altered.

The December 2020 Placement Test

The December 2020 placement test was conducted to stream students into second year English courses. Therefore, only those students who were planning on taking English courses the following academic year were required to take the test. The total number of participants was 399 (N=399).

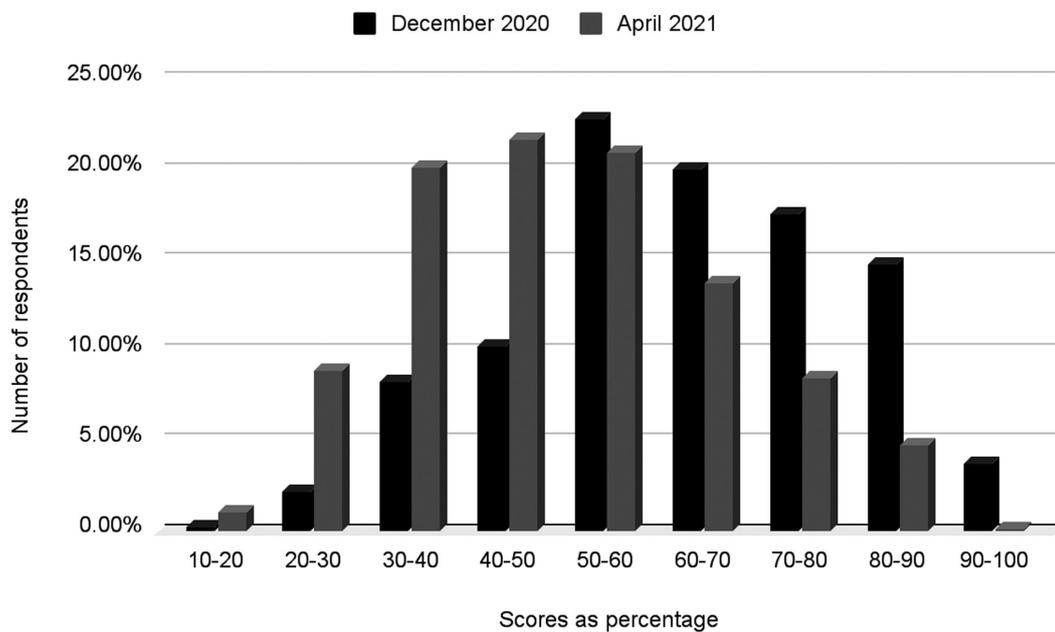
The April 2021 Placement Test

The placement test conducted in April of 2021 was to place in-coming first year students in the appropriate classes based on their language proficiency. Because the vast majority of first year students plan to study English as their second language, the number of students who took the test was 729 (N=729).

Figure 3 shows a comparison of the score distribution of the December 2020 and April 2021 tests. It is interesting to note that the distribution of scores for the December 2020 test skewed higher than the April 2021 test. There are several reasons that a difference like this may occur. One possible reason could be the smaller sample size for the December test. Only those students with an interest in English would have participated in that test, while the April test would have included students who may not have been as motivated to study English. Another reason may have been the delivery method. Students who took the December test had already been studying online since the beginning of the school year. They had already most likely taken tests or quizzes in an online format and would have been familiar with the procedure and method. The same cannot be said for the students who took the April 2021 test. Very few students in this group would have studied online or taken online tests in the school year prior to entering university because most high schools had continued to conduct face to face lessons during the 2020-2021 academic year.

Figure 3

Score Distribution of the December 2020 and April 2021 Placement Tests



Challenges Collaborating Online

Due to COVID-19 safety recommendations the entire process of creating the placement test was conducted online. Collaborating online had several challenges but also some benefits. First, all meetings to discuss the placement test had to be conducted by video conferencing. This created a challenge in communication especially in regard to sharing material necessary for the making of the test since we were unable to share physical materials such as books through video conferencing.

Another challenge when creating an online test was finding appropriate listening materials that were not only at the correct level, but also could be used without copyright infringement. Finding those materials for the listening section proved to be a time-consuming task. Ultimately, one track that was licensed under creative commons to be used for educational purposes was decided upon based on the length and content. However, the second listening section, a conversation, needed to be created and recorded in house. With no budget allocated to hire professional voice actors, two of the test creators, a male and female, decided to record the audio track and design the test items themselves. As both speakers were comfortable with speaking together online for the recording, the initial recording of the track was not overly complicated. However, post recording and editing the track for inclusion in the test proved to be the more complicated part of designing the listening section.

However, there were also benefits to collaborating online. The convenience of online Google Forms helped create the test faster and in fewer meetings. Because Google Forms allows different editors to work on the same document at different times and instantly updates changes made to the document, the authors could work at their most convenient time while at the same time keeping track of the changes made to the test.

Online Placement Test Limitations and Future Research

Our study found two main limitations to online placement tests. First, inequalities in results may arise because of the conditions of the internet environment or the device test takers use during the test. In our test, we tried to limit the influence of these factors as much as possible by allowing test takers to take the test at different times during the day and by utilizing only multiple-choice questions which are easier to visualize even in devices with small screens. Second, arguably the most significant limitation of online placement tests, is the difficulty to fully assess test takers' communicative competence. Designing test questions that measure language production, such as speaking or writing skills, in a completely online environment requires a high level of technological complexity and labour to evaluate the answers. In our test, due to the large number of test takers, and the fact that the test was fully designed in Google Forms, the focus was on language recognition and comprehension of test takers.

We would also like to measure test validity and reliability in the future. We hope that it will be possible to run a test-retest reliability measure if we can get the same group of students to take the test more than once. It may also be possible to complete an alternate form reliability measure by comparing student scores from a similar test.

References

- Brady, A. M. (2005) . Assessment of learning with multiple-choice questions. *Nurse Education in Practice*, 5(4), 238-242. <https://doi.org/10.1016/j.nepr.2004.12.005>
- Browne, C., Culligan, B. & Phillips, J. (2013). *The New General Service List* [Data set]. Retrieved from <http://www.newgeneralservicelist.org>
- English Profile (2015). *English Vocabulary Profile Online - American English* [Data set]. Cambridge University Press. Retrieved from <https://www.englishprofile.org/american-english>
- Grijalva, T. C., Kerkvliet, J., & Nowell, C. (2006). Academic honesty and online courses. *College Student Journal*, 40(1), 1-18.
- Hodges, C., Moore, S., Lockee, B., Trust, T., & Bond, A. (2020, March). The difference between emergency remote teaching and online learning. *Educause Review*. Retrieved from <https://er.educause.edu/articles/2020/3/the-difference-between-emergency-remote-teaching-and-onlinelearning>
- Irwin, B. (2021). Emergency remote teaching - students' expectations and perceptions of online classes. *Studies in International Relations* 41, 113-120.
- Kunnan, A. J. (2004). Test fairness. *European language testing in a global context*, 27-48.
- Ladyshevsky, R. K. (2015). Post-graduate student performance in 'supervised in-class' vs.'unsupervised online' multiple choice tests: implications for cheating and test security. *Assessment & Evaluation in Higher Education*, 40(7), 883-897.
- Milman, N. B. (2020, March 30). This is emergency remote teaching, not just online teaching. *Education Week*. Retrieved from <https://www.edweek.org/ew/articles/2020/03/30/this-is-emergency-remoteteaching-not-just.html>
- Munoz, A., & Mackay, J. (2019) An online testing design choice typology towards cheating threat minimisation. *Journal of University Teaching & Learning Practice*, 16(3), 5.
- OECD (2020). Remote online exams in higher education during the COVID-19 crisis. *OECD Education Policy Perspectives* (No. 6). <https://doi.org/10.1787/f53e2177-en>.
- Peled, Y., Eshet, Y., Barczyk, C., & Grinautski, K. (2019). Predictors of academic dishonesty among undergraduate students in online and face-to-face courses. *Computers and Education*, 131, 49-59.
- Peterson, J. (2019). An analysis of academic dishonesty in online classes. *Mid-Western Educational Researcher*, 31(1), 24-36.
- Xu, X., Kauer, S., & Tupy, S. (2016). Multiple-choice questions: Tips for optimizing assessment in-seat and online. *Scholarship of Teaching and Learning in Psychology*, 2(2), 147-158. <https://doi.org/10.1037/stl0000062>

日本大学国際関係学部研究年報に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部が発行する国際関係学部研究年報（以下研究年報という）に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 研究年報の発行者は、国際関係学部長とする。

2 研究年報は、毎年2月に発行するものとする。ただし、研究委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 研究委員会に、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、研究年報の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、研究委員会委員をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、研究委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、研究委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 研究年報に投稿することのできる者は、国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員とする。

2 共同執筆の場合、主たる執筆者は専任教員とする。ただし、共著者には他機関の者を含むことができる。

3 助手については、指導教授または関連分野の教授の推薦により、投稿することができる。

(原稿の種別)

第5条 研究年報に掲載する原稿は、学術研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

- ① 日本語
- ② 英語
- ③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「研究年報執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表,写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表,写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「研究年報掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年10月10日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査する。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、学部外者1名、学部内者1名の論文審査員を編集委員会が選任し、審査を委託する。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選任し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 研究年報の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 研究年報に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部研究年報からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 研究年報に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『研究年報』編集・執筆要項は廃止する。

国際関係学部研究年報執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
 - ② (1) ~ (4) 以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、原則として横書きで、字数16,000字以内（A4で10頁程度）で次の書式で作成してください。
 - ① 日本文 22字×42行×2段
 - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿（図表、写真を含む）及びデジタル原稿（原則として図表、写真を含む）に別紙「研究年報掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
 - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
 - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
 - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
 - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
 - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしませんが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト（約200語）を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト（約400語）を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該個所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
 - ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著者名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数（号数は括弧に入れる）、頁数（始頁、終頁）、発行年（西暦）の順に記述してください。
 - ② 単行本から引用する場合
番号、著者または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年（西暦）の順に記述してください。
 - ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。

9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』（昭和61年）125頁

末弘巖太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕
11巻5号（昭和14年1頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, “Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws”, *73 Columbia Law Review*
〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, “Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.”, *Archiv des öffentlichen Rechts*
〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, “Préface historique à l'étude des notions de contrat”, *Archives de Philosophie du Droit*
〔または *APD*〕13 (1968), p. 10.

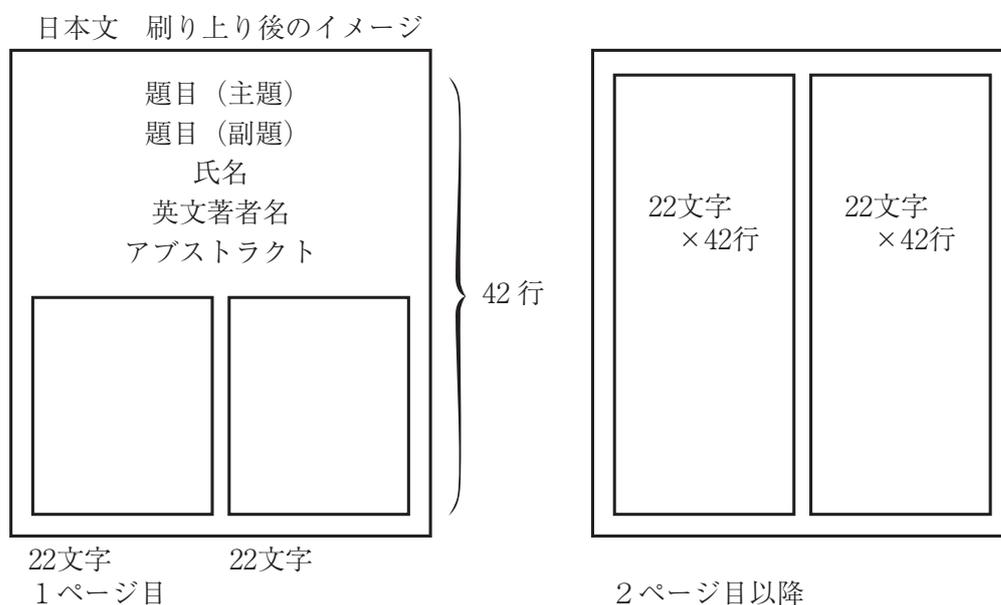
すでに引用した文献を再び引用する場合には、

Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p. 202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36



執筆者一覧

〈掲載順〉

安元隆子	教授	日本近代文学
大井川朋彦	助教	音声学
大淵三洋	教授	財政学
武井 勲	准教授	社会学
小野健太郎	教授	法律
B.アーウィン	助教	英語学

国際関係学部研究年報 第42集

令和4年2月28日 印刷

令和4年2月28日 発行

発行者 渡邊 武一郎

発行所 日本大学国際関係学部

〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号

電話 055-980-0808

印刷者 大和印刷株式会社

〒410-1102 静岡県裾野市深良3642番地の12

ISSN 0388-4279

**JOURNAL OF THE COLLEGE OF
INTERNATIONAL RELATIONS**

No.42

2022

College of International Relations

Nihon University, Japan